(2) 市防災行政デジタル無線設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-2-1

3　気象等情報関係・・3-3-1
(1) 情報の種類・・3-3-1
(2) 特別警報発表基準一覧・・3-3-1
(3) 警報・注意報発表基準一覧・・3-3-2
(4) 警報・注意報や天気予報の発表区域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-3-4
(5) 警報・注意報や天気予報の細分区域一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-3-4
(6) 気象等の情報伝達系統・・・3-3-5
(7) 火災気象通報・・・3-3-5
(8) 指定河川洪水予報・・3-3-6
(9) 水防警報・・3-3-6
(10) 土砂災害警戒情報・・・3-3-7

4　避難関係・・・3-4-1
(1) 土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-4-1
(2) 河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-4-3
(3) 避難情報等の発令判断基準水位のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-4-6

第４部　防災拠点、物資・輸送に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1-1

1　避難場所（避難施設）・・4-1-1
(1) 指定緊急避難場所の指定方針・・・4-1-1
(2) 指定避難所の指定方針・・4-1-2
(3) 広域避難地の指定方針・・4-1-3
(4) 指定緊急避難場所、指定避難所・・4-1-4

2　避難経路として想定される主要道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-2-1

3　非常用品備蓄・・・4-3-1
(1) 防災用備蓄資機材庫の必要資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3-1
(2) 食糧およびその他の生活必需品等の備蓄目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-3-2
(3) 非常用品備蓄・・・4-3-3
(4) 県の備蓄倉庫および備蓄物資・・・4-3-5

4　物資供給関係・・4-4-1
(1) 地震発生時の時間経過に応じた対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-4-1
(2) 災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領(滋賀県)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-4-2

5　道路・輸送関係・・・

(1) 医療関係調達先・・5-2-1
(2) 感染症指定医療関係（滋賀県）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-2-2

第６部　災害復旧に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-1-1

1　被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-1-1

2　被災者支援関係・・・6-2-1
(1) 被災者生活再建支援金の支給内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2-1
(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2-2
(3) 災害弔慰金の支給内容・・・6-2-2
(4) 災害障害見舞金の支給内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2-3
(5) 彦根市障害見舞金の支給内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2-3
(6) 災害援護資金の貸付内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2-4
(7) 生活福祉資金の貸付内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2-4
(8) 天災融資法による融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2-5

3　公共施設の復旧事業関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-3-1
(1) 災害復旧事業の種類・・・6-3-1
(2) 激甚災害に係わる財政援助措置の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-3-2
(3) 局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-3-3

第７部　その他資料・・7-1-1

1　例規関係・・7-1-1
(1) 彦根市防災会議条例・・・7-1-1
(2) 彦根市防災会議規程・・・7-1-4
(3) 彦根市防災会議委員・幹事・書記名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-6
(4) 彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-7
(5) 彦根市防災会議ライフライン部会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-8
(6) 彦根市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-9
(7) 彦根市災害対策本部規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-10
(8) 彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-36
(9) 彦根市消防団規則・・7-1-45
(10) 彦根市自主防災組織整備推進要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-55
(11) 彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-59
(12) 彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-70
(13) 災害救助法関係・・・7-1-71

(14) 災害救助用米穀引渡要請書・・7-1-84
(15) 火災・災害等即報要領・・7-1-85
(16) 災害即報事項例示・・7-1-107
(17) 災害の被害認定基準・・・7-1-109
(18) 災害確定報告（第１号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-111
(19) 緊急車両指定・・・7-1-114
(20) 放送事業者との連携体制における連絡様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-121
(21) 防疫関係・・・7-1-122
(22) 彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1-124

2　内部報告書等資料・・・7-2-1
(1) 災害対策配備体制召集連絡表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-2-1
(2) 職員動員・活動報告書・・7-2-2
(3) 参集途上報告書・・7-2-3
(4) 応援要請・指示命令書・・7-2-4
(5) 彦根市災害対策本部情報処理票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-2-5
(6) 災害危険箇所調書・・7-2-8
(7) 広報文例・・・7-2-10
(8) 避難所関係様式・・・7-2-16
(9) り災証明関係・・7-2-19
(10) 外国人安全確認関係・・・7-2-24

3　原子力災害関連資料・・・7-3-1
(1) 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測結果・・・・・・・・・・・・・・・・・7-3-1
(2) 原子力災害防護措置基準表（OIL と防護措置について）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-3-3
(3) 安定ヨウ素剤服用に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-3-4
(4) 食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-3-8

4　その他・・7-4-1
(1) 標識および腕章の概要図・・7-4-1
(2) 国民保護法が適用されると疑われる事案が発生した際の「避難に関する事項」報告書 7-4-2

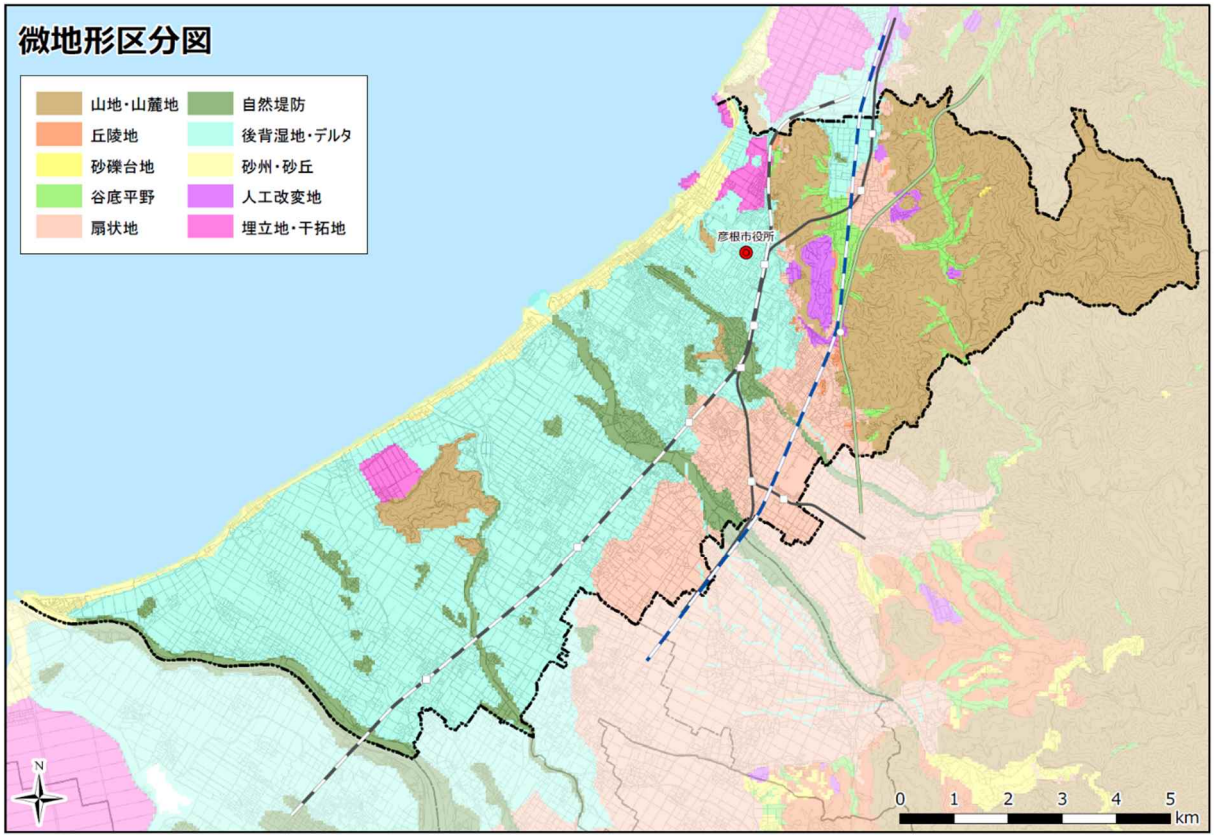

図　微地形区分図
（「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査」（地形分類図）国土交通省国土情報課）

(ｱ) 地形からみた特徴

彦根市の大部分の地域を後背湿地・デルタが占め、浸水の可能性や揺れやすさ、液状化の可能性が高い。その他、大きな範囲の山地では、土砂災害の危険性があり、扇状地では、後背湿地・デルタと比較して災害危険性は低いが、災害が起こる地域である。

地形から見た彦根市は、全域で災害を受ける可能性の大きい地域であることが読み取れる。

(2) 気象状況の概要・記録等

ア　彦根市の気象概要（平年値）

項目内容	内容
年平均気温	15.0℃
年間降水量	1610.0mm
年間降雪量	81cm
年平均相対湿度	74%
年間日照時間	1863.3 時間
年平均風速	3.0m/s
年最多風向	北西

（平年値：1991～2020 年）

イ　彦根市の気象記録（極値）

項目	最大値	年月日
日最大 10 分間降水量	27.5mm	2001.7.17
日最大 1 時間降水量	63.5mm	2001.7.17
日降水量	596.9mm	1896.9.7
月降水量	1,018.8mm	1896.9
年降水量	3,065.5mm	1896
日最大風速・風向	31.2m/s・南南東	1934.9.21
日最大瞬間風速・風向	46.2m/s・南東	2018.9.4
月最深積雪	93cm	1918.1.9

統計期間（1893 年 10 月～2024 年 2 月）

（注）日最大 10 分間降水量の統計期間については、1937 年～2024 年 2 月
（注）日最大 1 時間降水量の統計期間については、1934 年～2024 年 2 月
（注）日最大瞬間風速の統計期間については、1920 年～2024 年 2 月

(3) 林野面積

（単位：ha）

区分 年度	総数	人工林		天然林		竹林	無立木地		更新 困難地
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		伐採跡地	未立木地	
R5	2,533	804	7	907	663	93	－	53	7

資料：県森林政策課

2　社会的条件

(1) 市土地利用の状況

ア　市街化区域の用途地域の内訳

地域名	面積(ha)
第１種低層住居専用地域	68.0
第１種中高層住居専用地域	606.3
第１種住居地域	844.0
第２種住居地域	34.5
準住居地域	10.2
近隣商業地域	250.1
商業地域	60.5
準工業地域	312.8
工業地域	231.2
工業専用地域	154.0
用途地域	2,571.6

（令和５年４月１日現在）

イ　地目別土地利用状況

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積(k㎡)	98.28	29.56	3.48	19.55	0.19	18.57	0.34	4.29	22.3

（令和５年１月１日現在）

(2) 事業所の概況

区分	総数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業
事業所数	4,759	34	－	405	358	17	34	101
従業者数	55,711	352	－	2,481	11,703	174	201	1,917

区分	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業・物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス	飲食サービス業・宿泊業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉
事業所数	1,115	92	276	203	568	397	219	432
従業者数	11,148	1,204	1,287	1,153	4,999	1,616	3,956	7,527

区分	複合サービス業	サービス業（他に分類されないもの）	公務
事業所数	32	442	34
従業者数	617	4,241	1,135

（令和３年６月１日現在）

(2) 雨量計・量水標（各河川の水位）

ア　雨量計

観測所名	位置	自記テレメーターの別	管理者	電話番号
彦根	城町２丁目 5-25	テレメーター	彦根地方気象台	22-6141
彦根	松原町	テレメーター	琵琶湖河川事務所	077-546-0844
彦根	元町 4-1	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
仏生寺	仏生寺町	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
清崎	清崎町古城山	テレメーター	湖東土木事務所河川砂防課	27-2248
城南小	西今町 380	テレメーター	彦根市危機管理課	30－6150
河瀬小	極楽寺町 118	テレメーター	彦根市危機管理課	30－6150
稲枝北小	下岡部町 597	テレメーター	彦根市危機管理課	30－6150

イ　量水標

観測所名	河川名	位置	種別	水　位				計画高水位	管　理　者
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険		
松原	琵琶湖	松原町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	0.55	0.70	0.80	1.15		琵琶湖河川事務所
井堰橋	矢倉川	鳥居本高根	水位標識						彦根市
下芹橋	芹川	長曽根町	簡易量水標						湖東土木事務所
中藪橋	芹川	中藪１丁目	簡易量水標						湖東土木事務所
池州橋	芹川	池州町	簡易量水標 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
後三条橋	芹川	後三条町	簡易量水標						湖東土木事務所
芹橋	芹川	橋向町	簡易量水標						湖東土木事務所
恵比寿橋	芹川	河原１丁目	水位標識						彦根市
中芹橋	芹川	芹町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ 簡易量水標 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
西沼波橋	芹川	西沼波町	簡易量水標						湖東土木事務所
芹川旭橋	芹川	東沼波町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ 簡易量水標	0.70	0.90	1.00	1.40		湖東土木事務所
大堀橋	芹川	大堀町	簡易量水標						湖東土木事務所
中川原橋	芹川	多賀町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	0.90	1.10	1.40	1.65		湖東土木事務所
今橋	犬上川	西今町	簡易量水標						湖東土木事務所
犬上川橋	犬上川	八坂町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	85.07	85.77			87.21	湖東土木事務所

観測所名	河川名	位置	種別	水　位				計画高水位	管　理　者
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険		
宇尾大橋	犬上川	宇尾町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ 水位標識						湖東土木事務所 彦根市
千鳥橋	犬上川	高宮町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	0.80	1.70	2.00	2.30		湖東土木事務所
無賃橋	犬上川	高宮町	水位標識						彦根市
大山橋	宇曽川	賀田山町	簡易量水標						湖東土木事務所
賀田山町西	安食川	賀田山町	簡易量水標						湖東土木事務所
新大山橋	宇曽川	賀田山町	水位標識						彦根市
金沢大橋	宇曽川	金沢町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	1.50	2.50	2.90	3.70		湖東土木事務所
金海橋	宇曽川	海瀬町	水位標識						彦根市
上枝	宇曽川	豊郷町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	1.40	2.20	2.90	3.60		湖東土木事務所
葉枝見橋	愛知川	本庄町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	2.50	3.50				湖東土木事務所
御幸橋	愛知川	愛荘町	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	1.00	1.50	1.75	2.30	3.95	湖東土木事務所
紅葉橋	愛知川	東近江市	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	3.15	3.45	3.80	4.20		東近江土木事務所

※彦根市水防計画を参照

(5) 水防資機材

ア　水防倉庫の現有資機材

品 名	鳥居本水防倉庫	東沼波水防倉庫	河瀬水防倉庫	須越水防倉庫	本庄水防倉庫	金沢橋水防倉庫	開出今水防倉庫	宇曽川水防倉庫	新海水防倉庫	中薮水防倉庫	計
杭(4.0m)					45	10	20		5		80 本
〃(3.5m)					40						40 本
〃(3.0m)	60	10	50			80	70	70	55	35	430 本
〃(2.5m)						20			35		55 本
〃(2.0m)	40	60	100	90	70	170	100	100	60	50	840 本
〃(1.5m)	7	50		15					50	50	172 本
鉄杭(1.2m)	16	20		15			60	20			125 本
木板(1.8m)											0 枚
足場板(L=3.5m)	45		25								70 枚
縄	110	20	22	15	15	60	5	40	20	20	327 枚
ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ	100		100			60	50	100	40	270	720 枚
土のう袋	2000	2000	2000	2000	1200	2000	2000	2000	1600	6000	22800 枚
ﾁｪｰﾝｿｰ(油含む)		1								3	4 台
ｶﾞﾝﾄﾞのこ	5	10	5		3		5	8			36 台
金ﾂﾞﾁ	10	3	10				4	10	5		42 本
大ﾊﾝﾏｰ	1			1			5		3		10 本
ｵﾉ	5		3		5		5	6	3		27 本
ﾍﾟﾝﾁ	5	5	4		1		4				19 本
ｽｺｯﾌﾟ（剣）	25		11	15	15	18	20	20	8	14	146 本
ｶｹﾔ	2	5	6	5	4	5	3	2	3		35 本
ﾀｺ				1	1		4	1	2		9 本
ﾂﾙﾊｼ	3	5	6	5	5	8	10	7	5	5	59 本
ｸﾜ(平)	1	1	4	5		5	4	5		4	29 本
ｸﾜ											0 本
ﾊﾞﾝ線	3	3	1					3			10 巻
ﾀｹﾎｳｷ											0 本
ｸﾘｯﾊﾟｰ	1	2	1					1			5 本
ｼﾉ	5						4				9 本
ｶﾏ	8		5		7			6	3		29 丁
ﾅﾀ	5	4	5		1		5				20 本
一輪車	5			1	2		10	2	2		22 台
吸出ﾌｪﾙﾄ	20							1	7		28 巻
ﾄﾗﾛｰﾌﾟ（20m）	1								1	1	3 巻
懐中電気	1		1	2	2	2	2	2			12 ケ
ﾛｰﾌﾟ(50m 巻)											0 巻

（令和６年４月現在）

(8) 防災重点ため池

ため池名	所在地	管理者	受益面積(ha)	ため池の規模		
				堤高(m)	堤長(m)	貯水量(㎥)
ｶｸﾚﾀﾆｲｹ 匿谷池	仏生寺町	西法寺区、仏生寺町自治会	8.0	11.0	50	18,000
ﾓﾛｷｲｹ 村木池	正法寺町	正法寺町水利組合	12.0	6.8	88	15,900
ｽｲｶﾞﾏｲｹ 吸蒲池	正法寺町	正法寺町水利組合	12.0	1.5	79	1,600
ｺｳｶﾞﾀﾆｶﾐｲｹ 甲ケ谷上池	野田山町	野田山町農水組合水利担当	10.0	4.9	48	6,000
ｺｳｶﾞﾀﾆｼﾓｲｹ 甲ケ谷下池	野田山町	野田山町農水組合水利担当	10.0	2.8	83	9,900
ﾊﾂﾀﾝｲｹ 八反池	正法寺町	正法寺町水利組合	12.0	3.0	125	16,000
ｱﾝﾗｸﾎﾞｳｲｹ 安楽坊池	正法寺町	正法寺町水利組合	12.0	4.4	48	5,000
ｶﾐｲｹ 上池	正法寺町	正法寺町水利組合	12.0	4.5	55	10,000
ｻｶｼﾀｲｹ 坂下池	里根町	里根町自治会	0.5	5.4	50	6,000
ｻﾄｶﾞﾀﾆｶﾐｲｹ 里ケ谷上池	野田山町	野田山町農水組合水利担当	5.0	2.9	42	3,000
ｻﾄｶﾞﾀﾆｼﾓｲｹ 里ケ谷下池	野田山町	野田山町農水組合水利担当	5.0	2.2	48	1,500
ｵｸﾉﾎﾞｳｲｹ 奥ノ坊池	甲田町	甲田町自治会	3.0	1.2	24	400
ﾔﾏﾉｶﾐｲｹ 山ノ神池	甲田町	甲田町自治会	3.0	4.7	24	1,400
ﾀﾆﾉｵｸｲｹ 谷ノ奥池	笹尾町	笹尾町自治会	3.0	2.2	17	300

(9) 洪水ハザードマップ

ア　洪水ハザードマップ（想定最大規模）

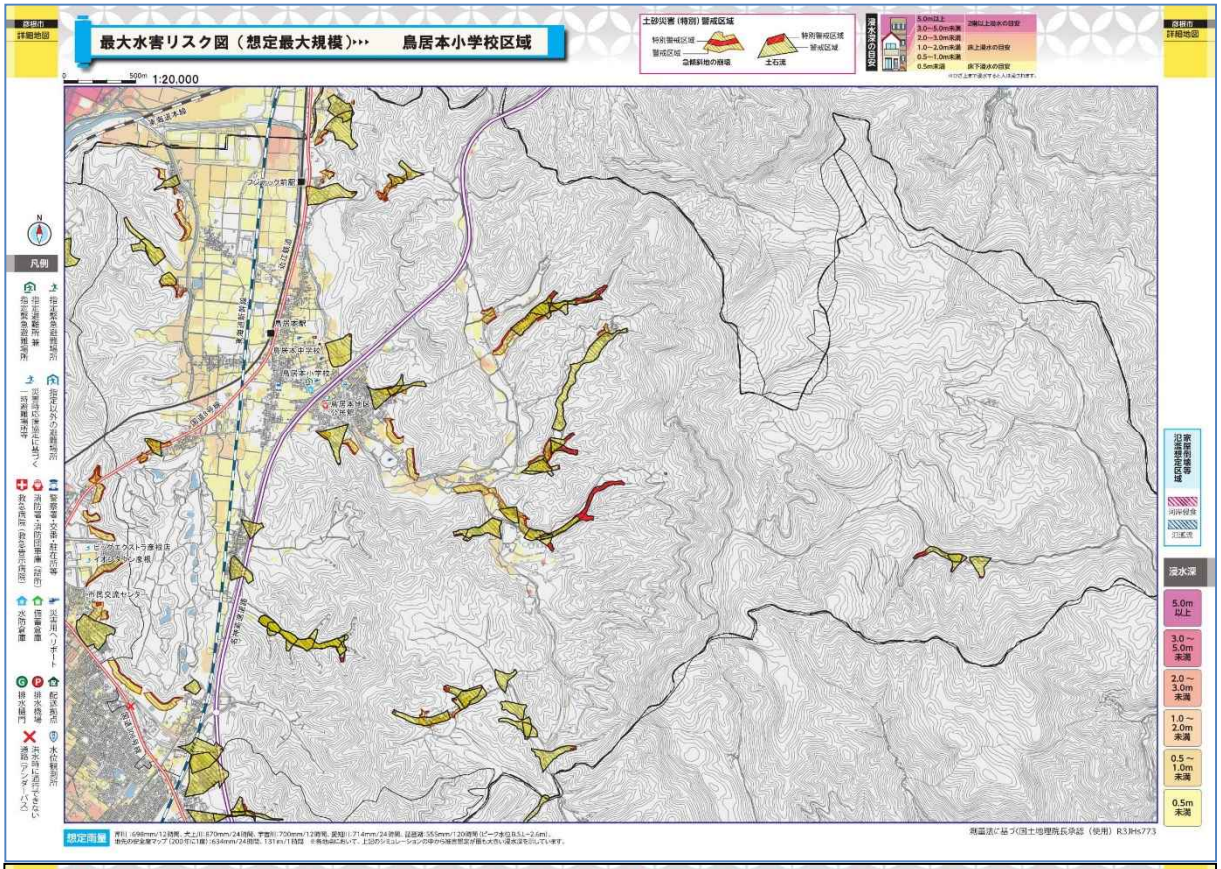

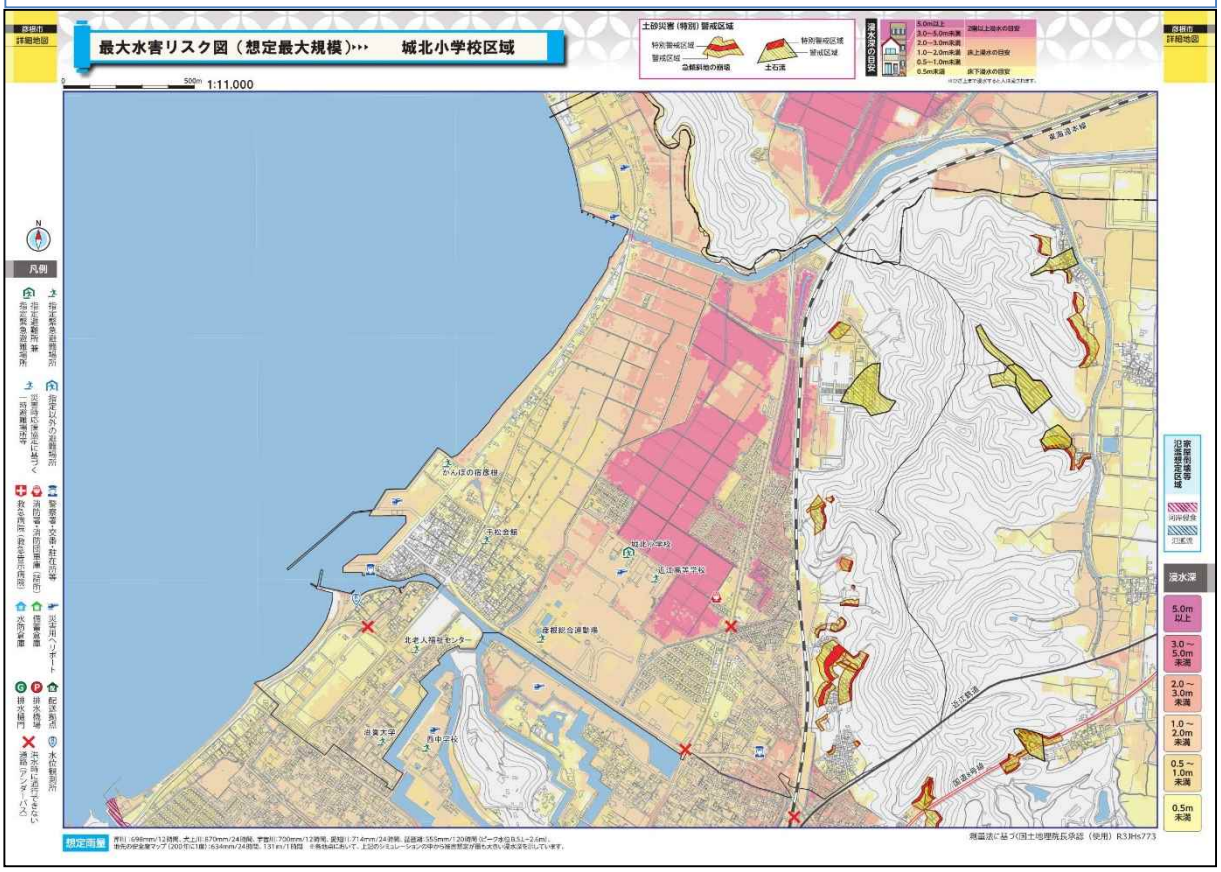

※かんぽの宿彦根は、亀の井ホテル彦根に名称変更
※彦根総合運動場は、彦根総合スポーツ公園に名称変更

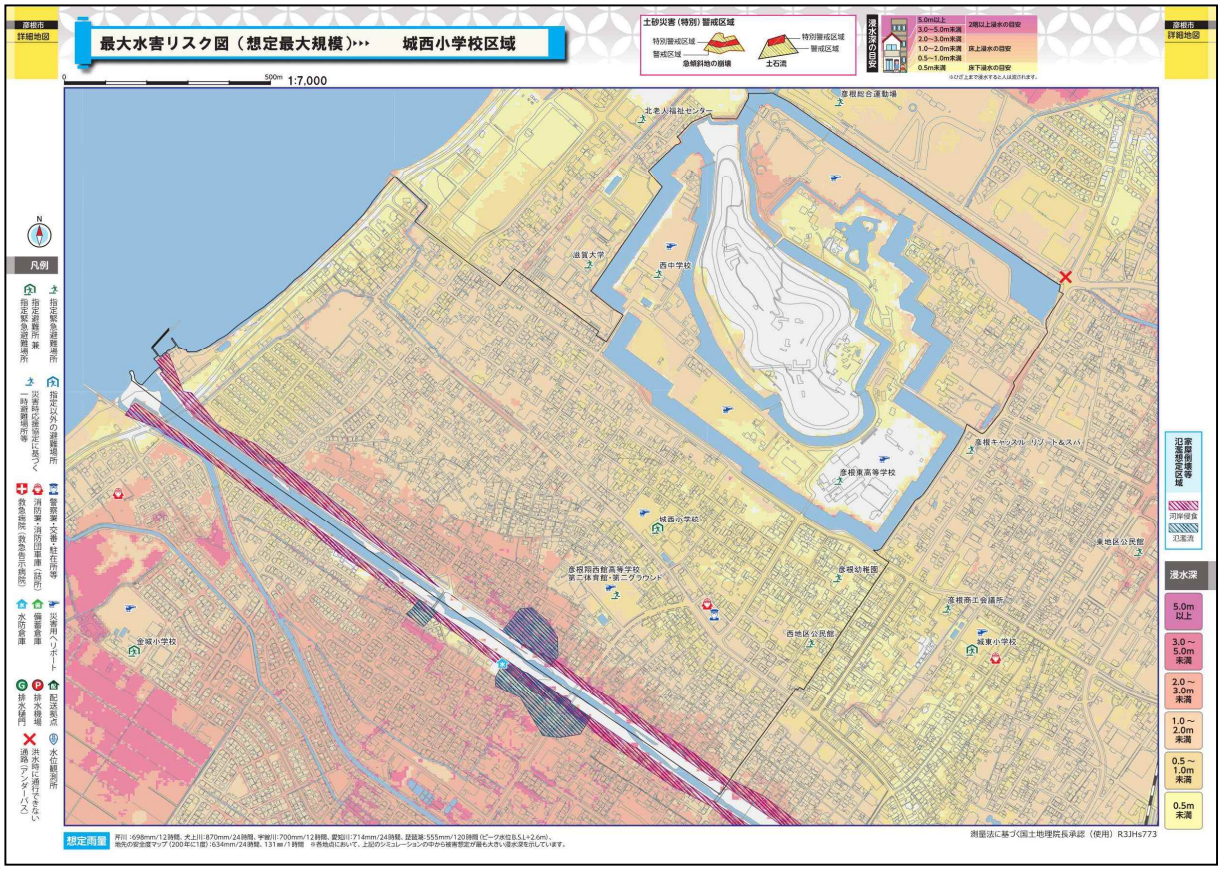

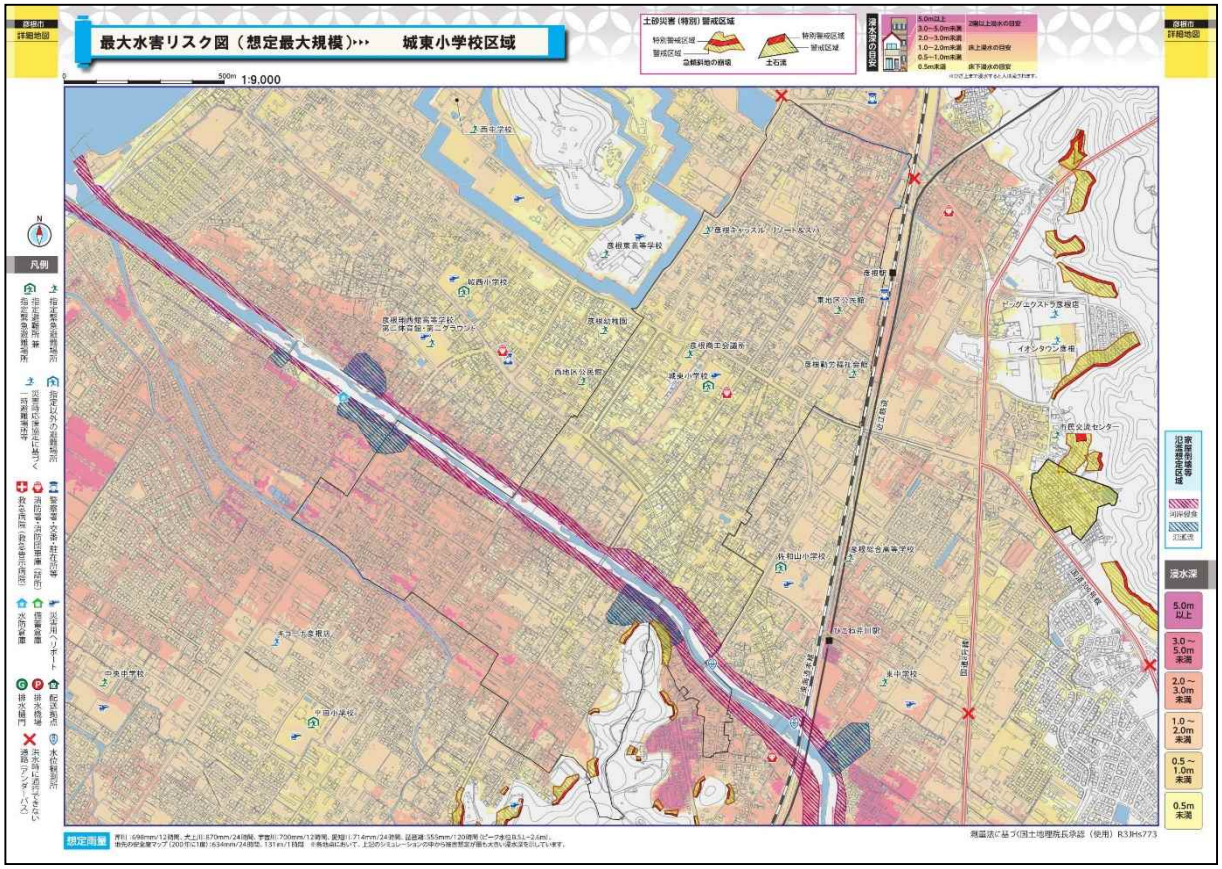

※かんぽの宿彦根は、亀の井ホテル彦根に名称変更
※彦根総合運動場は、彦根総合スポーツ公園に名称変更

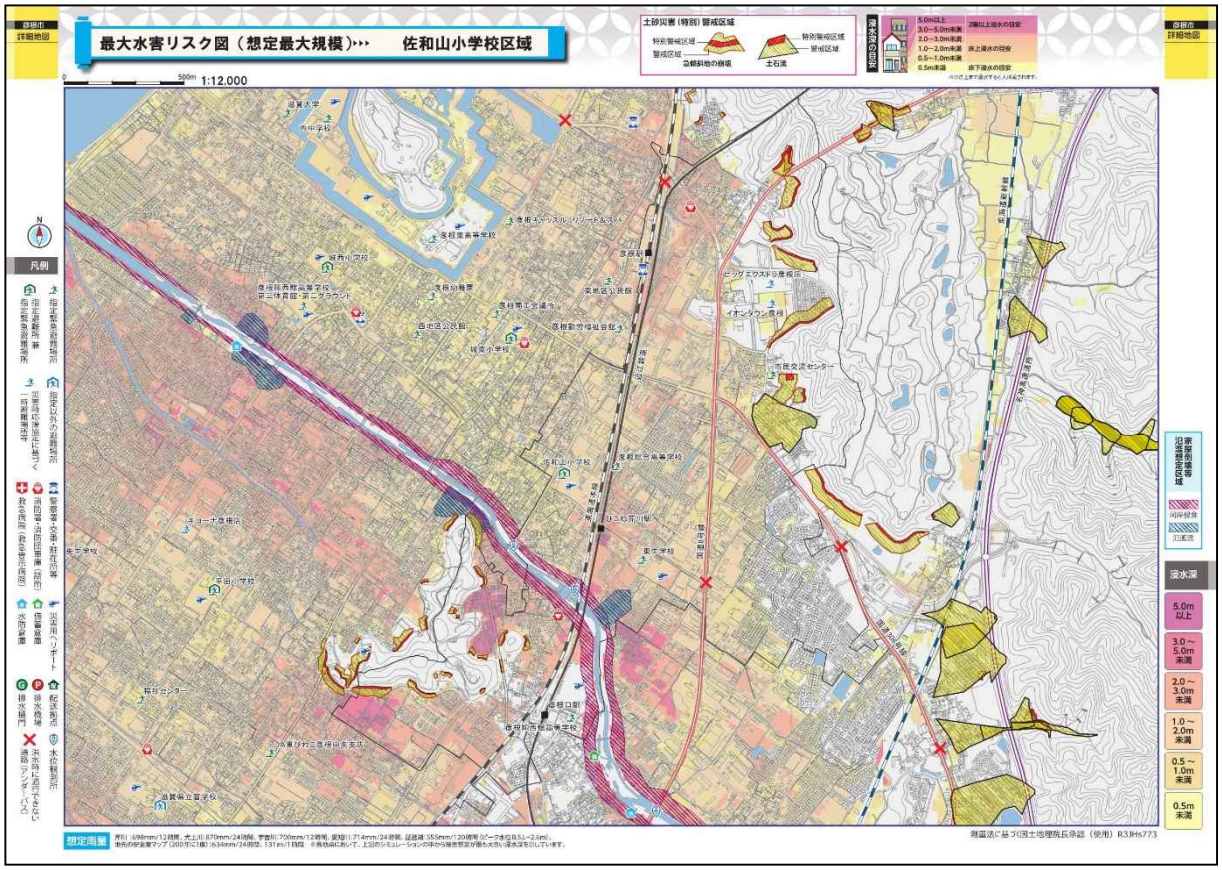
最大水害リスク図（想定最大規模）
佐和山小学校区域
1:12,000
土砂災害（特別）警戒区域
浸水深の目安
凡例
浸水深
5.0m以上
3.0～5.0m未満
2.0～3.0m未満
1.0～2.0m未満
0.5～1.0m未満
0.5m未満
想定雨量

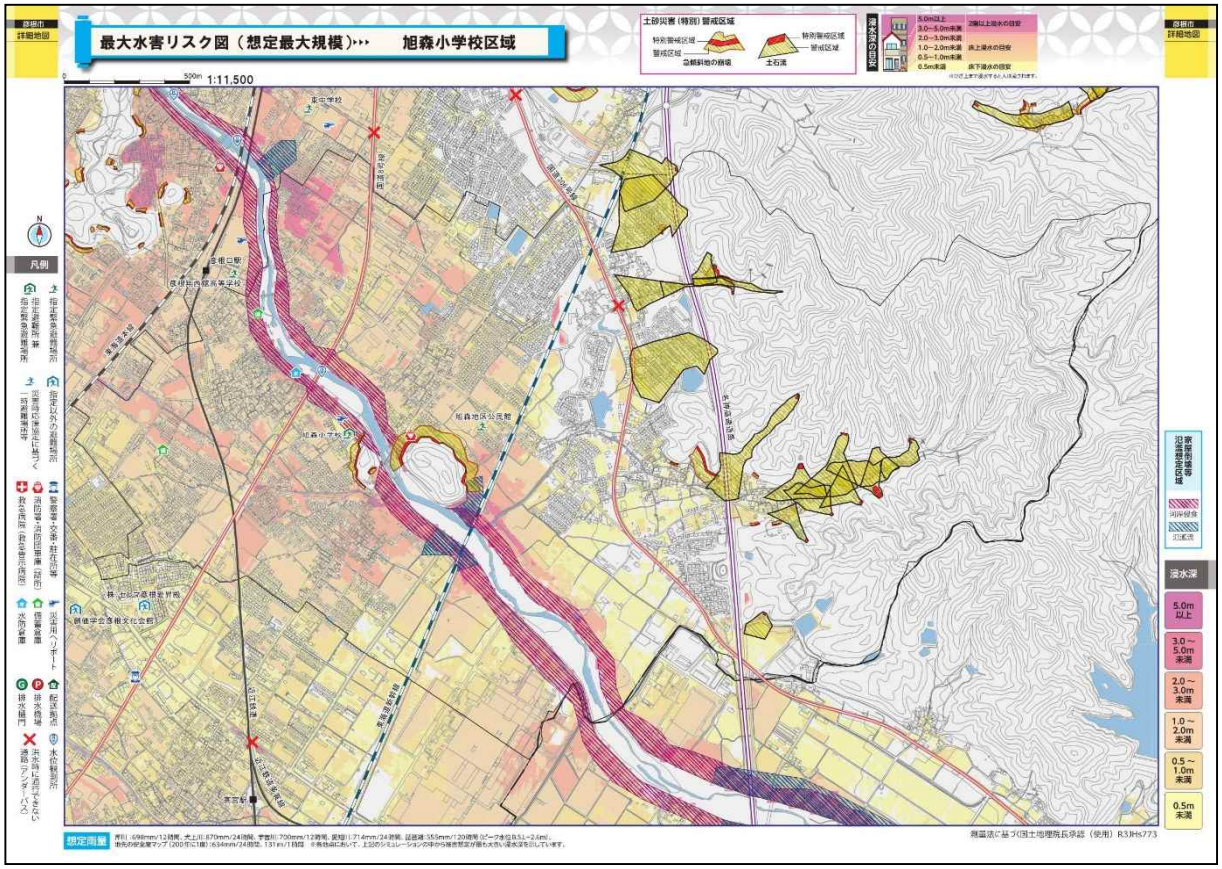
最大水害リスク図（想定最大規模）
旭森小学校区域
1:11,500
土砂災害（特別）警戒区域
浸水深の目安
凡例
浸水深
5.0m以上
3.0～5.0m未満
2.0～3.0m未満
1.0～2.0m未満
0.5～1.0m未満
0.5m未満
想定雨量

イ　洪水ハザードマップ（計画規模）

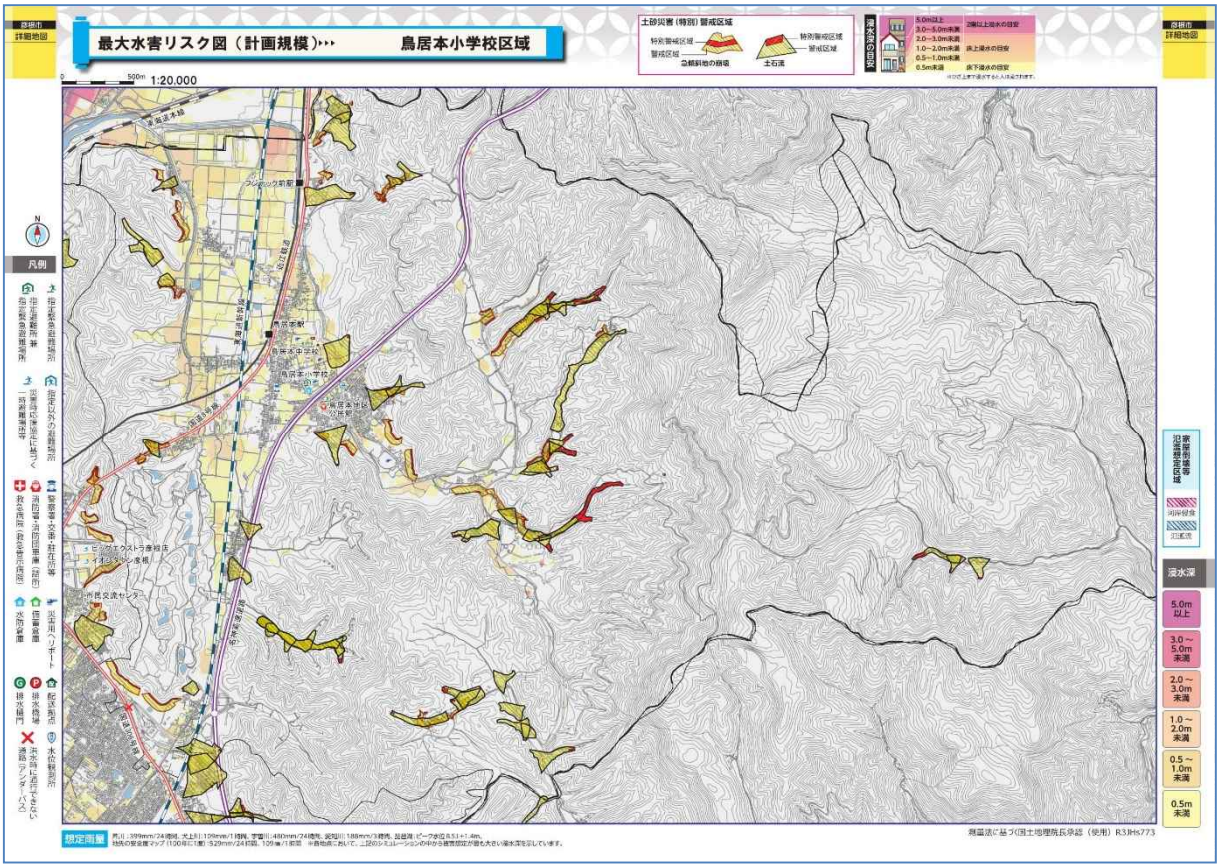

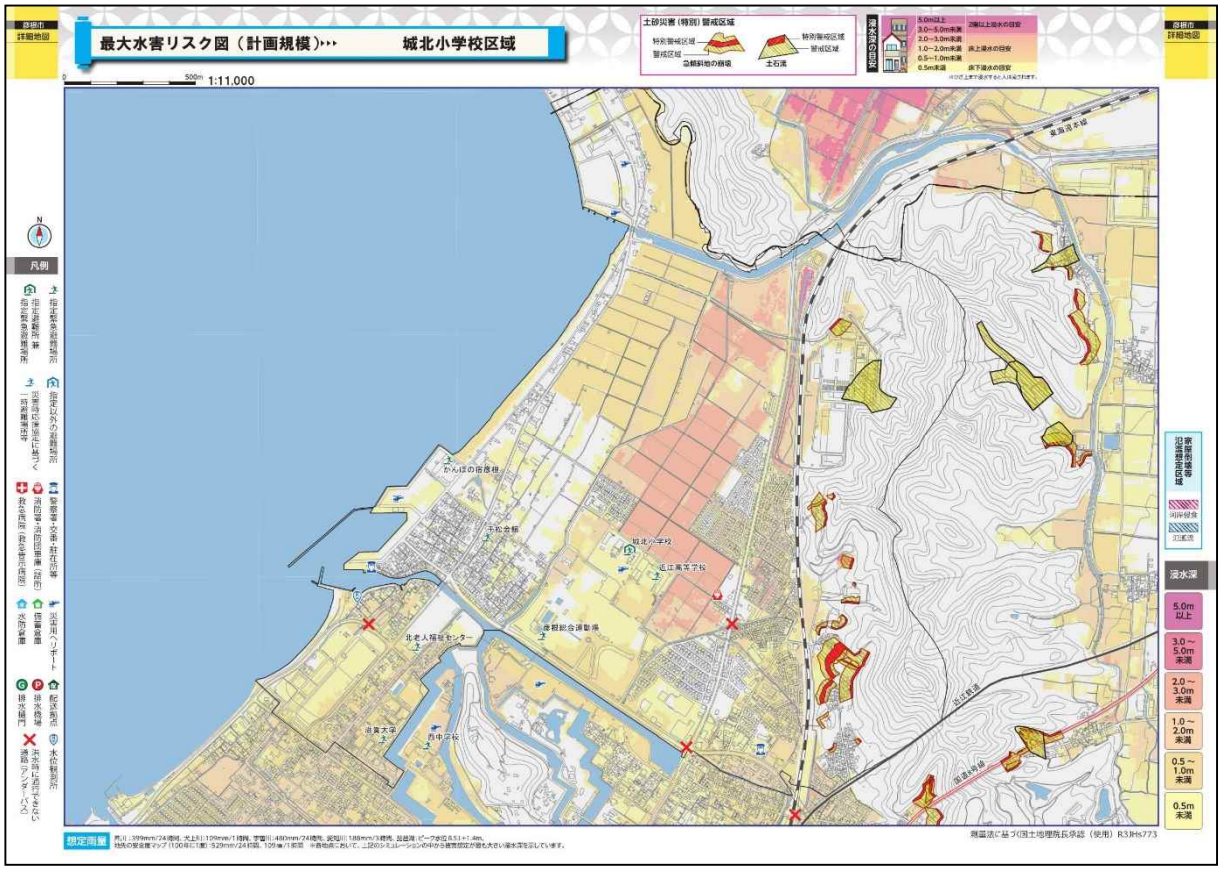

※かんぽの宿彦根は、亀の井ホテル彦根に名称変更
※彦根総合運動場は、彦根総合スポーツ公園に名称変更

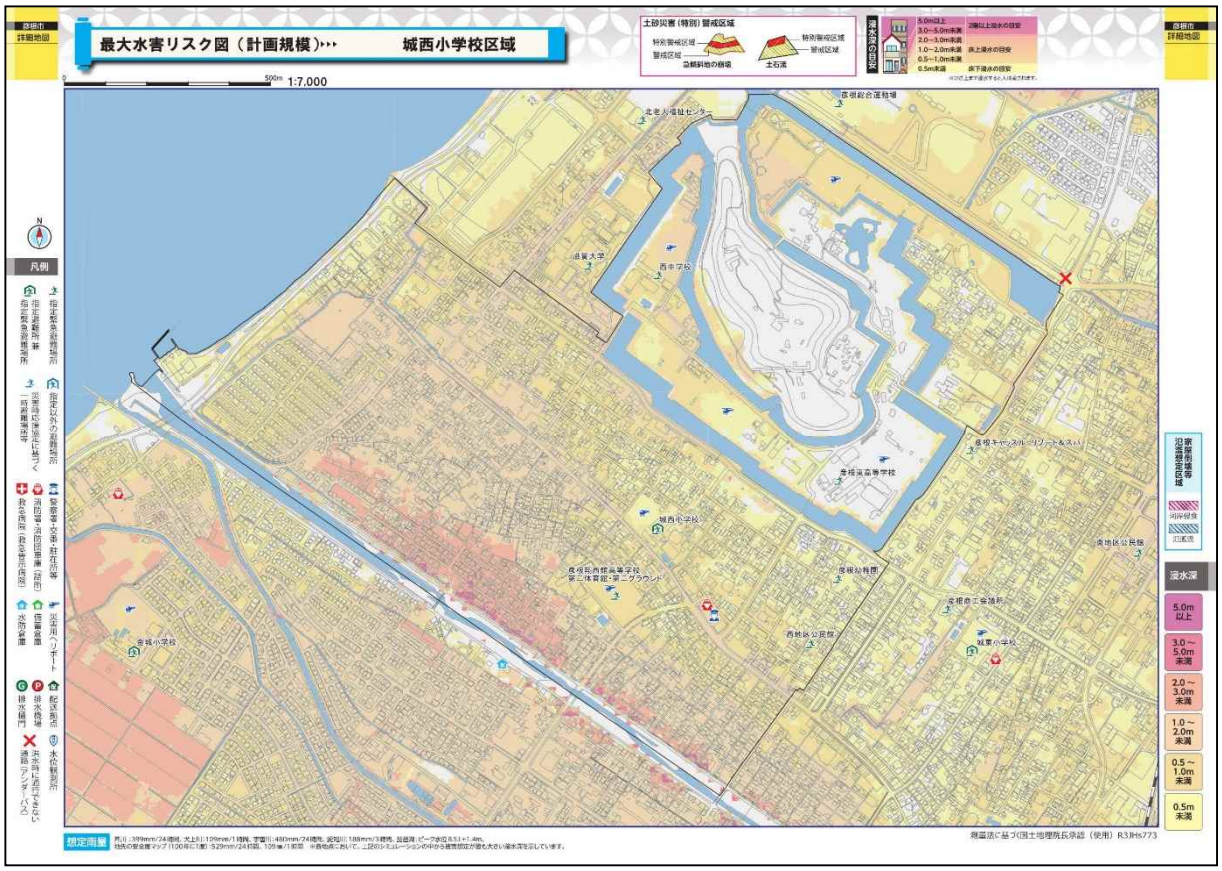

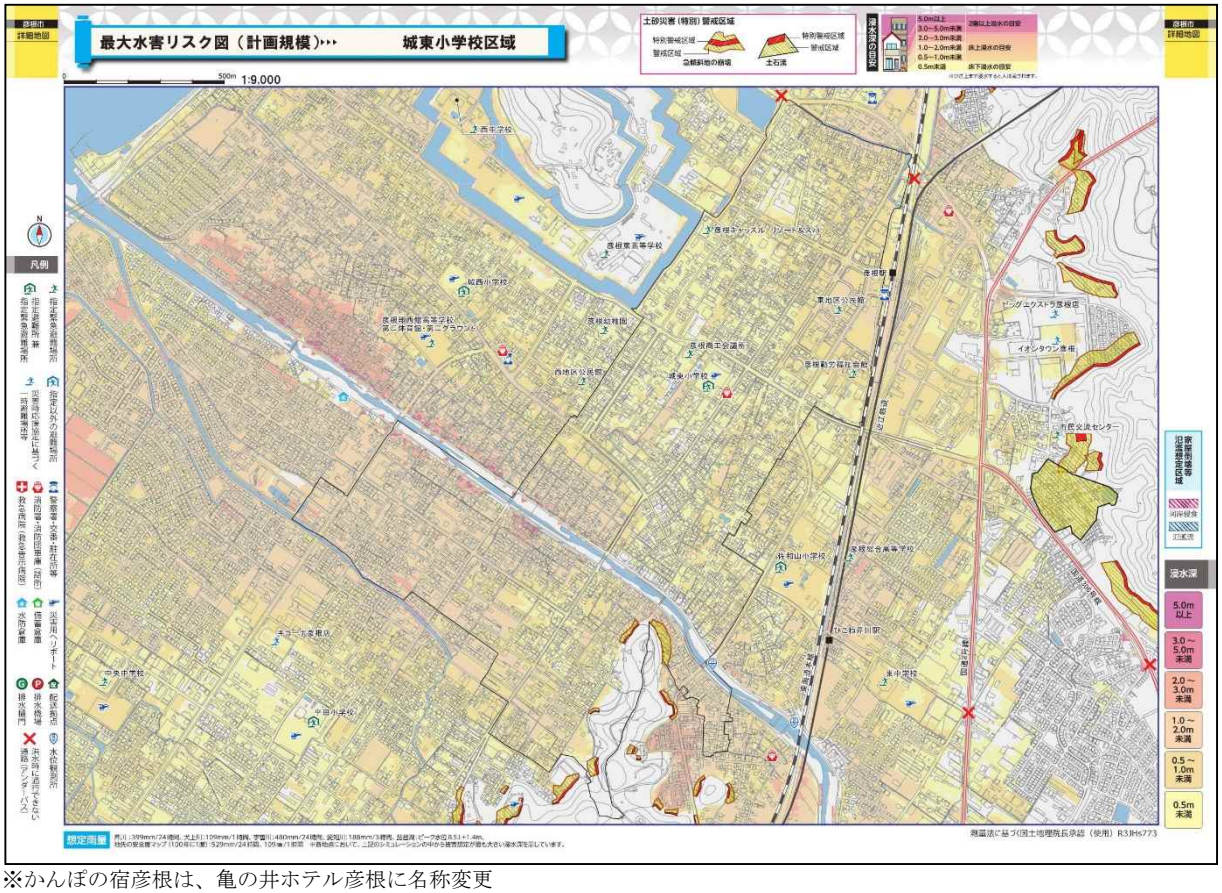

※かんぽの宿彦根は、亀の井ホテル彦根に名称変更
※彦根総合運動場は、彦根総合スポーツ公園に名称変更

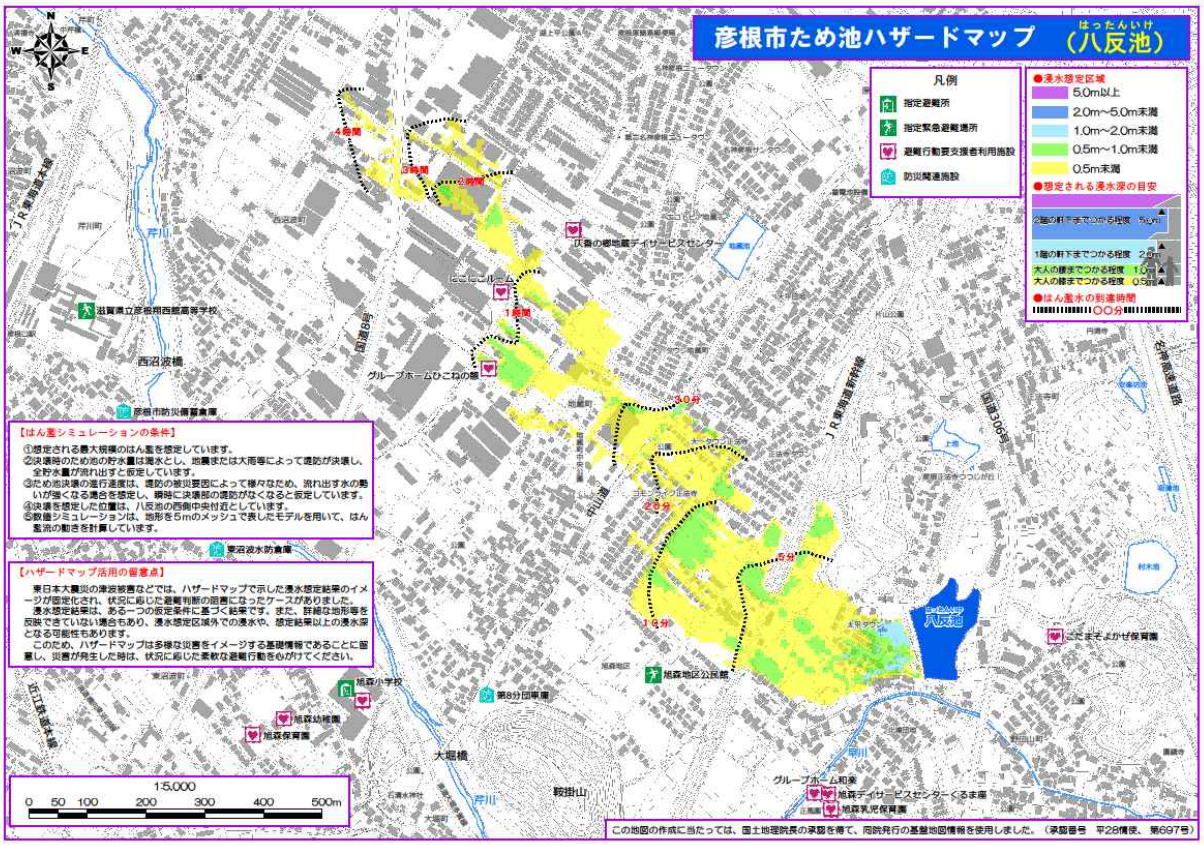
彦根市ため池ハザードマップ　（八反池）
凡例
指定避難所
指定緊急避難場所
避難行動要支援者利用施設
防災関連施設
●浸水想定区域
5.0m以上
2.0m～5.0m未満
1.0m～2.0m未満
0.5m～1.0m未満
0.5m未満
●想定される浸水深の目安
2階の軒下までつかる程度 5.0m
1階の軒下までつかる程度 2.0m
大人の腰までつかる程度 1.0m
大人の膝までつかる程度 0.5m
●はん濫水の到達時間
○○分
【はん濫シミュレーションの条件】
①想定される最大規模のはん濫を想定しています。
②決壊時のため池の貯水量は満水とし、地震または大雨等によって堤防が決壊し、全貯水量が流れ出すと仮定しています。
③ため池決壊の進行速度は、堤防の被災要因によって様々なため、流れ出す水の勢いが強くなる場合を想定し、瞬時に決壊部の堤防がなくなると仮定しています。
④決壊を想定した位置は、八反池の西側中央付近としています。
⑤数値シミュレーションは、地形を5mのメッシュで表したモデルを用いて、はん濫流の動きを計算しています。
【ハザードマップ活用の留意点】
東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。
浸水想定結果は、あるつの仮定条件に基づく結果です。また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。
このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、災害が発生した時は、状況に応じた柔軟な避難行動をめがけてください。
1:5,000
0 50 100 200 300 400 500m
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。（承認番号　平28情使、第697号）

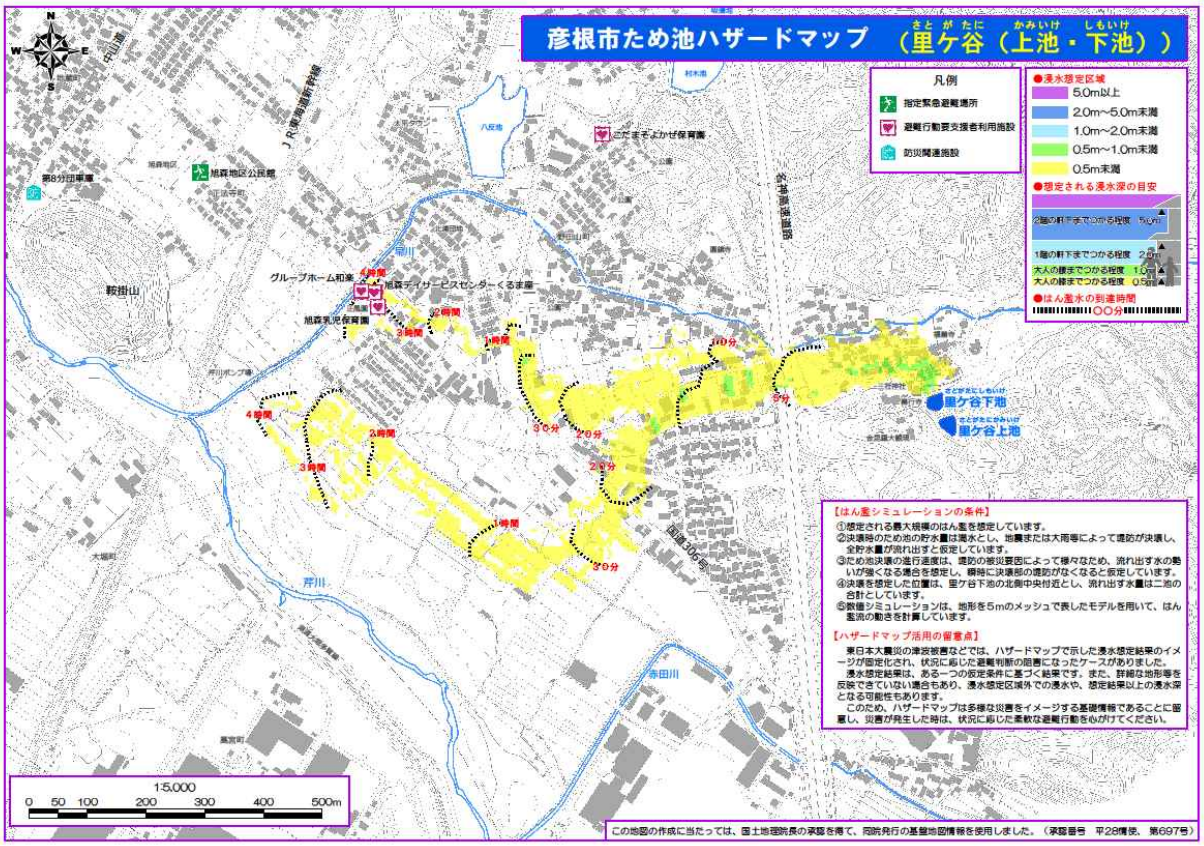
彦根市ため池ハザードマップ　（里ケ谷（上池・下池））
凡例
指定緊急避難場所
避難行動要支援者利用施設
防災関連施設
●浸水想定区域
5.0m以上
2.0m～5.0m未満
1.0m～2.0m未満
0.5m～1.0m未満
0.5m未満
●想定される浸水深の目安
2階の軒下までつかる程度 5.0m
1階の軒下までつかる程度 2.0m
大人の腰までつかる程度 1.0m
大人の膝までつかる程度 0.5m
●はん濫水の到達時間
○○分
【はん濫シミュレーションの条件】
①想定される最大規模のはん濫を想定しています。
②決壊時のため池の貯水量は満水とし、地震または大雨等によって堤防が決壊し、全貯水量が流れ出すと仮定しています。
③ため池決壊の進行速度は、堤防の被災要因によって様々なため、流れ出す水の勢いが強くなる場合を想定し、瞬時に決壊部の堤防がなくなると仮定しています。
④決壊を想定した位置は、里ケ谷下池の北側中央付近とし、流れ出す水量は二池合計としています。
⑤数値シミュレーションは、地形を5mのメッシュで表したモデルを用いて、はん濫流の動きを計算しています。
【ハザードマップ活用の留意点】
東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。
浸水想定結果は、あるつの仮定条件に基づく結果です。また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。
このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、災害が発生した時は、状況に応じた柔軟な避難行動をめがけてください。
1:5,000
0 50 100 200 300 400 500m
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。（承認番号　平28情使、第697号）

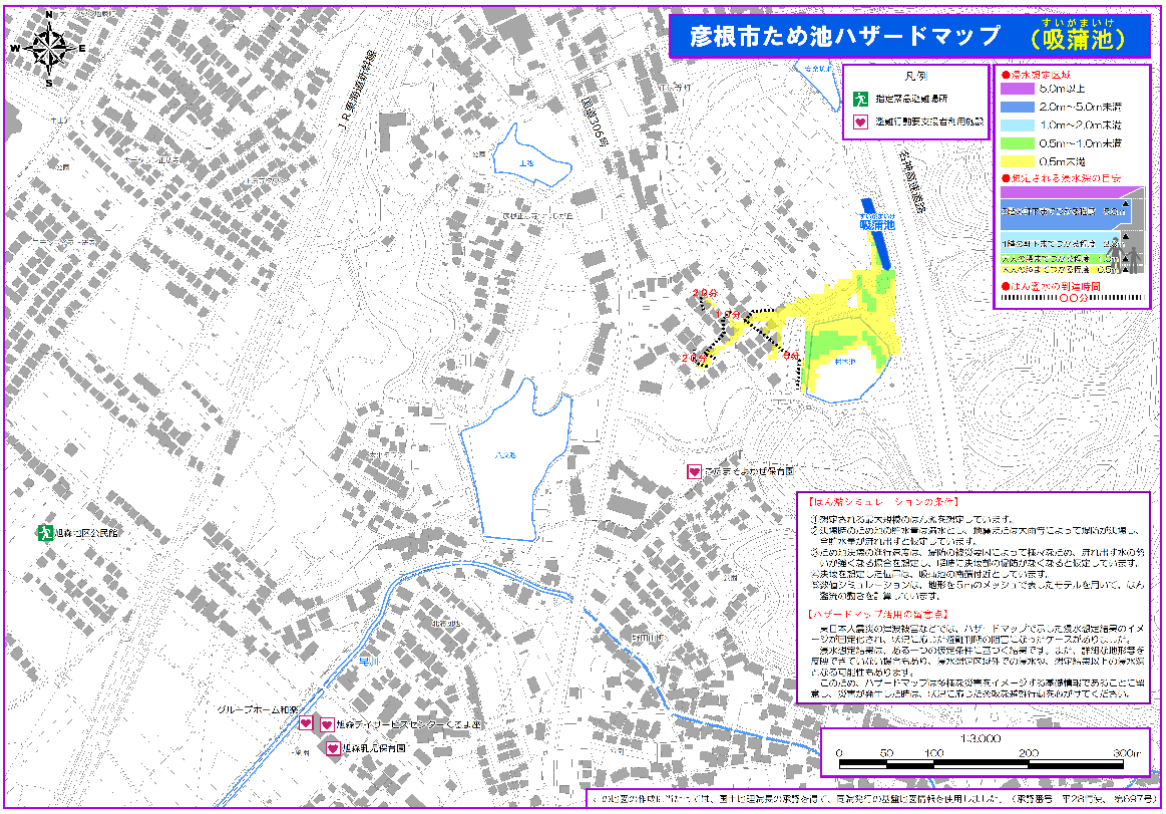
彦根市ため池ハザードマップ　（吸蒲池）
凡例
指定緊急避難場所
要配慮者利用施設
浸水想定区域
5.0m以上
2.0m～5.0m未満
1.0m～2.0m未満
0.5m～1.0m未満
0.5m未満
想定される浸水深の目安
はん濫水の到達時間
吸蒲池
【はん濫シミュレーションの条件】
【ハザードマップ活用の留意点】
1:3,000
0 50 100 200 300m

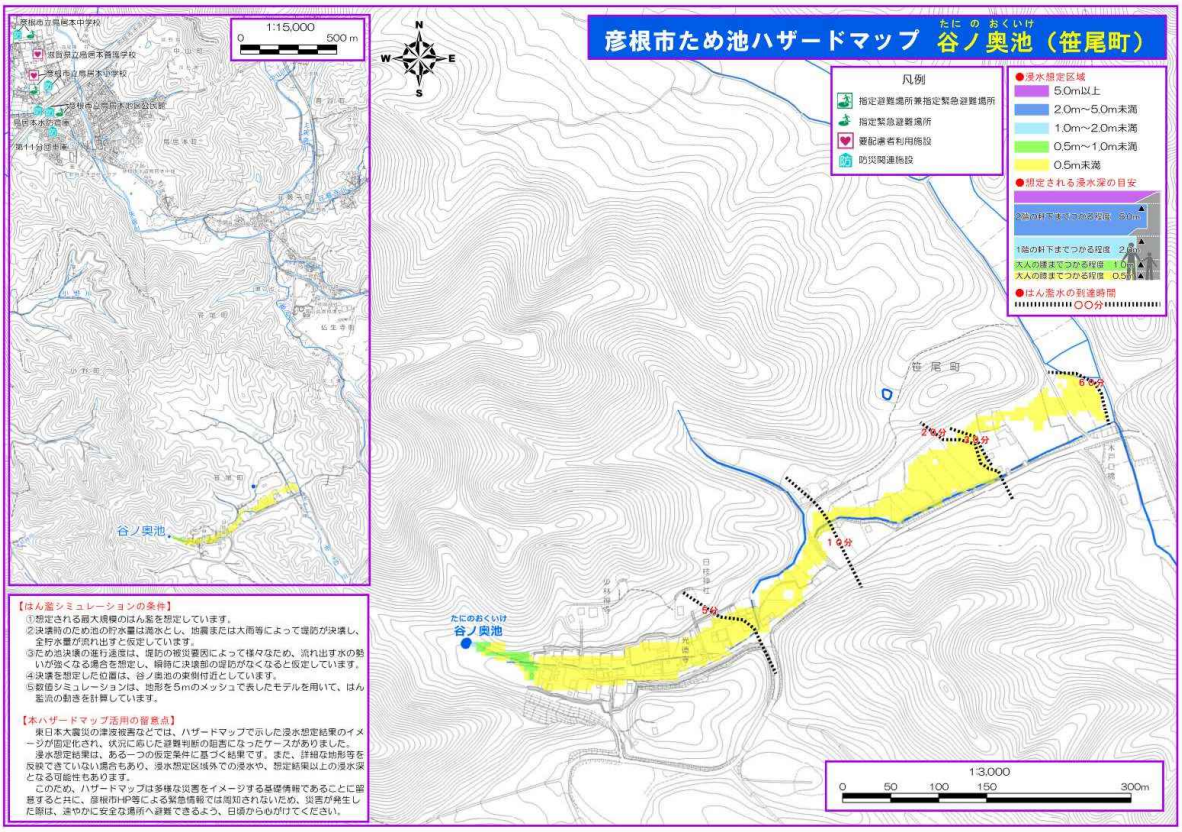
彦根市ため池ハザードマップ　谷ノ奥池（笹尾町）
1:15,000
0 500 m
凡例
指定避難場所兼指定緊急避難場所
指定緊急避難場所
要配慮者利用施設
防災関連施設
浸水想定区域
5.0m以上
2.0m～5.0m未満
1.0m～2.0m未満
0.5m～1.0m未満
0.5m未満
想定される浸水深の目安
はん濫水の到達時間
谷ノ奥池
笹尾町
【はん濫シミュレーションの条件】
①想定される最大規模のはん濫を想定しています。
②決壊時のため池の貯水量は満水とし、地震または大雨等によって堤防が決壊し、全貯水量が流れ出すと仮定しています。
③ため池決壊の進行速度は、堤防の被災要因によって様々なため、流れ出す水の勢いが強くなる場合を想定し、瞬時に決壊部の堤防がなくなると仮定しています。
④決壊を想定した位置は、谷ノ奥池の東側付近としています。
⑤数値シミュレーションは、地形を5mのメッシュで表したモデルを用いて、はん濫流の動きを計算しています。
【本ハザードマップ活用の留意点】
東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。
浸水想定結果は、ある一つの仮定条件に基づく結果です。また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。
このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意するとともに、彦根市や防災情報では周知されないため、災害が発生した際は、速やかに安全な場所へ避難できるよう、日頃からもがけてください。
1:3,000
0 50 100 150 300m

【がけ崩れ】

＜がけ崩れとは＞

大雨が降り続いて地中に水がしみこむと土の抵抗力が弱くなり、更に雨が降り続くことにより急激に斜面が崩れ落ちてしまう現象をいいます。

崩れ落ちるスピードが大変速いために、人家の近くなどで起きるとたくさんの人が逃げ遅れて犠牲者が出ます。

＜前兆現象＞

・斜面の途中から水が吹き出す。
（地中の水が新たに水道を作ったか、普段は流れない水道に水が流れ始めた）
・小石がぱらぱらと落ちる。
（土の粘着性が弱くなっている。）
・樹木が倒れたり、揺れたりする。
（がけの上部で、地面が動いている。）
・地鳴りや山鳴りがする。
（地中や山の奥で山崩れなど異常が発生している。）

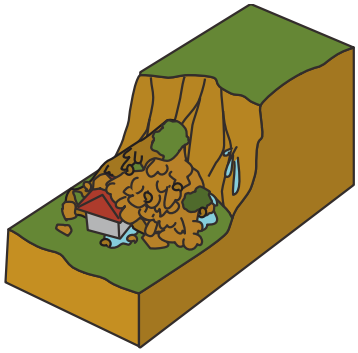

【地すべり】

＜地すべりとは＞

比較的なだらかな斜面で起きやすく、大雨の降った後などに斜面の一部あるいは全体が、滑りやすい地層などを滑り面にしてゆっくりと滑り落ちる現象です。非常に広い範囲に渡って大きな被害をもたらし、いったん起きると斜面の上の家屋や樹木が倒壊したり田畑が壊滅的な打撃を受けてしまいます。

＜前兆現象＞

・地面にひび割れができる。
・斜面から水がふきだす。
・沢や井戸の水がにごる。
・樹木が倒れたり、揺れたりする。
・地鳴りや山鳴りがする。

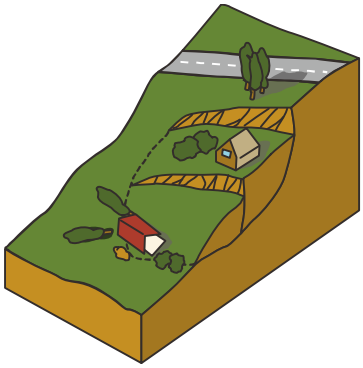

避難情報の種類と、とるべき行動

避難情報の種類	発令時の状況	みなさんがとるべき行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない状況であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する方は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の方は、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始。
避難指示	通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる方は、計画された避難場所への避難行動を開始。
緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難情報等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

非常持ち出し品を備えましょう

□非常食・飲料水（3 日分）□携帯ラジオ（電池）　□懐中電灯

□貴重品（現金・保険証）　□救急医療品　□衣服・タオル

□雨具・ロープ　□生理用品等　□スペアーキー

□その他必要な物

要配慮者への協力

● 高齢者・病気の人には
複数の人で対応しましょう。急を要するときは、おぶいひもなどを使って背負い、安全な場所へ避難しましょう。

● 目の不自由な人には・・・
「お手伝いしましょうか」などと、まず声をかけましょう。話しかける相手の声が頼りなので、話すときは、はっきりゆっくり、大きな声で、誘導するときは、杖を持っていない方のひじの上のあたりを軽く触れるか、腕をかして、半歩前くらいをゆっくり歩きましょう。

● 体の不自由な人には・・・
それぞれの人に適した誘導方法を確認しましょう。車椅子の場合は、必ず３人で協力し、上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きにして、恐怖感を与えないように配慮しましょう。

● 耳の不自由な人には・・・
話すときは、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。
口頭で伝わりにくいようであれば、紙とペンで筆談をしましょう。
紙やペンがなければ、相手のてのひらに指で字を書いて筆談しましょう。

災害情報の入手手段

―災害などに備えましょう―

○ **彦根市メール配信システム**

あらかじめ登録していただいている方にメールで情報を配信しています（多言語配信もあります。）。

○ **アプリ「彦根市 LINE 公式アカウント」**

防災情報のほか、各種イベントやごみの出し方の情報などを掲載しています。

○ **アプリ「Yahoo!防災速報」「全国避難所ガイド」**

市の避難情報や気象情報等、様々な防災情報を確認できます。

○ **同報系屋外放送設備（防災スピーカー）**

屋外に設置したスピーカーを使用して、避難情報や緊急情報などを放送します。

○ **ダイヤルサービス**

０５０－５５３３－８１７１に電話することで、災害情報等に関するメール配信の内容や同報系屋外放送設備での放送内容を自動応答で確認できます。

○ **彦根市民防災マニュアル**　※市内全戸へ配布した黄色の冊子

災害に備えてのマニュアルです。市内の避難場所の確認もできます。

○ **彦根市災害用ツイッター**（彦根市防災@bousai_hikone）

災害時には、市内の被害状況や避難施設情報をつぶやきます。

○ **彦根市ホームページ（緊急情報）**（https://www.city.hikone.lg.jp/）

「彦根市緊急情報」を表示し、避難情報などの緊急情報を知らせます。

○ **ラジオ　エフエムひこね（７８．２ＭＨｚ）**

災害時には、市内の被害情報や、避難施設情報を発信しています。

○ **ＮＴＴドコモ「エリアメール」ソフトバンク・ＫＤＤＩ・楽天モバイル「緊急速報メール」**

避難情報などの緊急連絡手段、配信時に彦根市内にいる各社の対象端末を持つ方が対象となります。

彦根市メール配信システムをご利用ください

―安心・安全情報をメールで配信します―

彦根市では、災害情報、防犯情報、火災情報を、いち早く市民の皆さんの「携帯電話」や「パソコン」にメール配信するサービス（**登録無料**）を提供しています。

※一部の情報を除き、登録された方が配信情報を選択することが可能です。

1　利用方法

日本語　English　Português　中文　한국어　Tiếng Việt

◆ **① 空メールを送信してください**

メールの配信を希望される人は、ご自分の携帯電話やパソコンから次のメールアドレスに空メールを送信してください。

アドレス・・・touroku@hikone-city.jp

※二次元コード読み取り機能があれば、右のＱＲからもアクセスできます。

◆ **② 登録用のメールが返信されますので、記載してある URL から登録画面に進んでください**

配信希望を登録するための URL 入りのメール(配信元アドレス：jouhou@hikone-city.jp)にアクセス（接続）してください。

◆ **③ 配信を希望する項目を選び、登録作業を行ってください**

5　地震関係

(1) Ｊアラートシステム設置施設一覧

（令和６年４月１日現在）

施設名	所在地	施設名	所在地
城東小学校	京町二丁目	医療情報センター	八坂町
城西小学校	本町三丁目	稲枝西小学校	本庄町
金城小学校	大藪町	西中学校	金亀町
城北小学校	松原町	中央中学校	西今町
佐和山小学校	安清町	東中学校	芹川町
旭森小学校	東沼波町	鳥居本中学校	鳥居本町
平田小学校	平田町	南中学校	甘呂町
城南小学校	西今町	彦根中学校	西葛籠町
城陽小学校	甘呂町	稲枝中学校	田原町
若葉小学校	蓮台寺町	彦根幼稚園	本町一丁目
鳥居本小学校	鳥居本町	高宮幼稚園	高宮町
高宮小学校	高宮町	平田こども園	平田町
河瀬小学校	極楽寺町	稲枝東幼稚園	稲部町
亀山小学校	賀田山町	旭森幼稚園	東沼波町
稲枝東小学校	稲部町	城北幼稚園	松原町
佐和山幼稚園	芹川町	市民交流センター(東山児童館含む)	里根町
城陽幼稚園	日夏町	福祉センター	平田町
東保育園	安清町	ひこね市文化プラザ	野瀬町
西保育園	長曽根町	高宮地域文化センター(出張所含む)	高宮町
ふたば保育園	金剛寺町	みずほ文化センター	田原町
子どもセンター	日夏町	人権・福祉交流館	犬方町
ふれあいの館	八坂町	亀山出張所	賀田山町
発達支援センター	平田町	市役所（別館含む）	元町
東地区公民館	大東町	図書館	尾末町
西地区公民館	本町一丁目	障害者福祉センター	平田町
稲枝地区公民館	本庄町	グリーンピアひこね	清崎町
旭森地区公民館	正法寺町	彦根城博物館	金亀町
鳥居本地区公民館（出張所含む）	鳥居本町	清掃センター	野瀬町
河瀬地区公民館（出張所含む）	森堂町	消防本部他３施設 注 4)	西今町
中地区公民館	大藪町	稲枝支所	田原町
荒神山自然の家	日夏町	南地区公民館	甘呂町
市役所中央町別館	中央町	彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町
くすのきセンター	八坂町		

注 1) Ｊアラートシステムは、彦根市の公的施設をカバーしている光回線網を構築している施設の館内放送設備を利用して緊急地震速報を伝達する。なお、今後は、回線を構築できた施設に対して整備を図るものとする。
2) 放送内容「(警報音) 緊急地震速報　大地震です。大地震です。」と地震が到達するまで繰り返し放送。警報音（チャイム音）は、ＮＨＫで採用されているものと同一のものを利用。3) 放送された速報が誤報であった場合は、「ただいまの地震は誤報でした」と放送
4) 消防本部他３施設（消防北分署、消防南分署、消防犬上分署）

(2) 滋賀県の観測点配置図

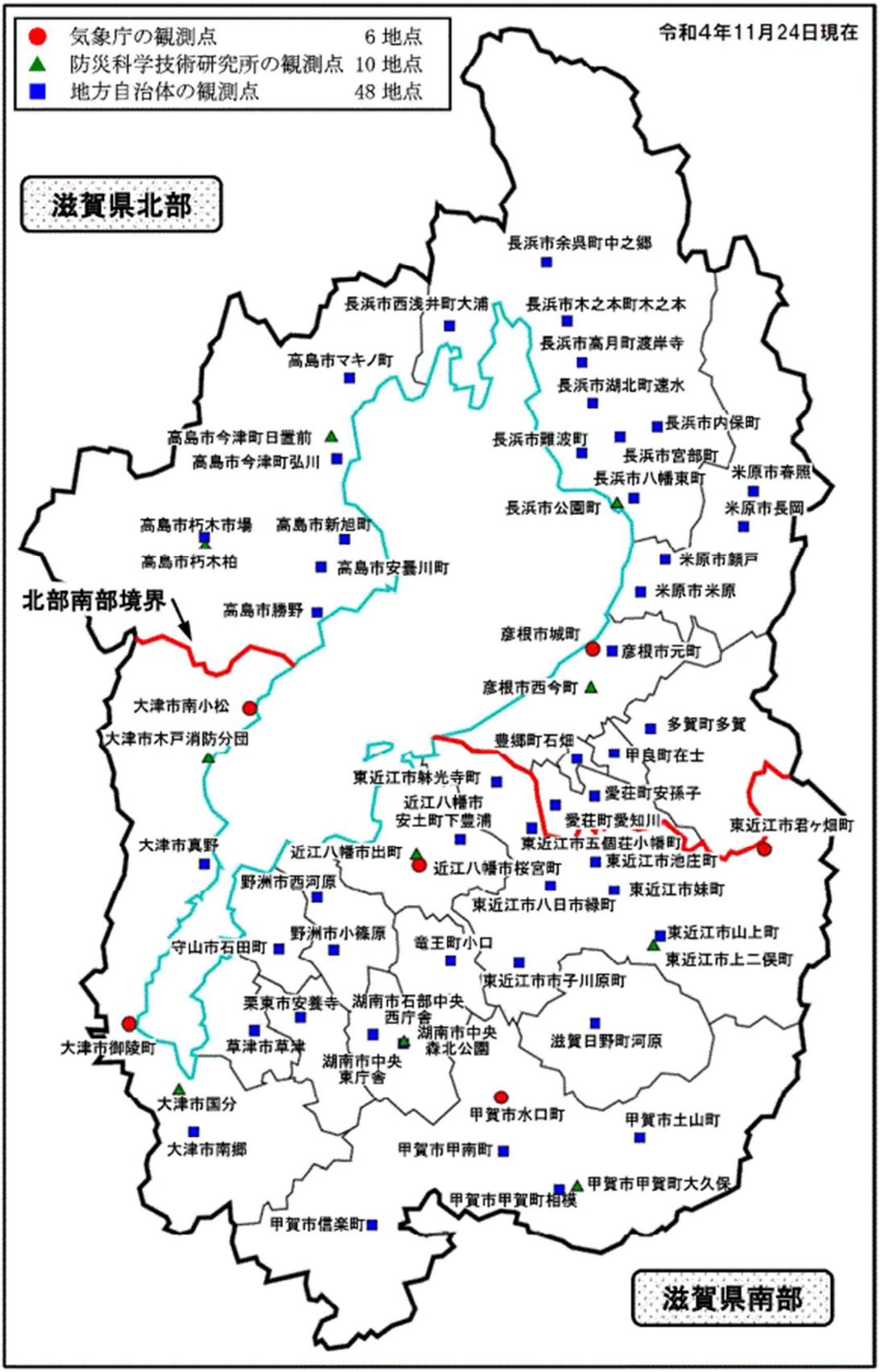

イ　「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から５～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注１）（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上（注２）の地震（注３）が発生 ・１カ所以上のひずみ計（注３）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（注３）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注１）　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
（注２）　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始する。
（注３）　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

気象庁 HP から抜粋

年号 (西暦)	月日	気象条件等	災害概要・被害等	雨量・風速等
明治 29 年 (1896)	9.	停滞前線による豪雨	琵琶湖沿岸が大洪水に見舞われる。 犬上川は開出今集落の東南で、200 メートル近く決壊し、田畑はことごとく冠水し、多くの家も倒壊した。 開出今、大藪、須越、八坂などに多くの被害をもたらした。 長曽根村は浸水八、九尺（2.4～2.7 メートル）に及んだ。 彦根城下の大半は湖面水量の増加に浸水し、一方、芹川の堤防決壊して、東南各町を害し市街は舟を浮かべて航行し、人は 2 階の窓から出入りした。 犬上郡の被害は死者 3 人・床上浸水 20 戸・床上浸水 3856 戸　・床下浸水 2459 戸他	総雨量：1,008mm 日雨量：596.9mm（9/7） 【観測史上 1 位】
大正元年 (1912)	9.23	台風	※彦根市内の被害状況については不明。要調査。	最大風速：24.0m/ s 【観測史上 5 位】 最低気圧：961.1 【観測史上 3 位】
大正 6 年 (1917)	1～3	大雪	2 月の雪は、彦根測候所創立以来未曽有の大雪で、彦根付近でも約 90 ㎝に達し、湖北の山間部では 3m を越えた所もあった。	最低気温：-7.1（2/2） 最深積雪：83 ㎝（2/3）
大正 6 年 (1917)	9.29～30	台風	台風により、愛知川・宇曽川などの流域が水害に見舞われる。	総雨量:238mm (9/28～30) 最大風速：17.8m/s
大正 10 年 (1921)	9.15	洪水	千本村大堀、久徳村で芹川の堤防決壊	総雨量：65.4mm
昭和 9 年 (1934)	9.21	室戸台風	風台風で建物の倒壊が多かった。 犬上郡の被害は死者 1・全壊住家 20・半壊住家 57 他	総雨量：20mm 最大風速：31.2m/s 【観測史上 1 位】 最大瞬間風速：39.3m/s 【観測史上 4 位】 最低気圧：966.7 hPa 【観測史上 4 位】
昭和 25 年 (1950)	9.3	ジェーン台風	彦根市でジェーン台風の被害がでる。宇曽川の堤防決壊。 民家全壊 9 棟、家屋一部破壊 751 箇所、電柱倒壊 95 本、倒木 96 本、納屋・作業所全壊 12 棟	総雨量：65mm（9/2～4） 最大風速：27.8m/s 【観測史上 2 位】 最大瞬間風速：42.5m/s 【観測史上 2 位】
昭和 26 年 (1951)	7	豪雨	松原干拓田全滅・旧市内 100 戸浸水	総雨量：293.7mm（7/8～17） 日雨量：55.5（7/15）
昭和 28 年 (1953)	9.25	台風 13 号	彦根市城を台風 13 号が襲い、芹川等の堤防決壊、家屋損壊などの被害がでる。 芹川決壊により大橋町(仏具店街)を中心に 1m の床上浸水。池州橋付近で越水し、市内冠水。 災害救助法適用：彦根市（日夏町・開出今町・鳥居本町）	総雨量:183mm (9/23～25) 最大風速：21.0m/s 最大瞬間風速：29.0m/s
昭和 33 年 (1958)	8.25	台風 17 号	台風 17 号が彦根市域を襲い、堤防決壊、家屋の浸水などの被害が出る。 浸水家屋 627 戸　他	総雨量:116mm (8/24～25) 最大風速：15.5m/s 最大瞬間風速：28.3m/s

年号（西暦）	月日	気象条件等	災害概要・被害等	雨量・風速等
昭和 34 年（1959）	8.13	台風 7 号	台風 7 号が彦根市域を襲い、堤防決壊、家屋損壊などの被害が出る。 死者 1 人・床上浸水 385 戸・床下浸水 3778 戸　他	総雨量：280mm 最大風速：12.9m/s 最大瞬間風速：16.2m/s
昭和 34 年（1959）	9.26	伊勢湾台風	伊勢湾台風（台風 15 号）で甚大な被害をうける。この影響により、この年の城まつり行事が中止となる。 清崎地先の宇曽川堤防が決壊。 芹川が多賀町中川原で 6m 決壊、彦根市にも被害。 芹川支流、および本流で被害が大きく、上流の山間部では河川に並行した道路は殆どずたずたに切断された。 旧稲枝町などに災害救助法が適用された。 床上浸水 804 戸　・床下浸水 5754 戸　他	総雨量:338mm (9/24～26) 日雨量：195.8mm（9/26） 【観測史上 3 位】 最大風速：21.9m/s 最大瞬間風速：36.0m/s 最低気圧：949.2hPa 【観測史上 1 位】
昭和 36 年（1961）	6.26	梅雨前線豪雨	堤防決壊、橋りょう流失などの被害が出る。稲枝町などの田畑の冠水。	総雨量:376mm (6/24～29)
昭和 36 年（1961）	9.16	第 2 室戸台風	第 2 室戸台風（台風 18 号）が彦根市域を襲い、家屋損壊の被害が出る。この影響で城まつりが中止となる。 負傷者 30 人、住家全壊 60 戸、住家半壊 485 戸、床下浸水 15 戸、非住家全壊 683 戸、非住家半壊 859 戸	総雨量：66mm（9/14～16） 最大風速：25.7m/s 最大瞬間風速：38.9m/s 【観測史上 5 位】 最低気圧：954.5hPa 【観測史上 2 位】
昭和 40 年（1965）	9.17	台風 24 号	台風 24 号により、芹川・宇曽川などが氾濫し、彦根市域で家屋流失、床上・床下浸水などの被害が出る。 芹川白山神社付近で溢水。国道 8 号旭橋上流左岸で堤防法面 20m 崩壊。 後三条橋下流左岸で堤防法面 10m 崩壊。後三条橋の橋脚流失。 床上浸水 292 戸　・床下浸水 2698 戸　他	総雨量：322mm 日雨量：174.2mm 最大風速：21.0m/s 最大瞬間風速：32.0m/s
昭和 40 年（1965）	12.17	大雪	大雪により彦根市内の交通が麻痺する。	降雪の深さの日合計：33cm（12/17） 最深積雪：35 cm（12/17） 最低気温：-2.2℃
昭和 41 年（1966）	1.19～21	大雪	彦根地方が大雪に見舞われる。	降雪の深さの日合計：50cm（1/20） 最深積雪：40ｃｍ（1/20、1/21） 最低気温：-3.1℃
昭和 41 年（1966）	2.8	寒波	寒波に見舞われ、彦根市内で水道管の破裂が相次ぐ。	最低気温：-8.8℃
昭和 43 年（1968）	8.25	台風 10 号	床下浸水 38 戸、彦根城石垣高さ 4m、巾 8m にわたり崩壊、水稲 300ha	総雨量：213.5mm 最大 1 時間降水量：54.5mm (8/25)【観測史上 5 位】 最大風速：10.7m/s 最大瞬間風速：16.8m/s
昭和 46 年（1971）	7.6～8	台風 13 号	この日から 8 日まで、台風 13 号と梅雨前線による集中豪雨があり、宇曽川が氾濫する。	総雨量：145mm 最大 1 時間降水量：63mm（7/8）【観測史上 2 位】 最大風速：10.7m/s 最大瞬間風速：20.9m/s

（注）基にした資料は次のとおりである。
- 『彦根市史　第２巻・第３巻・第４巻・第８巻・第９巻・第11巻』2008，2009，2015，2003，2005，2012　彦根市史編集委員会
- 『彦根地域防災計画』　2014　彦根市
- 『滋賀県災害誌　第１部～第５部』　1966,1979,1990,2000,2011　滋賀県
- 『平成24年度　大雨･台風･雷･竜巻被害』　2012　彦根市
- 『平成25年度　大雨･台風･雷･竜巻被害 No.1、2』　2013　彦根市
- 『平成26年度　大雨･台風･雷･竜巻被害 No.1、2』　2014　彦根市

(2) 地震

過去 1000 余年間で、滋賀県下に被害をもたらせた地震は、次のとおりである。

年月日	『地震名称』 地域	震央	規模 M	震度分布	震源 深さ	前震・余震	全体の被害状況	滋賀県の被害状況 **(彦根市近辺の被害は下線)**
745 年 6 月 5 日 (天平 17 年)	美濃	岐阜県 西部 北緯 35.2 東経 136.6	7.9	震度 5 以上 岐阜県南部		余震は月を越えて止まず。	家屋全壊多数。	-
976 年 7 月 22 日 (貞元元年)	山城・近江	京都府 南部 北緯 34.9 東経 135.8	6.7 以上	震度 6 **滋賀県南部** 京都府南部		余震あり。	死者 50 人以上、家屋全壊多数。 京都で寺社の倒壊多数。	近江の国府庁並びに雑屋 30 余棟転倒す。
1185 年 8 月 13 日 (文治元年)	近江・山城・大和	滋賀県 中部 北緯 35.0 東経 135.8	7.4	震度 6 **滋賀県南部** 京都府南部		余震が 2 ヶ月ほど続く。	死者多数、家屋全壊多数。 京都で社寺の倒壊多数。	近江の湖水大いに減じ、傍近の田、陥落して深淵となる。
1325 年 12 月 5 日 (正中 2 年)	近江北部	福井県 南部 北緯 35.6 東経 136.1	6.5 ± 1/4	震度 6 **滋賀県北部** 福井県南部		余震が年末まで続く。	家屋全壊有。	琵琶湖北方に山崩れあり。竹生島の一部が崩れる。
1586 年 1 月 18 日 (正平 13 年)	畿内・東海・東山・北陸	岐阜県 西部 北緯 35.6 東経 136.8	7.8 ± 0.1 (8.2 とする文献もある)	震度 6 **滋賀県中東部** 岐阜県全域 愛知県西部 三重県北部 富山県西部		余震が翌年まで続く。	推定死者 1,500 人余、家屋全壊多数。	近江長浜で城・城下に被害甚大。1,000 戸の人家のうち半分は顛覆し、半分は出火で焼滅。
1596 年 9 月 5 日 (慶長元年)	『慶長伏見地震』 京都および畿内	兵庫県 南部 北緯 34.8 東経 135.4	7 1/2 ± 1/4	震度 6 京都府南部 大阪府 兵庫県東南部 和歌山県北部 徳島県東部		余震が翌年春まで続く。	死者 1,500 人余、家屋全壊多数。 伏見城の天守大破、石垣崩れる。	粟田郡葉山村(現・栗東市)でも死者多数、家屋全壊多数。

年月日	『地震名称』 地域	震央	規模 M	震度分布	震源 深さ	前震・余震	全体の被害状況	滋賀県の被害状況 **(彦根市近辺の被害は下線)**
1662 年 6 月 16 日 (寛文 2 年)	『寛文地震』 山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃 【滋賀県下最大級の地震】	比良山の東麓 琵琶湖畔 北緯 35.3 東経 135.9	7 1/4 ～ 7.6	震度 6～7 **滋賀県中部**			死者 883 人、家屋全壊 4,000～4,700 棟。	比良岳付近を中心に被害甚大。 **佐和山(彦根):地震強く、大分破損、城ゆがみ、石垣 5～600 間崩れ、櫓土崩れ、家 1,000 軒余壊れ、或いは破損し、死人 30 人余りあり。** 死者は大溝(現・高島市)で 37 人、榎村 300 人余、町居村 260 人余。 家屋全壊 3,600 棟以上。
1707 年 10 月 28 日 (宝永 4 年)	『宝永地震』 五畿七道	北緯 33.2 東経 135.9	8.6	震度 6 **滋賀県全域** 震度 7 山梨県中部 静岡県南部 大阪府中部 高知県南部 愛知県南部		余震あり。	死者 5,000 人余、家屋全壊 6 万棟余、家屋流失 1 万 8,000 棟余。 津波が伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸および大阪湾、播磨、伊予、周防に襲来。	死者 1 人、家屋全壊 80 棟。
1819 年 8 月 2 日 (文政 2 年)	近江・伊勢・美濃	滋賀県中部 北緯 35.2 東経 136.3	7 1/4 ± 1/4	震度 6 **滋賀県中部** 三重県北部		同日、揺れあり。	家屋全壊 310 棟。	近江八幡で家屋全壊 82 棟、半壊 160 棟、死者 5 人。 **彦根城の石垣が損壊。** **甘呂(彦根の西)では 70 棟余り潰れる。** 琵琶湖西北岸の大溝で被害甚大。
1830 年 8 月 19 日 (天保元年)	『文政京都地震』 京都および隣国	京都府南部 北緯 35.1 東経 135.6	6.5 ± 0.2	震度 5 **滋賀県南西部** 震度 6 京都府南部		余震は非常に多かった。	死者 300 人。	大津で死者 1 人、負傷者 2 人、家屋全壊 6 棟。
1854 年 7 月 9 日 (安政元年)	『伊賀上野地震』 伊賀・伊勢・大和および隣国	三重県西部 北緯 34.75 東経 136.1	7 1/4 ± 1/4	震度 6 **滋賀県南部** 奈良県北部 三重県北西部 京都府南部		7 月 7 日に前震が発生。 7 月 15 日までは規模の大きな余震が多かった。	死者 1,352 人、家屋全壊 7,603 棟。	甲賀・野洲・蒲生で家屋全壊 264 棟、半壊 352 棟、山崩れ 80 箇所など。 膳所で死者 8 人、家屋全壊 96 棟。 水口で死者 9 人、家屋全壊 181 棟。
1854 年 12 月 23 日 (安政元年)	『安政東海地震』 東海・東山・南海諸道	東海道沖 北緯 34.0 東経 137.8	8.4	震度 5 **滋賀県** 震度 7 静岡県南部 山梨県中部			死者 2,634 人、家屋全壊 5 万 5,173 棟、家屋焼失 1 万 4,496 棟、津波による家屋流失 1 万 8,485 棟、その他分類不能多数。	**彦根で家屋全壊 140 棟、半壊 250 棟。**

年月日	『地震名称』 地域	震央	規模 M	震度分布	震源 深さ	前震・余震	全体の被害状況	滋賀県の被害状況 **(彦根市近辺の被害は下線)**
1854 年 12 月 24 日 (安政元年)	『安政南海地震』 北陸・南海・畿内・東海・東山・山陰・山陽道	北緯 33.0 東経 135.0	8.4	震度 6 高知県南部 徳島県東南部 和歌山県南部				
1891 年 10 月 28 日 (明治 24 年)	『濃尾地震』 愛知県・岐阜県	岐阜県 南西部 北緯 35.6 東経 136.6	8.0	震度 6 **滋賀県東部** 愛知県・岐阜県 静岡県西部 三重県北部 福井県南部		余震数は非常に多く、岐阜では 10 月中に 720 回にも達した。	死者 7,273 人、負傷者 17,175 人、 全壊 14 万 2,177 棟、半壊 8 万 324 棟。 美濃国大野・本巣両郡に跨る根尾谷近傍の根尾谷断層で生じた。	死者 6 人、負傷者 47 人、家屋全壊 404 棟、半壊 776 棟、道路破裂 47 箇所、橋りょう損落 7 箇所、堤防崩壊 177 箇所、山崩れ 1 箇所 **彦根町 2 名、北青柳村 1 名の死者。** **犬上郡では負傷者 10 名、建物の全壊 101 棟、半壊 223 棟、一部破損 3302 棟にのぼった。** **東海道線では米原・彦根間で貨物列車が脱線して不通となった。**
1899 年 3 月 7 日 (明治 32 年)	『紀和地震』 奈良県・三重県	紀伊半島 南東部 北緯 34.1 東経 136.1	7.0	震度 5 **彦根**			死者 7 人、負傷者 62 人、全壊 35 棟、半壊 40 棟。 奈良県吉野郡南部では山岳の崩壊、地面の亀裂などが甚だしかった。	滋賀県全域で家屋全壊 1 棟、半壊 2 棟、破損 149 棟。 犬上郡で全壊 1 棟、破損 53 棟 蒲生郡では、家屋半壊 2 棟、破損 25 棟。
1909 年 8 月 14 日 (明治 42 年)	『姉川地震』 滋賀県姉川付近	姉川流域 北緯 35.4 東経 136.3	6.8	震度 6 **彦根** 岐阜県西南部		8 月 18 日までに余震数は彦根において 88 回。	死者 41 人、負傷者 784 人、住家全壊 978 棟、半壊 2,444 棟	琵琶湖東北岸付近を中心に被害。 死者 35 人、負傷者 643 人、住家全壊 972 棟、半壊 2,367 棟。 **彦根町で全壊 2 戸、半壊 2 戸。松原村で半壊 2 戸。**
1923 年 9 月 1 日 (大正 12 年)	『関東大震災』 関東地方	相模湾 北緯 35°20' 東経 139°08'	7.9	震度 4 **彦根**	23km	余震あり。	死者 9 万 9,3631 人、負傷者 10 万 3,733 人、行方不明者 4 万 3,476 人、家屋全壊 12 万 8,266 棟、半壊 12 万 6,233 棟、焼失 44 万 7,128 棟。	**彦根市内では人畜に死傷は無く、家屋にも大きな被害は無かったが、所々に古い壁が落ちたり、振り子時計が停止した。**

年月日	『地震名称』 地域	震央	規模 M	震度分布	震源 深さ	前震・余震	全体の被害状況	滋賀県の被害状況 **(彦根市近辺の被害は下線)**
1927 年 3 月 7 日 (昭和 2 年)	『北丹後地震』 京都北部	北丹後福田川流域 北緯 35°38' 東経 134°56'	7.3	震度 4 **彦根**	18km		死者 2,925 人、負傷者多数、家屋全壊 4,986 棟、全焼 2,019 棟。	負傷者 2 人。 **彦根地方：時計が止まる、電燈・電話線の切断、ガラスの破損、壁に亀裂が生じる。**
1944 年 12 月 7 日 (昭和 19 年)	『東南海地震』 東海道沖	紀伊半島南東沖 北緯 33°34' 東経 136°11'	7.9	震度 5 **彦根** 震度 6 静岡県南部 愛知県南部 三重県東部 岐阜県南部	40km		死者 998 人、負傷者 3,059 人、家屋全壊 2 万 6,130 棟、半壊 4 万 6,950 棟、流失 3,059 棟。 津波が伊豆半島から紀伊半島の間を襲った。	負傷者 1 人、家屋全壊 13 戸、半壊 20 戸
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	『南海地震』 南海道沖	潮岬沖 北緯 32°56' 東経 135°51'	8.0	震度 5 **彦根** 和歌山県 奈良県 三重県南部 大阪府南東部 高知県・徳島県 香川県・大分県	24km	21～31 日の間に有感余震が 183 回あった	死者・行方不明者 1,464 人、負傷者 3,3632 人、家屋全壊 1 万 392 棟、半壊 1 万 7,949 棟、流失家屋 2,109 棟。 津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。	**彦根地方　死者 2 人、家屋全壊 2 戸、半壊 3 戸、納屋全壊 1 戸** 大津地方　家屋全壊 1 戸 その他の地方　八幡町で民家破損 1 戸、蒲生郡苗村神社の門倒壊、速野村水保で住宅全壊 1 戸、死者 1 人、重傷者 1 人
1948 年 6 月 28 日 (昭和 23 年)	『福井地震』 福井県	福井市付近 北緯 36°10' 東経 136°17'	7.1	震度 4 **彦根** 震度 6 福井県	0km		死者 3,769 人、負傷者 2 万 2,203 人、全壊 3 万 6,184 棟、半壊 1 万 1,816 棟、焼失 3,851 棟。	**彦根地方：民家全壊 1 棟、石灯篭転倒。** 近江八幡地方：時計が止まり、壁が落ち、ガラス戸の破損したところあり。
1952 年 7 月 18 日 (昭和 27 年)	『吉野地震』 奈良県中部	奈良県北部 北緯 34°27' 東経 135°46'	6.7	震度 5 **彦根** 奈良県北部	61km	余震は少なく 4 回のみ	死者 9 人、負傷者 136 人、家屋全壊 20 棟、半壊 26 棟。	死者 1 人、負傷者 13 人、住家全壊 6 棟、半壊 6 棟、一部損壊 240 棟。 八幡地方：八幡町の帝澤寺本堂倒壊、同町新町で石燈籠倒れ死亡者 1 人、重傷者 1 人、その他燈籠多数倒壊。
1994 年 5 月 28 日 (平成 6 年)		滋賀県北部 北緯 35°19.6' 東経 136°16.7'	5.3	震度 4 **彦根市** 三重県四日市市	44km			**彦根市内：棚から皿が落ち幼児が顔に軽いけが。民家や商店の一部で陳列棚等から商品・箱等落下。**

年月日	『地震名称』 地域	震央	規模 M	震度分布	震源 深さ	前震・余震	全体の被害状況	滋賀県の被害状況 **（彦根市近辺の被害は下線）**
1995 年 1 月 17 日 （平成 7 年）	『兵庫県南部地震』	淡路島 北部 北緯 34°35’ 東経 135°02’	7.2	震度 5 **彦根** 京都府南部 震度 7 兵庫県南部	16km	前震と思われる地震が 3 回。 余震（有感）は 3 月 31 日までに 286 回。	死者 6,434 人、負傷者 4 万 3,792 人、家屋全壊 10 万 4,906 棟、半壊 14 万 4,274 棟。	負傷者 9 人、家屋一部破損 91 棟。 **負傷者 2 人。**
2004 年 9 月 5 日 （平成 16 年）	紀伊半島南東沖	三重県 南東沖 北緯 33°08’ 東経 137°08’	7.4	震度 4 **彦根** 震度 5 弱 和歌山県南部 奈良県南部 三重県中部	44km	本震発生約 5 時間前に M7.1 の前震あり 9 月 7 日 M6.5 9 月 8 日 M6.5 の余震あり	負傷者 36 人。	負傷者 1 人。
2018 年 6 月 18 日 （平成 30 年）	大阪府北部を震源とする地震	大阪府北部 北緯 34°50.6 東経 135°37.3	6.1	震度4 彦根 震度6弱 大阪市北部	13 km		死者 6 名 負傷者 462 人	負傷者 3 人

（注）基にした資料は次のとおりである。
・『彦根市史　第 3 巻・第 12 巻』　2009, 2013　彦根市史編集委員会
・『彦根地域防災計画』　2014　彦根市
・『滋賀県災害誌　第 1 部～第 5 部』　1966, 1979, 1990, 2000, 2011　滋賀県
・『琵琶湖ハンドブック』　2008. 3　滋賀県琵琶湖環境部
・『日本被害地震総覧　599-2012』　2013　宇佐美龍夫　東京大学出版会

(3) その他の災害

ア　雪害

大正 7 年(1918) 1 月 9 日 豪雪	月最深積雪 93cm	彦根～河瀬間で列車が運転不能となった。
昭和 59 年(1984) 1 月～3 月 豪雪	月最深積雪 73cm(2/10) 降雪の深さ日合計 43cm(2/7)	2 月 7 日路線バスが運休し、県・市で雪害対策本部・除雪対策本部が設置された。
平成 29 年（2017） 1 月 豪雪	月最深積雪 60cm(1/24) 降雪の深さ日合計 37cm(1/14)	1 月 14 日に 770 軒の停電が発生した。 1 月 23 日～25 日の大雪では、転倒等により 11 人の負傷者が発生した。
令和 3 年（2021） 12 月～1 月 豪雪	月最深積雪 73 cm（12/27） 降雪の深さ日合計 57 cm（12/26）	市災害警戒本部が設置された。 家屋被害・負傷者が発生した。

(参考) 降雪ランキング

	月最深積雪 (cm)	発生年月日
1 位	93	1918/1/9
2 位	85	1936/2/3
3 位	83	1917/2/3
4 位	80	1927/1/31
5 位	80	1922/1/21
6 位	78	1952/2/6
7 位	77	1940/2/9
8 位	73	2021/12/27
9 位	73	1984/2/10
10 位	71	1923/1/4

資料：彦根地方気象台（1893 年 10 月～2024 年 2 月）

(注) 月最深積雪（1893 年 10 月～2022 年 3 月）
　　降雪の深さ日合計（1953 年 1 月～2024 年 2 月）

イ　雹害

大正 15 年(1926) 9 月 14 日 降雹	直径 4～5cm(稲枝村) 範囲東西 57km 南北 7km 時間 1 時間 15 分程	愛知川河口から三重県境にかけて降雹があり、農作物に大きな被害があった。
令和 6 年(2024) 4 月 16 日 降雹、雷、突風	稲枝地区の一部(雹) 市内の一部(雷、突風)	降雹および突風により、家屋、倉庫、カーポート等の屋根、窓、雨どいが一部破損した。 天王山配水池(上水道タンク)2，3 号池の水位計交換機(落雷により誤作動)

ウ　市街地延焼火災

江戸時代には、焼失家屋 100　戸以上の大火が度々あったが、その後は明治 19 年の八坂村火災（焼失 40 戸）以降、大規模な延焼火災は起きていない。また、地震による火災の記録はない。

第２部　防災の体制に関する資料

１　関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

(1) 風水雪害等、事故災害、震災対策

ア　彦根市

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
彦根市 （彦根市役所） （彦根市消防本部 （署）・（団）） （彦根市立病院） （彦根市教育委員会）	1　彦根市防災会議に関する事務 2　防災対策の組織の整備 3　市域における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4　防災施設の整備 5　防災のための知識の普及、教育および訓練 6　防災に必要な資機材の備蓄および整備 7　災害に関する情報の収集・伝達および被害調査 8　水防、消防その他の災害防除と拡大防止 9　被災者の救出、救護等の措置 10　避難の指示、避難者の誘導および避難所の開設の指示 11　災害時における交通、輸送の確保 12　災害時における保健衛生の措置 13　被災児童、生徒等の応急教育等の文教対策 14　災害対策要員の動員、雇上げ 15　被災施設の復旧、被災産業に対する融資等の災害復旧の実施 16　災害時におけるボランティアの受け入れ対策 17　彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に関する業務 18　その他市の所管事務の防災対策に関すること。

イ　滋賀県

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県 （滋賀県庁） （湖東土木事務所）	1　滋賀県防災会議に関する事務 2　防災対策の組織の整備 3　市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4　防災施設の整備 5　防災のための知識の普及、教育および訓練 6　防災に必要な資機材の備蓄および整備 7　災害に関する情報の収集・伝達および被害調査 8　水防、その他の応急処置 9　被災者の救出、救護等の措置 10　避難の指示、並びに避難所開設の指示 11　災害時における交通規制および輸送の確保 12　災害時における保健衛生についての措置 13　被災児童、生徒等の応急教育 14　災害復旧の実施 15　自衛隊の災害派遣要請 16　災害時におけるボランティアの受け入れ対策

１　関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県警察本部 （彦根警察署）	1　警備体制の確立 2　情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 3　避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止 4　交通規制の実施および緊急交通路の確保 5　行方不明者の捜索、遺体の検視 6　被災地および避難場所の警戒 7　その他警察本部長が必要と認める活動

ウ　自衛隊

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
陸上自衛隊 （今津駐屯地） （大津駐屯地）	1　災害派遣計画の作成 2　県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

エ　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近畿財務局 （大津財務事務所）	1　公共土木等被災施設の査定の立会 2　地方公共団体に対する災害融資 3　災害時における金融機関等の緊急措置の指示・要請 4　国有財産の無償貸付等
近畿農政局 （滋賀県拠点）	1　農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 2　農業関係被害情報の収集報告 3　農作物、家畜等の防災管理指導および病害虫の防除指導 4　被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん、指導 5　排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6　野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 7　災害時における主要食料の供給
滋賀森林管理署	1　国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2　国有保安林、保安施設等の保全 3　森林火災対策 4　災害応急対策用材（国有林材）の供給 5　国有林野における災害復旧
近畿経済産業局	1　電気およびガス施設の保安確保対策の指導 2　被災事業者の業務の振興、正常運営の確保 3　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正価格、安定的供給の確保
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1　火薬類、高圧ガス、電気およびガス施設、危険物等の保安確保対策の指導 2　鉱山の保安に関する業務の指導監督 3　鉱山の応急対策に関する技術指導
近畿運輸局	1　所管する交通施設および設備の整備についての指導 2　災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3　災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4　災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5　特に必要があると認める場合の輸送命令 6　災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局	1　災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置

２　応援協定

(1) 彦根市における災害時協定締結機関一覧

ア　官公庁

番号	機関名称	内容
1	大垣市 長浜市	災害時における相互応援協定
2	水戸市 高松市	災害時における相互支援協定書
3	佐野市	災害時における相互支援協定書
4	滋賀県市長会	災害時における相互応援協定書
5	湖東定住自立圏（1 市 4 町）と鳥取県中部定住自立圏（倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）の災害協定	災害時における相互支援協定
6	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ

イ　民間

番号	機関名称	内容
1	彦根市内郵便局	災害時等における「彦根市」と「彦根市内郵便局」との相互協力に関する覚書
2	彦根商店街連盟	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
3	株式会社平和堂	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
4	生活協同組合コープしが	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
5	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
6	株式会社ユタカファーマシー	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
7	株式会社カインズ	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
8	株式会社ベイシア	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
9	コカ・コーラウエスト株式会社	災害時における飲料の提供等の協力に関する協定書
10	イオンタウン株式会社 イオンビッグ株式会社	災害時における被災者に対する防災活動効力に関する協定書
11	エフエムひこねコミュニティ放送（株）	緊急放送の実施に関する協定書
12	日本郵政株式会社かんぽの宿彦根 （現：株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント）	災害時における協力に関する協定
13	彦根市管工設備工事協同組合	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
14	彦根水道協同組合	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
15 36	滋賀県建設業協会彦根支部	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書 災害時における下水道施設復旧支援協力に関する協定書

番号	機関名称	内容
16	滋賀県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書
17	一圓テクノス株式会社	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書
18	１市４町と６商工会の災害協定（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町および多賀町と稲枝商工会・愛知川商工会・秦荘商工会・豊郷町商工会・甲良町商工会および多賀町商工会）	災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書
19	(社)滋賀県エルピーガス協会彦根支部・犬上支部・愛知支部（現:一般社団法人滋賀県ＬＰガス協会）	災害時におけるエルピーガス設備の応急復旧の応援に関する協定書
20	滋賀県造園協会北地区（現:一般社団法人滋賀県造園協会北地区）	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書
21	公益社団法人彦根青年会議所	災害時等における物資の供給協力に関する協定書
22	株式会社　エコシティサービス	災害時の上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定書
23	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
24	湖東生コン協同組合	災害時における消火水等の供給協力に関する協定書
25	彦根市浄化槽業者協議会	災害時におけるし尿および浄化槽汚泥の処理等の支援に関する協定書
26	一般社団法人　彦根医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
27	彦根歯科医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
28	一般社団法人　彦根薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
29	昭和電工マテリアルズ株式会社（現：株式会社レゾナック　彦根川瀬事業所）	消防活動の支援に関する協定書
30	株式会社ブリヂストン彦根工場	消防活動の支援に関する協定書
31	株式会社中通	災害時における物流業務に関する協定書
32	一般社団法人　彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定
33	新江州株式会社 セッツカートン株式会社	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定
34	株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関する協定
35	大栄環境ホールディングス株式会社	災害廃棄物の処理に関する基本協定
37	滋賀県葬祭事業協同組合	災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定

番号	機関名称	内容
38	関電サービス株式会社	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書
39	ファーストメディア株式会社	防災情報等の提供に関する協定
40	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定
41	大阪ガス株式会社（現：大阪ガスネットワーク株式会社）	災害時における情報提供に関する協定 災害時における応急措置を実施するための拠点の使用に関する協定
42	滋賀日産自動車株式会社 日産自動車株式会社	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定
43	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定
44	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定
45	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
46	アンダーツリー株式会社	災害時における駐車場の一時使用に関する協定
47	株式会社コスモス薬品	災害時における物資供給に関する協定
48	彦根市浄化槽業者協議会 滋賀県環境整備事業協同組合	災害および感染症発生時における救援活動の支援に関する協定書
49	株式会社一圓興産	災害時における協力に関する協定
50	株式会社プロクルー	災害時等における無人航空機の運用に関する協定
51	株式会社ライズ	災害時等における無人航空機の運用に関する協定
52	ジャパンレンタルアソシエーション	災害時における什器・備品等の供給に関する協定書
53	中北薬品株式会社	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
54	関西電力送配電株式会社	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書
55	株式会社エムランド	災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定
56	株式会社平和堂	災害時の消防活動における支援協力に関する協定書
57	アイリスオーヤマ株式会社	災害時における生活関連物資の供給に関する協定書
58	福山通運株式会社彦根営業所	災害時における物資輸送等に関する協定
59	株式会社清水合金製作所	災害時における浄水装置による応急給水の協力に関する協定
60	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部	災害時における協力に関する協定
61	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

番号	機関名称	内容
62	パナソニックホールディングス株式会社	災害時における生活物資の供給等に関する協定書

3　関係機関の連絡先等

(1) 放送各社の連絡先

エフエムひこねコミュニティ放送(株)	彦根市立花町６番19号	TEL　30-3355 FAX　27-3986
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜3-30	TEL　077-522-5101 FAX　077-521-0785
びわ湖放送(株)	大津市鶴の里16-1	TEL　077-524-0151 FAX　077-524-0412
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄19－10　ﾘﾝｸｽﾋﾞﾙ	TEL　077-527-0814 FAX　077-527-0840

(2) 鉄道各社の連絡先

西日本旅客鉄道（株）彦根駅	彦根市古沢町	TEL 23-0313 FAX 23-8654
近江鉄道(株)本社	彦根市駅東町15-1	TEL 22-3301 FAX 23-8418
東海旅客鉄道（株）関西支社	大阪市淀川区西中島5-5-15	TEL 06-6302-5037 FAX 06-6302-5039

(3) ライフライン各社の連絡先等

ア　関西電力送配電(株)の連絡先

関西電力送配電(株)	大津市におの浜四丁目１番51号	TEL　(0800)777-3081 FAX　(077)527-5809

イ　大阪ガスネットワーク㈱の連絡先

平日昼間	大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部 導管計画チーム	京都市下京区中堂寺粟田町93	TEL　075-315-8942 FAX　075-315-8993
休日・祝日・夜間	大阪ガスネットワーク(株) 京滋事業部 対策室	京都市下京区中堂寺粟田町93	TEL　075-315-5593 FAX　075-315-8911

ウ　NTT西日本㈱の連絡先

ＮＴＴ西日本滋賀支店	大津市浜大津１丁目１の26	TEL　077-510-0961 FAX　077-510-0959

(4) その他

ア　協力プレハブメーカー・団体等

団体・業者名	所在地	備考
社団法人プレハブ建築協会	東京都千代田区神田小川町 2-3-13	
社団法人滋賀県建設業協会	大津市におの浜 1 丁目 1-18	

イ　日本赤十字奉仕団

奉仕団名	所在地	委員長名	団員数	備考
彦根市赤十字奉仕団	平田町 670	大久保　則雄	270	

ウ　彦根市地域婦人団体連絡協議会

奉仕団名	所在地	委員長名	会員数	備考
彦根市地域婦人団体連絡協議会	尾末町 1-38	小菅　綾子	150	

エ　棺の調達先

業者名（調達先）	所在地	電話	最大調達数
㈱公益社彦根本社	彦根市西今町 939	22-5000	30

４　自主防災組織関係

(1) 区別の自主防災組織状況（連合含む）

小学校区	自主防災組織設置数	小学校区	自主防災組織設置数	小学校区	自主防災組織設置数
城東	14	平田	3	河瀬	11
城西	13	城南	11	亀山	14
金城	12	城陽	13	稲枝東	14
城北	9	若葉	5	稲枝北	11
佐和山	17	鳥居本	22	稲枝西	8
旭森	9	高宮	19	市全体	205

（令和６年４月１日現在）

(2) 自主防災組織一覧（届出順）

番号	自主防災組織名	結成年月日
1	本町三丁目防災会	昭和 59 年 2 月 27 日
2	松田防災会	昭和 59 年 2 月 1 日
3	栄町一丁目防災会	昭和 59 年 6 月 17 日
4	幸町防災会	昭和 59 年 6 月 24 日
5	北芹川防災会	昭和 59 年 6 月 23 日
6	城町二丁目防災会	昭和 59 年 9 月 1 日
7	高宮町東出自主防災会	昭和 59 年 8 月 25 日
8	沼波町防災会	昭和 59 年 12 月 9 日
9	元岡町防災会	昭和 59 年 12 月 9 日
10	古沢町東山防災会	昭和 60 年 5 月 27 日
11	仏生寺町防災会	昭和 61 年 4 月 12 日
12	大藪団地第２部自主防災会	昭和 62 年 3 月 1 日
13	金城団地自治会防災会	昭和 62 年 8 月 5 日
14	大藪町防災会	昭和 61 年 6 月 1 日
15	原町自主防災会	昭和 62 年 6 月 28 日
16	鳥居本町上町防災会	昭和 63 年 4 月 1 日
17	楡町防災会	昭和 63 年 8 月 8 日
18	肥田町防災会	平成元年 1 月 10 日
19	出路町防災会	平成元年 2 月 15 日
20	東清崎町防災会	平成元年 2 月 17 日
21	三津屋町防災会	平成元年 2 月 18 日
22	松原町防災会	平成元年 2 月 22 日
23	新海町防災会	平成元年 2 月 26 日

番号	自主防災組織名	結成年月日
24	田附町防災会	平成元年 3 月 1 日
25	広野町防災会	平成元年 7 月 29 日
26	服部町防災会	平成元年 8 月 3 日
27	開出今町防災会	平成元年 8 月 26 日
28	三津町防災会	平成元年 10 月 1 日
29	清崎町ニュータウン防災会	平成 2 年 1 月 1 日
30	本庄町防災会	平成 2 年 4 月 1 日
31	薩摩町防災会	平成 2 年 5 月 26 日
32	南三ツ谷町防災会	平成 2 年 6 月 24 日
33	上稲葉町防災会	平成 2 年 8 月 5 日
34	普光寺町防災会	平成 2 年 10 月 1 日
35	野田山町防災会	平成 3 年 8 月 1 日
36	葛篭町防災会	平成 3 年 9 月 30 日
37	南稲部町防災会	平成 4 年 9 月 1 日
38	宮田町馬場自主防災会	平成 5 年 2 月 1 日
39	茂賀町防災会	平成 5 年 5 月 15 日
40	川瀬馬場・野口防災会	平成 7 年 4 月 1 日
41	船町第 2 部防災会	平成 7 年 7 月 1 日
42	船町第 3 部防災会	平成 7 年 7 月 10 日
43	船町第 1 部防災会	平成 7 年 7 月 13 日
44	安食中町防災会	平成 7 年 8 月 6 日
45	高宮町大北防災会	平成 8 年 1 月 7 日
46	下稲葉町防災会	平成 8 年 2 月 1 日
47	柳川町防災会	平成 8 年 3 月 1 日
48	日夏町寺村町防災会	平成 8 年 3 月 1 日
49	笹尾町防災会	平成 8 年 4 月 1 日
50	本町二丁目防災会	平成 8 年 3 月 1 日
51	栄町二丁目防災会	平成 8 年 4 月 1 日
52	芹橋二丁目自主防災会	平成 8 年 4 月 15 日
53	松原ニュータウン防災会	平成 8 年 4 月 15 日
54	本町一丁目防災会	平成 8 年 4 月 26 日
56	下後三条町防災会	平成 8 年 5 月 25 日
57	平田町西防災会	平成 8 年 6 月 7 日
59	亀山ニュータウン第 3 期防災会	平成 8 年 9 月 24 日
60	芹町防災会	平成 9 年 1 月 19 日

番号	自主防災組織名	結成年月日
132	中藪町南部自主防災会	平成 21 年 1 月 11 日
133	下岡部町自主防災会	平成 21 年 2 月 1 日
134	小野町自主防災会	平成 21 年 4 月 1 日
135	小田部町自治会自主防災会	平成 21 年 4 月 26 日
136	鳥居本中町自主防災会	平成 21 年 9 月 1 日
137	八坂北町自主防災会	平成 22 年 3 月 30 日
138	日夏町安田自主防災会	平成 22 年 4 月 1 日
139	旧鳥自主防災会	平成 22 年 4 月 1 日
140	レインボータウン南彦根自治会自主防災会	平成 22 年 4 月 18 日
141	稲部町自主防災会	平成 22 年 7 月 1 日
142	西内町自主防災会	平成 22 年 7 月 1 日
143	西山町自主防災会	平成 22 年 7 月 1 日
144	須越町自主防災会	平成 22 年 12 月 13 日
145	高宮町本町自主防災会	平成 23 年 1 月 23 日
146	高宮町新町自主防災会	平成 23 年 1 月 31 日
147	門口町自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日
148	高宮五社町自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日
149	日の出西町自治会自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日
150	中北町自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日
151	高宮ﾆｭｰﾀｳﾝ自主防災会	平成 23 年 4 月 1 日
152	鳥居上町自主防災会	平成 23 年 4 月 24 日
153	前浦町自主防災会	平成 23 年 5 月 1 日
154	高橋町自主防災会	平成 23 年 8 月 20 日
155	高宮町南本町自主防災会	平成 23 年 9 月 1 日
156	七軒町自主防災会	平成 23 年 10 月 1 日
158	西浦町自主防災会	平成 23 年 11 月 1 日
159	御旅町自主防災会	平成 23 年 11 月 1 日
160	宮町自主防災会	平成 24 年 4 月 1 日
161	彦富町自主防災会	平成 24 年 4 月 1 日
162	コモンステージ彦根東自主防災会	平成 24 年 4 月 1 日
163	高宮中町自主防災会	平成 24 年 4 月 1 日
164	日夏ビッグタウン自主防災会	平成 24 年 5 月 21 日
165	金田町自主防災会	平成 24 年 6 月 1 日
166	南金沢防災会	平成 24 年 6 月 1 日
167	長曽根町自主防災会	平成 24 年 8 月 1 日

番号	自主防災組織名	結成年月日
168	上西川町防災会	平成 24 年 9 月 2 日
169	中藪二丁目防災会	平成 24 年 10 月 28 日
170	西今町第 3 区自主防災会	平成 24 年 12 月 2 日
171	西今町第一区自主防災会	平成 25 年 4 月 15 日
172	芹川町大仏防災会	平成 25 年 6 月 20 日
173	松原町千原自主防災会	平成 26 年 4 月 22 日
174	西今町第 4 区自主防災会	平成 26 年 6 月 1 日
175	小山防災会	平成 26 年 7 月 6 日
176	大山町防災会	平成 26 年 7 月 6 日
177	西今町第 2 区自主防災会	平成 26 年 8 月 1 日
178	西今町第 5 区自主防災会	平成 26 年 8 月 10 日
179	上岡部町防災会	平成 26 年 9 月 1 日
180	鳥居本促進住宅自主防災会	平成 26 年 9 月 1 日
181	蓮台寺町防災会	平成 26 年 10 月 28 日
182	日夏町妙楽寺自主防災会	平成 27 年 4 月 1 日
183	マイタウン日夏自主防災会	平成 27 年 4 月 1 日
184	日光ハイツ彦根壱番館自主防災会	平成 27 年 4 月 1 日
185	馬場一丁目防災会	平成 27 年 9 月 20 日
186	馬場二丁目第 1 部自治会自主防災会	平成 28 年 4 月 1 日
187	「Mプラザ彦根駅前」自主減災委員会	平成 28 年 10 月 1 日
188	佐和山西町自主防災会	平成 29 年 4 月 1 日
189	原町西団地自主防災会	平成 29 年 4 月 1 日
190	パサージュ彦根自主防災会	平成 29 年 4 月 1 日
191	日夏ニュータウン第四自治会自主防災会	平成 29 年 6 月 10 日
192	日夏ニュータウン第一区自治会自主防災会	平成 30 年 4 月 1 日
193	城町一丁目防災会	平成 30 年 4 月 1 日
194	河原三丁目自主防災会	平成 30 年 4 月 1 日
195	レインボータウン日夏自主防災会	令和 2 年 7 月 1 日
196	平田町町内会自主防災会	令和 2 年 4 月 1 日
197	原町東団地自治会自主防災会	令和 3 年 4 月 1 日
198	日夏町五僧田自主防災会	令和 3 年 10 月 17 日
199	安清町自主防災会	令和 4 年 4 月 17 日
200	コモンライフⅡ自主防災会	令和 4 年 9 月 15 日
201	松原町大洞自主防災会	令和 5 年 4 月 5 日
202	立花町自主防災会	令和 5 年 4 月 9 日

番号	自主防災組織名	結成年月日
203	コモンライフ正法寺自主防災会	令和 5 年 7 月 24 日
204	コモンタウン南彦根自主防災会	令和 5 年 9 月 5 日
205	野良田町自主防災会	令和 6 年 4 月 1 日
206	山之脇町自主防災会	令和 6 年 4 月 1 日
連合	金城学区自主防災連合会	平成 14 年 11 月 18 日
連合	旭森学区安全・安心推進協議会	平成 16 年 11 月 23 日
連合	鳥居本学区防災推進協議会	平成 20 年 12 月 1 日

（注意 1）番号 58（芹橋二丁目第二部防災会）は、番号 52（芹橋二丁目第 1 防災会）と合併したため削除している。（平成 19 年 5 月 25 日）

（注意 2）番号 55（芹橋二丁目第 4 部防災会）および、番号 64（芹橋二丁目第 3 部防災会）は、番号 52（芹橋二丁目第 1 防災会）と合併したため削除している。また、番号 52（芹橋二丁目第 1 防災会）については、芹橋二丁目自主防災会に名称変更された。（平成 26 年 5 月 1 日）

（注意 3）番号 157（すずらん自主防災会）は、自主防災組織を解散したため削除している。（令和 4 年 10 月 1 日）

2　彦根市防災行政無線局

(1) 彦根市防災行政無線局呼出名称一覧

無線基地局（市役所４階）

令和６年４月

統制リモコン		携帯型無線機		車載型無線機	
名　称	番　号	名　称	番　号	名　称	番　号
代表統制台	100	グリーンピアひこね	409	集中管理１	522
災害対策本部	101	道路河川課	410、411	集中管理２	523
副統制台	102	建設管理課	412	集中管理３	524
消防本部１	201	都市計画課	413	集中管理４	525
消防本部２	202	上水道工務課	414	集中管理５	526
		下水道建設課	415	集中管理６	527
		教育総務課	416	集中管理７	528
		学校教育課	417	集中管理８	529
		生涯学習課	418	集中管理９	530
携帯型無線機		文化財課	419	稲枝支所	531
名　称	番　号	病院総務課	420	まちづくり推進課	532
危機管理課	402、405、427、428、435	通信指令課	421	道路河川課１	533
		秘書課	431	道路河川課２	534
		社会福祉課	432	農林水産課	535
稲枝支所	401	高齢福祉推進課	434		
ライフサービス課	403, 404	荒神山自然の家	436		
子ども若者課	406	大藪浄水場	437		
農林水産課	407, 408	広報戦略課	438		

(2) 市防災行政デジタル無線設置状況

整備年度	基地局	遠隔制御器	半固定式移動局	車載型移動局	携帯型移動局	メーカー	形式
平成24年	2	5	65	14	38	パナソニックシステムソリューションズジャパン㈱	移動系

３　気象等情報関係

(1) 情報の種類

ア　気象に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報および気象情報	気象庁（彦根地方気象台）	気象業務法
土砂災害警戒情報	滋賀県 気象庁（彦根地方気象台）	土砂災害防止法 気象業務法
指定河川洪水予報	滋賀県 気象庁（彦根地方気象台）	水防法 気象業務法
水防警報	滋賀県	水防法
火災気象通報	気象庁 （彦根地方気象台）	消防法
異常現象	発見者	災害対策基本法

イ　地震に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
地震情報	気象庁（彦根地方気象台）	気象業務法
警戒宣言 （東海地震のみ）	内閣総理大臣	大規模地震対策特別措置法
東海地震注意情報 東海地震予知情報	気象庁長官	大規模地震対策特別措置法 気象業務法
南海トラフ地震に関連する情報	気象庁	南海トラフ地震防災対策推進基本計画

(2) 特別警報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和５年６月８日現在）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注）特別警報の発表については、過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき発表される。

※彦根市水防計画を参照

(3) 警報・注意報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和５年６月８日現在）

彦根市	府県予報区		滋賀県		
	一次細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		湖東		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	109	
	洪水		流域雨量指数基準	愛知川流域＝37.1、宇曽川流域＝15.6、芹川流域＝17.1、犬上川流域＝23.0、野瀬川流域＝3.4	
			複合基準※1	―	
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]	
	暴風		平均風速	琵琶湖	20m/s
				琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪		平均風速	琵琶湖	20m/s　雪を伴う
				琵琶湖を除く地域	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 35cm
				山地	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11	
			土壌雨量指数基準	82	
	洪水		流域雨量指数基準	愛知川流域＝29.6、宇曽川流域＝12.4、芹川流域＝13.6、犬上川流域＝18.4、野瀬川流域＝2.6	
			複合基準※1	愛知川流域＝(9,12.4)、宇曽川流域＝(9,13.6)、芹川流域＝(7,18.4)、犬上川流域＝(5,2.6)	
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]	
	強風		平均風速	琵琶湖	12m/s
				琵琶湖を除く地域	12m/s
	風雪		平均風速	琵琶湖	12m/s　雪を伴う
				琵琶湖を除く地域	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
				山地	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度 40％で実効湿度 65％		
	なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1　24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2　日最高気温 10℃以上 3　24 時間雨量 15mm 以上		
	低温		最低気温-5℃以下※2		
	霜		4 月以降の晩霜		
	着氷				
	着雪		24 時間降雪の深さ:30cm 以上 気温:0℃以上		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	90mm	

※1　（表面雨量指数基準、流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を表しています。
※2　気温は彦根地方気象台の値。
（注）1　注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。
　　2　発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査

(6) 気象等の情報伝達系統

県防：県防災行政無線
他　：その他

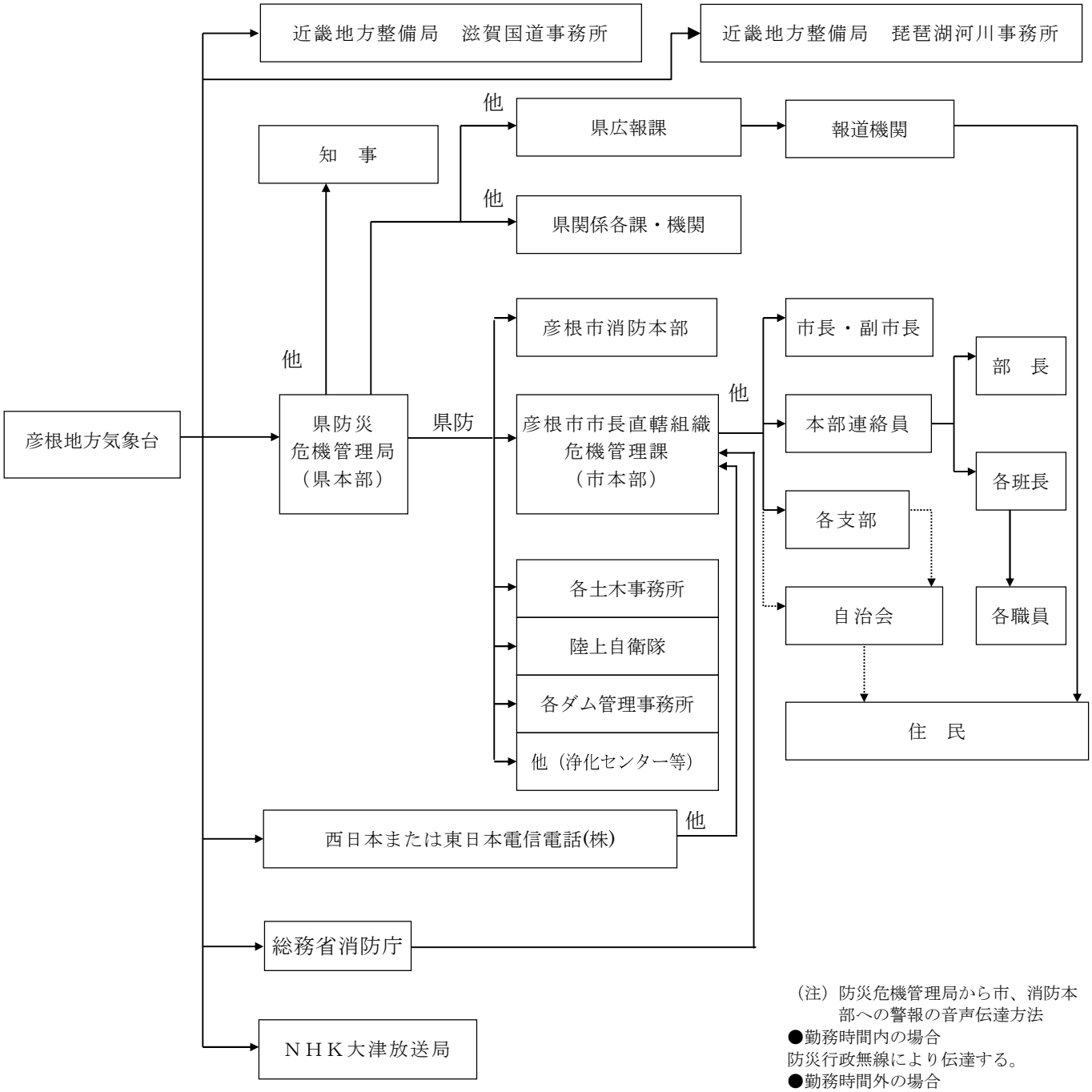

（注）防災危機管理局から市、消防本部への警報の音声伝達方法
●勤務時間内の場合
防災行政無線により伝達する。
●勤務時間外の場合
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより宿直者等に伝達する。

(7) 火災気象通報

ア　概要

彦根地方気象台は、消防法の規定により気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに火災気象通報として滋賀県知事に通報をする。

イ　火災警報

市長は火災気象通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の発表基準

滋賀県の「乾燥注意報」および「強風注意報」の基準と同一。 ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

ウ　乾燥注意報

種類	発表基準
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険があるとき。 具体的には、次の条件に該当する場合 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下になると予想される場合

（注１）発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
（注２）注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切替えられる。

(8) 指定河川洪水予報

ア　概要

琵琶湖周辺については、水防法および気象業務法に基づき、彦根地方気象台と滋賀県が共同して、洪水のおそれがあるときに、水位または流量を示して、これを一般に周知させるため発表するものをいう。

イ　概要

淀川水系琵琶湖氾濫注意情報	氾濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫危険情報	氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。
淀川水系琵琶湖氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

注）水位：5 点の平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）

ウ　洪水予報河川
琵琶湖

(9) 水防警報

ア　概要

水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土道交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については、水防計画で定める。

本市関係では、愛知川（対象量水標：上流は紅葉橋、下流は御幸橋）が県知事による水防警報を発令する河川に指定されている。

イ　種類および基準

準備	気象状況および上流雨量により、増水のおそれがあると認めたとき、または、対象量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき。

出動	対象量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量並びに水位により危険の予想されるとき。
解除	水位が水防団待機水位(通報水位)以下になり、水防作業を必要としなくなったとき。

ウ　水位周知河川

観測所名	河川名	位置	自記固定の別	水位				管理者
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
御幸橋	愛知川	愛荘町	テレメータ	1.00	1.50	1.75	2.30	湖東土木事務所

(10) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

発表対象地域		滋賀県内全市町 （ただし、土砂災害発生危険箇所がない守山市、豊郷町を除く）
発表単位		市町単位（ただし、大津市は大津市北部、大津市南部に分割）
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、実況雨量および気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき。
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予測されるとき。

番号	地区名	名称	住所	電話番号
27	旭森	旭森小学校※	東沼波町 300 番地	22-3087
28	旭森	旭森地区公民館	正法寺町 642 番地 1	26-0675
29	平田	平田小学校	平田町 267 番地	24-1110
30	平田	福祉センター	平田町 670 番地	23-9590
31	平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	平田町 792 番地 1	26-9100
32	城南	城南小学校	西今町 380 番地	22-4518
33	城南	ひこね市文化プラザ	野瀬町 187 番地 4	26-8601
34	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町 640 番地	30-9228
35	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	岡町 33 番地	27-1362
36	城陽	城陽小学校	甘呂町 430 番地	25-1055
37	城陽	南中学校	甘呂町 156 番地	28-1283
38	城陽	三津屋町民会館	三津屋町 1451 番地	25-1208
39	城陽	滋賀県立大学	八坂町 2500 番地	28-8200
40	若葉	若葉小学校	蓮台寺町 180 番地	25-3545
41	鳥居本	鳥居本小学校	鳥居本町 1550 番地 1	22-2214
42	鳥居本	鳥居本地区公民館	鳥居本町 1491 番地 6	26-1922
43	鳥居本	鳥居本中学校	鳥居本町 788 番地	22-2209
44	高宮	高宮小学校	高宮町 2447 番地	22-0512
45	高宮	高宮地域文化センター	高宮町 2311 番地	22-3510
46	河瀬	河瀬小学校	極楽寺町 118 番地	28-1020
47	河瀬	彦根中学校	西葛籠町 553 番地	28-3000
48	河瀬	河瀬地区公民館	森堂町 131 番地	28-1000
49	河瀬	人権・福祉交流会館	犬方町 848 番地 1	25-0164
50	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	川瀬馬場町 922 番地 1	28-7800
51	河瀬	彦根工業高等学校	南川瀬町 1310 番地	28-2201
52	河瀬	河瀬高等学校	川瀬馬場町 975 番地	25-2200
53	亀山	亀山小学校	賀田山町 8 番地	28-0322
54	亀山	亀山出張所	賀田山町 278 番地 2	28-0022
55	稲枝東	稲枝東小学校	稲部町 308 番地	43-2014
56	稲枝東	稲枝商工会館	稲部町 607 番地 1	43-2201
57	稲枝東	聖泉大学	肥田町 720 番地	43-3600
58	稲枝東	彦富町公民館	彦富町 1718 番地	43-7651
59	稲枝北	稲枝北小学校	下岡部町 597 番地	43-2205
60	稲枝北	稲枝中学校	田原町 202 番地	43-2210
61	稲枝北	稲枝地区公民館	本庄町 60 番地	43-4041
62	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	本庄町 92 番地 1	43-3221
63	稲枝西	稲枝西小学校	本庄町 3583 番地	43-2114
64	稲枝西	新海町公民館周辺施設	新海町 431 番地	43-3292

※：旭森小学校の体育館は、土砂災害による被害の恐れがあるため地震および土砂災害の使用不可

(ｳ) 指定以外の避難場所

番号	地区名	名称	住所	電話番号
1	城南	滋賀県立盲学校	西今町 800 番地	22-2321
2	高宮	創価学会彦根文化会館	高宮町 1333 番地 3	26-9671
3	高宮	天理教高宮分教会	高宮町 2330 番地	22-0003
4	高宮	㈱セレマ彦根愛昇殿	高宮町 1431 番地	25-0004
5	稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター	新海浜二丁目 1-1	43-3000
6	稲枝西	ジョイソンハウス	新海町 401 番地	43-7790

※琵琶湖コンファレンスセンターは令和 6 年 9 月 20 日指定解除予定

イ　収容人数・使用場所

(ｱ) 指定避難所

地震

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所			
				教室	階数	体育館	階数
1	城東	彦根市立城東小学校	1,290	○	4	○	1
2	城西	彦根市立城西小学校	1,090	○	3	○	2
3	金城	彦根市立金城小学校	1,350	○	3	○	1
4	城北	彦根市立城北小学校	800	○	3	○	1
5	佐和山	彦根市立佐和山小学校	1,300	○	3	○	1
6	旭森	彦根市立旭森小学校	1,320	○	3	×	2
7	平田	彦根市立平田小学校	1,100	○	3	○	1
8	城南	彦根市立城南小学校	1,410	○	3	○	1
9	城陽	彦根市立城陽小学校	1,260	○	3	○	1
10	若葉	彦根市立若葉小学校	1,150	○	2	○	2
11	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	830	○	3	○	1
12	高宮	彦根市立高宮小学校	1,200	○	3	○	1
13	河瀬	彦根市立河瀬小学校	1,180	○	3	○	1
14	亀山	彦根市立亀山小学校	890	○	3	○	1
15	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	1,090	○	3	○	2
16	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	750	○	3	○	1
17	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	730	○	2	○	1

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所
18	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	1,720	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室

指定避難所は、災害の状況に応じて開設する。なお、避難所については、学校の教室（会議室および管理諸施設を除く）および体育館に設置するものとし、災害時の施設の利用については施設管理者の指示に従うものとする。

＜施設使用判断基準＞
建築基準法に基づく耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降）に適合する建物。

※　旭森小学校体育館については、耐震基準を満たしているが、地震発生時、隣接する山の斜面崩落等、土砂災害による被害の恐れがあるため使用不可。［土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）］

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
38	若葉	彦根市立若葉小学校	2	4,620	教室、体育館、グラウンド
39	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	4,690	教室、体育館、グラウンド
40	鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	2	720	施設、第１・第２駐車場
41	鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	3	3,642	教室、柔剣道場（2 階）、グラウンド
42	高宮	彦根市立高宮小学校	3	2,930	教室、体育館、グラウンド
43	高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	440	施設、駐車場
44	河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	4,900	教室、体育館、グラウンド
45	河瀬	彦根市立彦根中学校	3	7,670	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
46	河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	870	施設、駐車場
47	河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	550	施設、駐車場
48	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	360	施設（2 階）、駐車場
49	河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	10,790	体育館の一部、グラウンドの一部
50	河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	9,790	体育館の一部、グラウンドの一部
51	亀山	彦根市立亀山小学校	3	3,020	教室、体育館、グラウンド
52	亀山	彦根市役所亀山出張所	2	950	施設、駐車場
53	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	4,000	教室、体育館、グラウンド
54	稲枝東	稲枝商工会館	2	360	施設、駐車場の一部
55	稲枝東	聖泉大学	4	7,600	校舎棟（一部を除く）、体育館、グラウンド、テニスコート、駐車場
56	稲枝東	彦富町公民館	2	1,050	施設、公園、草の根広場
57	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	3,790	教室、体育館、グラウンド
58	稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	8,270	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
59	稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	490	施設、駐車場、体育館
60	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	1,050	施設、駐車場の一部、空き地
61	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	3,780	教室、体育館、グラウンド
62	稲枝西	新海町公民館周辺施設	2	1,740	新海町公民館、さざなみホール、グラウンド

＜施設使用判断基準＞

地震時における指定緊急避難所としては、建築基準法に基づく耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降）に適合する建物および倒壊建物等から身を守るオープンスペースを指定。

なお、各施設における使用場所については、各施設への照会結果を基に災害時に使用可能な場所等について記載。災害時の施設の使用にあたっては、各施設管理者の指示に従うこと。

※　旭森小学校体育館については、耐震基準を満たしているが、地震発生時、隣接する山の斜面崩落等、土砂災害による被害の恐れがあるため使用不可。［土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）］

１　避難場所（避難施設）

土砂災害

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城東	彦根市立城東小学校	4	1,290	教室、体育館
2	城東	彦根市東地区公民館	2	90	施設
3	城東	彦根商工会議所	4	130	施設（4 階）
4	城東	彦根勤労福祉会館	4	200	施設（2 階以上）
5	城西	彦根市立城西小学校	3	1,090	教室、体育館
6	城西	彦根市立西中学校	3	1,430	教室、体育館、多目的ホール
7	城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校第二体育館・第二グラウンド	1	710	体育館、武道場
8	城西	滋賀県立彦根東高等学校	1	850	体育館の一部、武道場の一部
9	城西	彦根キャッスル　リゾート＆スパ	5	100	施設（2 階）
10	城西	彦根市西地区公民館	2	90	施設
11	城西	彦根市立彦根幼稚園	2	120	施設（リズム室、保育室の一部）
12	金城	彦根市立金城小学校	3	1,350	教室、体育館
13	金城	彦根市立中央中学校	3	1,800	教室、体育館、柔剣道場
14	金城	彦根市中老人福祉センター	2	190	施設
15	城北	彦根市立城北小学校	3	800	教室、体育館
16	城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
17	城北	千松会館	2	50	施設
18	城北	彦根総合スポーツ公園（野球場）	2	240	野球場の一部
19	城北	滋賀大学	2	480	体育館（2 階）
20	城北	亀の井ホテル彦根	6	120	施設（1 階、2 階）
21	城北	彦根市北老人福祉センター	2	330	施設
22	佐和山	彦根市立佐和山小学校	3	1,300	教室、体育館
23	佐和山	彦根市立東中学校	4	2,350	教室、体育館、柔剣道場
24	佐和山	彦根市市民交流センター	2	100	施設（東山児童館含む）
25	佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	2	720	セミナーハウス、体育館の一部
26	佐和山	私立彦根総合高等学校	3	840	教室（B 棟）、体育館、武道場
27	旭森	彦根市立旭森小学校	3	1,320	教室
28	旭森	彦根市旭森地区公民館	2	140	施設
29	平田	彦根市立平田小学校	3	1,100	教室、体育館
30	平田	彦根市福祉センター	3	450	本館（1 階、3 階）、別館（2 階）、男女共同参画センター
31	平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	3	90	施設（3 階）
32	城南	彦根市立城南小学校	3	1,410	教室、体育館
33	城南	ひこね市文化プラザ	4	1,080	メッセホール、エコホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他
34	城南	彦根市スポーツ･文化交流センター	2	3,410	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室、駐車場
35	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	1	620	体育館
36	城陽	彦根市立城陽小学校	3	1,260	教室、体育館
37	城陽	彦根市立南中学校	3	2,120	教室、体育館、柔剣道場
38	城陽	三津屋町民会館	2	90	施設
39	城陽	滋賀県立大学	2	750	体育館（1 階）
40	若葉	彦根市立若葉小学校	2	1,150	教室、体育館
41	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	830	教室、体育館

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
45	高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	200	施設
46	河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	1180	教室、体育館
47	河瀬	彦根市立彦根中学校	3	1690	教室、体育館、柔剣道場
48	河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	70	施設
49	河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	190	施設
50	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	40	施設（2 階）
51	河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	590	体育館の一部
52	河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	490	体育館の一部
53	亀山	彦根市立亀山小学校	3	890	教室、体育館
54	亀山	彦根市役所亀山出張所	2	40	施設
55	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	520	教室（2 階以上）、体育館（2 階）
56	稲枝東	稲枝商工会館	2	60	施設（2 階）
57	稲枝東	聖泉大学	4	580	校舎棟（一部を除く）　※3 階以上
58	稲枝東	彦富町公民館	2	60	施設
59	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	410	教室（2 階以上）
60	稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	860	教室（2 階以上）、体育館（2 階）
61	稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	80	施設（2 階）
62	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	40	施設（2 階）
63	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	210	教室（2 階）
64	稲枝西	新海町公民館周辺施設	2	230	新海町公民館、さざなみホール、憩いの家

＜施設使用判断基準＞

水害時における指定緊急避難所は、おおむね 100 年に 1 回の大雨を想定した浸水深により検討。また、土砂災害警戒区域外にある施設建物を指定。

おおむね 100 年に 1 回の大雨における施設各階の浸水被害の程度により判断

浸水深による区分	使用制限等（浸水被害）
0．5m未満の浸水区域	使用階制限なし（床下浸水以下）
0．5m以上～2．0m未満の浸水区域	1 階使用不可（床上浸水）
2．0m以上～3．0m未満の浸水区域	1、2 階使用不可（1 階水没）

なお、各施設における使用場所については、各施設への照会結果を基に災害時に使用可能な場所等について記載。災害時の施設の使用にあたっては、各施設管理者の指示に従うこと。

（ｳ）指定以外の避難場所

地震

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	2290	体育館の一部、グラウンド
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター	3	400	施設（1 階、2 階）の一部
4	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

※琵琶湖コンファレンスセンターは令和 6 年 9 月 20 日指定解除予定

土砂災害

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	330	体育館の一部
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	高宮	天理教高宮分教会	2	200	施設の一部
4	高宮	㈱セレマ彦根愛昇殿	2	150	施設の一部
5	稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター	3	400	施設（1 階、2 階）の一部
6	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

※琵琶湖コンファレンスセンターは令和 6 年 9 月 20 日指定解除予定

水害

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	330	体育館の一部
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	高宮	天理教高宮分教会	2	200	施設の一部
4	高宮	㈱セレマ彦根愛昇殿	2	150	施設の一部
5	稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター	3	400	施設（1 階、2 階）の一部
6	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

※琵琶湖コンファレンスセンターは令和 6 年 9 月 20 日指定解除予定

市指定の避難場所を開設しても、なお避難場所が不足する場合等に、開設する避難場所

(ｴ) 福祉避難所候補施設一覧

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ可能人数
デイサービスセンターべるふらっと	平田町 258－3	24－0445	25
彦根市北デイサービスセンター	馬場一丁目 5－5	21－0301	73
ＪＡ東びわこデイサービスセンター	賀田山町 234－6	28－7878	11
ニチイケアセンター彦根	西葛籠町 311－6	28－7005	13
彦根市南デイサービスセンター	田原町 13－2 南老人福祉センター内	43－6700	8
彦根市佐和山デイサービスセンター	芹川町 484－4	21－0700	25
ニチイケアセンター大藪	大藪町 2505－1	21－2560	11
彦根市デイサービスセンターきらら	川瀬馬場町 1015－1	28－7353	2
彦根市ふたばデイサービスセンター	金剛寺町 95－1	28－0065	12
仄香の郷地蔵デイサービスセンター	地蔵町 73－2	23－5557	4
デイサービスよもぎの郷	平田町 901	20－5181	18
デイサービスさくら	平田町 136－5	24－8011	10
社会福祉法人ことぶき会指定通所介護事業所	上岡部町 503	43－6484	3
ぽぽハウス	平田町 107－11	21－0664	10
信幸ケアサービスセンター	賀田山町 240－2	28－0294	19
アネシス南彦根	小泉町 135	27－3354	7
デイサービスはえみ	田附町 1227	20－4876	5
デイサービスセンター新海	新海町 2243－2	29－0443	5
介護老人保健施設アロフェンテ彦根	竹ヶ鼻町 80	21－3300	未定
邂逅の郷ショートステイ	日夏町 151	28－7961	未定
平田ケアホテル翔裕館	平田町 1114－1	21－2881	6
医療法人恭昭会彦根中央介護医療院	西今町 421	23－1211	4
サニープレイス河瀬　デイサービス	川瀬馬場町 971－1	28－7400	8
あったかハウス京町デイサービスセンター	京町一丁目 4－7	30－0170	4
あったかハウス甘呂デイサービスセンター	甘呂町 490	28－1710	4
デイサービスセンターべるグリーン	田原町 87－2	43－7661	8
デイホームぶどう	後三条町 468	26－3135	23
デイサービス久左	河原二丁目 1－3 久左のまちや	24－6600	4
デイサービスセンター鈴の音	鳥居本町 670	21－5460	9
特定非営利活動法人ホームスイートホームじょいふるあっといなえ	下西川町 1098	43－2274	1
わいわいがやが家甘呂	甘呂町 491	28－3611	6
小規模多機能ホーム鈴の郷	鳥居本町 670	22－5544	13
彦根市グループホームゆうゆう	川瀬馬場町 1015－1	28－7662	1
あったかハウス京町グループホーム	京町一丁目 4－7	30－1808	4
あったかハウス甘呂グループホーム	甘呂町 490	28－1750	4
グループホーム鈴の家	田原町 87－2	43－7662	6
グループホームつぼみ	鳥居本町 1455－7	27－5707	4

1　避難場所（避難施設）

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ可能人数
湖の辺の道	新海町 2237	43－4332	1
あったかハウス甘呂グループホームサフラン	甘呂町 491	28－3511	5
グループホームあいの里八坂	八坂町 1900－12	24－2550	1
グループホーム　えくぼ	金剛寺町 58－1	25－3835	4
特別養護老人ホーム風蝶木	極楽寺町 596	25－5288	2
特別養護老人ホームナースログ	極楽寺町 605	25－5508	2
特別養護老人ホーム近江第二ふるさと園	開出今町 1343－3	22－4321	8
特別養護老人ホーム近江ふるさと園（従来型）	石寺町 713	43－5800	27
特別養護老人ホーム近江ふるさと園（ユニット型）	石寺町 713	43－5800	12
特別養護老人ホームさざなみ苑（従来型）	城町二丁目 13－3	27－1411	16
特別養護老人ホーム千松の郷	松原町 520－1	22－2255	31
ポラリスデイサービスセンター後三条	後三条町 365－10	27－3560	7
彦根学園	高宮町 2671	22－2266	87
せいふう	高宮町 2672	22－1052	65
彦根学園さくら	高宮町 2671	22－2266	36
地域交流センターおひさま	大藪町 2797－2	24－4555	35
手づくり工房　種芸	本庄町 3799	20－5114	10
滋賀県立視覚障害者センター	松原１丁目 12-17	22－7901	22
滋賀県立盲学校	西今町 800	22－2321	53
かすみ会交流施設こもれび	海瀬町 255	43－6111	10
森のお家	高宮町 907-1	49－2531	30
じょいふるあっといなえ	下西川町 679	43-2274	1
海の辺の道	新海町 2237	43-2274	2
ぬくもりの家みかさつかさ	新海町 2243-2	43-6114	1

（令和６年４月１日現在）

ウ　学区別収容人数

学区	施設名称	水害							地震							土砂災害						
			指定緊急避難場所			指定避難所				指定緊急避難場所			指定避難所				指定緊急避難場所			指定避難所		
		避難者数	収容人数	学区計	過不足	収容人数	学区計	過不足	避難者数	収容人数	学区計	過不足	収容人数	学区計	過不足	避難者数	収容人数	学区計	過不足	収容人数	学区計	過不足
城東	彦根市立城東小学校	1,479	1,288	1,673	194	752	752	−727	1,869	3,040	3,748	1,879	1,288	1,288	−581	69	1,288	1,704	1,635	1,288	1,288	1,219
城東	彦根市東地区公民館		57							158							88					
城東	彦根商工会議所		133							0							133					
城東	彦根勤労福祉会館		195							550							195					
城西	彦根市立城西小学校	1,381	1,090	3,680	2,299	1,090	1,090	−291	1,108	3,291	22,009	20,901	1,090	1,090	−18	0	1,090	4,390	4,390	1,090	1,090	1,090
城西	彦根市立西中学校		1,431							6,874							1,431					
城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校　第二体育館・第二グラウンド		0							5,963							710					
城西	滋賀県立彦根東高等学校		848							4,607							848					
城西	彦根キャッスル　リゾート&スパ		100							720							100					
城西	彦根市西地区公民館		87							177							87					
城西	彦根市立彦根幼稚園		124							377							124					
金城	彦根市立金城小学校	1,883	818	1,819	−64	818	818	−1,065	1,333	5,174	13,603	12,270	1,349	1,349	16	0	1,349	3,339	3,339	1,349	1,349	1,349
金城	彦根市立中央中学校		942							7,557							1,797					
金城	彦根市中老人福祉センター		59							872							193					
城北	彦根市立城北小学校	457	800	2,890	2,433	800	800	343	672	5,220	23,172	22,500	800	800	128	73	800	3,000	2,927	800	800	727
城北	私立近江高等学校		977							977							977					
城北	千松会館		54							159							54					
城北	彦根総合スポーツ公園（野球場）		241							241							241					
城北	滋賀大学		481							14,785							481					
城北	亀の井ホテル彦根		118							861							118					
城北	彦根市北老人福祉センター		219							929							329					
佐和山	彦根市立佐和山小学校	1,259	1,301	3,237	1,978	682	682	−577	1,749	5,721	31,392	29,643	1,301	1,301	−448	359	1,301	5,318	4,959	1,301	1,301	942
佐和山	彦根市立東中学校		1,450							8,231							2,349					
佐和山	市民交流センター		101							861							101					
佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校		97							8,118							723					
佐和山	私立彦根総合高等学校		288							8,461							844					
旭森	彦根市立旭森小学校	667	1,693	1,830	1,163	1,323	1,323	656	2,202	3,130	3,517	1,315	1,323	1,323	−879	324	1,323	1,460	1,136	1,323	1,323	999
旭森	彦根市旭森地区公民館		137							387							137					
平田	彦根市立平田小学校	855	1,098	1,628	773	1,098	1,098	243	1,076	6,516	7,369	6,293	1,098	1,098	22	92	1,098	1,628	1,536	1,098	1,098	1,006
平田	彦根市福祉センター		445							853							445					
平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店		85							0							85					
城南	彦根市立城南小学校	1,455	1,411	4,828	3,373	1,411	3,131	1,676	1,883	3,612	11,012	9,129	1,411	3,131	1,248	0	1,411	6,844	6,844	1,411	3,131	3,131
城南	彦根市スポーツ・文化交流センター		1,720			1,720				3,410			1,720				3,410			1,720		
城南	パナソニック株式会社アプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部彦根工場体育館		620							620							620					
城南	ひこね市文化プラザ		752							1,078							1,078					
城南	滋賀県立盲学校（市指定外）		325							2,292							325					
城陽	彦根市立城陽小学校	421	1,255	4,161	3,740	648	648	227	923	3,601	22,574	21,651	1,255	1,255	332	13	1,255	4,221	4,208	1,255	1,255	1,242
城陽	彦根市立南中学校		2,122							8,138							2,122					
城陽	三津屋町民会館		30							640							90					
城陽	滋賀県立大学		754							10,195							754					
若葉	彦根市立若葉小学校	47	1,149	1,149	1,102	1,149	1,149	1,102	591	4,622	4,622	4,031	1,149	1,149	558	0	1,149	1,149	1,149	1,149	1,149	1,149
鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	53	829	1,473	1,420	829	829	776	273	4,693	9,056	8,783	829	829	556	578	829	1,709	1,131	829	829	251
鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館		161							721							161					
鳥居本	彦根市立鳥居本中学校		483							3,642							719					
高宮	彦根市立高宮小学校	473	1,204	1,990	1,517	1,204	1,204	731	1,695	2,926	3,602	1,907	1,204	1,204	−491	0	1,204	1,990	1,990	1,204	1,204	1,204
高宮	彦根市高宮地域文化センター		196							436							196					
高宮	創価学会彦根文化会館（市指定外）		240							240							240					
高宮	天理教高宮文教会（市指定外）		200							0							200					
高宮	㈱セレマ彦根愛昇殿（市指定外）		150							0							150					
河瀬	彦根市立河瀬小学校	278	1,177	4,240	3,962	1,177	1,177	899	1,770	4,897	34,918	33,148	1,177	1,177	−593	0	1,177	4,240	4,240	1,177	1,177	1,177
河瀬	彦根市立彦根中学校		1,687							7,669							1,687					
河瀬	彦根市河瀬地区公民館		71							871							71					
河瀬	彦根市人権・福祉交流会館		185							545							185					
河瀬	東びわこ農業協同組合本店		39							359							39					
河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校		589							10,789							589					
河瀬	滋賀県立河瀬高等学校		492							9,788							492					
亀山	彦根市立亀山小学校	100	893	935	835	893	893	793	403	3,016	3,969	3,566	893	893	490	79	893	935	856	893	893	814
亀山	彦根市役所亀山出張所		42							953							42					
稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	933	523	1,226	293	523	523	−410	748	4,001	13,015	12,267	1,087	1,087	339	132	1,087	2,562	2,430	1,087	1,087	955
稲枝東	稲枝商工会館		57							358							118					
稲枝東	聖泉大学		584							7,602							1,295					
稲枝東	彦富町公民館		62							1,054							62					
稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	35	409	1,389	1,354	409	409	374	300	3,791	13,605	13,305	747	747	447	91	747	3,014	2,923	747	747	656
稲枝北	彦根市立稲枝中学校		864							8,271							1,804					
稲枝北	彦根市稲枝地区公民館		76							489							409					
稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店		40							1,054							54					
稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	244	213	1,325	1,081	213	213	−31	173	3,776	6,401	6,228	732	732	559	0	732	1,844	1,844	732	732	732
稲枝西	新海町公民館周辺施設		228							1,741							228					
稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター（市指定外）		396							396							396					
稲枝西	ジョイソンハウス（市指定外）		488							488							488					
合計		12,020	39,473			16,739	4,719	18,768	227,584				20,453	1,685	1,810	49,347				20,453	18,643	

(3) 非常用品備蓄

ア　彦根市　備蓄品リスト

管理担当課：危機管理課
（令和６年４月１日現在）

品　　名	数　量	品　　名	数　量
カンパン	20,580　食	保安指示灯	20　本
アルファ化米	38,750　食	雨カッパ	540　枚
お粥	13,200　食	樹脂製手押し車	3　台
粉ミルク	2,160　食	折りたたみ式手押し車	1　台
液体ミルク	2,136　食	脚立	1　脚
紙おむつ（幼児用）	5,794　枚	はしご兼用脚立	1　脚
紙おむつ（大人用）	1,852　枚	ガス炊飯器	8　台
生理用品	12,176　枚	鋳物ガスコンロ	15　台
飲料水　（500mℓ）	96,192　本	カセット式ガスコンロ	15　台
毛布	15,460　枚	かまどセット	4　組
ヘルメット	155　個	給茶器	6　台
担架	25　台	飲料水袋	2,200　枚
救命胴着	5　着	ポリタンク　20Ｌ	20　個
パイプスコップ	23　丁	ポリバケツ　15Ｌ	6　個
バール	30　丁	トタンバケツ	20　個
掛矢	15　丁	ケットル	11　個
大ハンマー	15　丁	鍋	21　個
ツルハシ	15　丁	金タライ	10　個
トラロープ	17　巻	まな板	50　枚
ホイスト用ロープ	2　本	包丁	50　本
ブルーシート	1,800　枚	水杓	20　本
パイプテント（1張は市役所倉庫）	2　張	汁杓子	30　本
発電機	10　台	飯杓子	50　本
投光器（三脚付）	10　台	アルミボール	20　個
強力ライト	100　個	フードコンテナ	50　個
ヘッドライト	10　個	パレット（樹脂製）	4　枚
蛍光灯ランタン	16　個	紙コップ	1,500　個
ラジオ	136　個	タオル	400　枚
コードリール	20　個	防塵マスク	720　枚
拡声器	29　台	避難所用フロアシート（シートタイプ）	765　枚
仮設トイレ	101　台	避難所用フロアシート（ロールタイプ）	170　本

※新型インフルエンザ対策用備蓄品は除く

イ　市備蓄一覧

（令和６年４月１日現在）

種類／保管施設	クラッカー（食）	アルファ化米（食）	お粥（食）	粉ミルク（食）	液体ミルク（食）	紙おむつ（乳児用）（枚）	紙おむつ（大人用）（枚）	生理用品（枚）	毛布（枚）	ラジオ（台）	仮設トイレ（台）	飲料水500ML（本）	ろ水機（台）	飲料水袋10L（枚）	医療用備蓄
稲里備蓄倉庫	13,140	27,400	9,050	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1,000	
西沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	360	0	5	71,712	0		
東沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロシードアリーナHIKONE備蓄倉庫2	0	0	0	2,160	2,136	5,726	1,826	11,664		0	0	11,904	0		
プロシードアリーナHIKONE外部倉庫	360	500	200	0	0	68	26	512	790	0	0	96	0		
中通	0	0	0	0	0	0	0	0	3,470	0	41	0	0		
市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	180	35	3	0	0		
城東小学校	120	700	200	0	0	0	0	0	800	3	4	264	1		1
城西小学校	240	500	150	0	0	0	0	0	200	3	1	384	1		1
金城小学校	180	500	100	0	0	0	0	0	570	2	3	408	1		1
城北小学校	240	550	150	0	0	0	0	0	790	2	4	336	1		1
佐和山小学校	240	450	200	0	0	0	0	0	40	3	1	360	1		1
旭森小学校	240	250	300	0	0	0	0	0	200	3	3	504	1		1
平田小学校	300	500	200	0	0	0	0	0	40	3	1	336	1		1
城南小学校	180	500	200	0	0	0	0	0	90	2	1	432	1		1
城陽小学校	240	500	200	0	0	0	0	0	430	3	5	552	1	500	1
若葉小学校	240	500	200	0	0	0	0	0	890	3	3	216	1		1
鳥居本小学校	240	500	250	0	0	0	0	0	900	3	1	480	1		1
高宮小学校	240	500	200	0	0	0	0	0	40	3	2	336	1		1
河瀬小学校	240	500	150	0	0	0	0	0	820	2	1	264	1		1
亀山小学校	240	550	200	0	0	0	0	0	800	3	1	504	1		1
稲枝東小学校	180	400	200	0	0	0	0	0	40	3	1	288	1		1
稲枝北小学校	240	500	200	0	0	0	0	0	400	2	1	336	1		1
稲枝西小学校	180	500	200	0	0	0	0	0	40	3	1	216	1		1
鳥居本中学校	120	400	100	0	0	0	0	0	140	3	1	456	0		
西中学校	120	300	100	0	0	0	0	0	50	3	1	360	0		
東中学校	120	350	100	0	0	0	0	0	30	3	1	360	0		
中央中学校	120	300	100	0	0	0	0	0	40	3	1	240	0		
南中学校	180	300	50	0	0	0	0	0	30	3	1	360	0		
彦根中学校	120	400	100	0	0	0	0	0	40	3	1	336	0		
稲枝中学校	120	400	100	0	0	0	0	0	40	3	1	312	0		
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0		1
福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	430	2		96	0	500	
勤労福祉会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
高宮地域文化センター	60	0	0	0	0	0	0	0	100	2		96	0		
稲枝地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	10		2	96	0		
鳥居本地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
旭森地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
東地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
西地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
河瀬地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
南地区公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0		0	0		
市民交流センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
人権福祉交流会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	1	96	0		
亀山出張所	60	0	0	0	0	0	0	0	10	2		96	0		
ひこね市文化プラザ	60	0	0	0	0	0	0	0	610		3	96	0		
パナソニック株式会社くらしアプライアンス社	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
大藪浄水場	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0		0	0	200	
彦根総合卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	780	0		0	0		
彦富町公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
千松会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
三津屋町民会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
新海浜公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
キャッスルホテル	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根幼稚園	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0		96	0		
彦根市翔西館高等学校　第二体育館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根東高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
近江高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根翔西館高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根総合高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根工業高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		

種類／保管施設	クラッカー（食）	アルファ化米（食）	お粥（食）	粉ミルク（食）	液体ミルク（食）	紙おむつ（乳児用）（枚）	紙おむつ（大人用）（枚）	生理用品（枚）	毛布（枚）	ラジオ（台）	仮設トイレ（台）	飲料水500ML（本）	ろ水機（台）	飲料水袋10L（枚）	医療用備蓄
河瀬高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
滋賀大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
滋賀県立大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
聖泉大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根商工会議所	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
稲枝商工会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
中老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
北老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根総合スポーツ公園	120	0	0	0	0	0	0	0	220	2	4	192	0		
亀の井ホテル彦根	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
ＪＡ東びわこ彦根中央支店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
ＪＡ東びわこ本店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
ＪＡ東びわこ稲枝支店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
合計	20,580	38,750	13,200	2,160	2,136	5,794	1,852	12,176	15,460	136	101	96,192	17	2,200	18

※ 医療用備蓄に、安定ヨウ素剤を含む。

ウ　市の備蓄倉庫一覧

名称	所在地
彦根市防災備蓄倉庫（稲里防災備蓄倉庫）	稲里町
彦根市防災備蓄倉庫（西沼波防災備蓄倉庫）	西沼波町
彦根市防災備蓄倉庫（彦根市スポーツ・文化交流センター）	小泉町
㈱中通	高宮町
彦根市防災備蓄倉庫（彦根総合スポーツ公園）	松原町

(4) 県の備蓄倉庫および備蓄物資

県の災害救助用備蓄物資保管倉庫について、彦根市および湖東に置かれているものは次のとおりである。

事務所名	物資種別	備蓄数量	保管倉庫の場所	保管倉庫業者
湖東健康福祉事務所	パン（食）	17,350	犬上郡多賀町中川原 453-3	日本通運㈱滋賀支店彦根営業課 犬上郡多賀町中川原字桜本 453-3
	アルファ化米[アレルギー対応]（食）	14,100		
	毛布（枚）	5,700		
	レトルト食品（食）	12,160		
	紙おむつ(乳幼児用)(枚)	10,168		
	紙おむつ（大人用）（枚）	560		
	不織布マスク（普通サイズ）（枚）	26,400		
	不織布マスク（子ども用サイズ）（枚）	3,600		
	生理用ナプキン（昼用）（枚）	1,120		

	生理用ナプキン（夜用）（枚）	600		
	生理用ショーツ（M サイズ）（枚）	60		
	生理用ショーツ（L サイズ）（枚）	60		

5　道路・輸送関係

(1) 道路の整備現況

（単位：m、%）

区分	総延長	舗装道	砂利道	舗装率	改良済延長	改良整備率
国道	14,833	14,833	―	100.0	14,833	100.0
県道	107,511	103,198	4,313	95.9	88,632	80.6
市道	648,169	611,414	36,755	94.3	280,438	43.2
広域農道	7,847	7,847	-	100.0	7,847	100.0
合計	775,131	733,756	41,375	97.55	387,248	80.85

（令和６年３月 31 日現在）

(2) 緊急輸送道路

ア　第一次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕

(ｱ) 名神高速道路（彦根ＩＣ含む）
(ｲ) 国道８号
(ｳ) 国道 306 号（原町～外町）
(ｴ) 主要地方道彦根近江八幡線（大東町～外町）
(ｵ) 県道彦根港彦根停車場線（湖東地域振興局、市役所）（旭町～元町）
(ｶ) 市道彦根駅平田線（大東町～旭町）
(ｷ) 県道彦根米原線

イ　第二次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕

(ｱ) 国道 306 号
(ｲ) 主要地方道大津能登川長浜線
(ｳ) 主要地方道彦根近江八幡線
(ｴ) 県道三津屋野口線（三津屋町～日夏町）
(ｵ) 県道神郷彦根線
(ｶ) 県道彦根港彦根停車場線（松原二丁目～松原町）
(ｷ) 県道彦根城線（古沢町～松原町）
(ｸ) 県道彦根城線（佐和町～金亀町）
(ｹ) 県道多賀高宮線
(ｺ) 県道彦根環状線
(ｻ) 市道金亀３号線
(ｼ) 市道高宮多賀線
(ｽ) 市道高宮町七軒町・桃線
(ｾ) 市道八坂西今線

ウ　市指定緊急輸送道路（第三次緊急輸送道路）

(ｱ) 主要地方道大津能登川長浜線
(ｲ) 県道三津屋野口線
(ｳ) 市道芹橋彦富線
(ｴ) 主要地方道愛知川彦根線
(ｵ) 県道彦根環状線（戸賀町地先）
(ｶ) 県道神郷彦根線
(ｷ) 県道賀田山安食西線
(ｸ) 市道八坂西今線
(ｹ) 市道小泉庄堺線
(ｺ) 市道稲部本庄線
(ｻ) 市道福満団地１号線
(ｼ) 市道西沼波旭橋線
(ｽ) 市道宮田上矢倉線

(3) 緊急輸送ネットワーク図

（３）緊急輸送ネットワーク図

6　施設関係

(1)要配慮者利用施設

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	犬上川	宇曽川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
1	リヴフォーエバー彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市地蔵町73-2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
2	彦根中央介護医療院	介護医療院	滋賀県彦根市西今町421番地	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
3	るりあん稲枝	サ高住	滋賀県彦根市野良田町287-3	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
4	昭和元気くらぶ	有料老人ホーム	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
5	南ひこね翔裕館	有料老人ホーム	滋賀県彦根市平田町788	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
6	第二邂逅の郷 特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
7	メイプルコート日夏	有料老人ホーム	彦根市日夏町3662-4	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
8	ほのぼの	通所型サービスA	彦根市平田町107-11	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
9	ショートステイ サニープレイス彦根	短期入所施設	彦根市三津町446-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
10	特別養護老人ホーム サニープレイス彦根	介護老人福祉施設	彦根市三津町446-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
11	はるのうみ	通所リハ	彦根市西今町369番地1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
12	彦根ケアセンターそよ風	デイサービスセンター	滋賀県彦根市駅東町2-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
13	スリースターズ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市開出今町1414-6	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
14	じょいふるびわこ	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市新海町2240	1.0m～2.0m未満	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
15	シンシア彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町2426-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
16	シンシア彦根	短期入所施設	滋賀県彦根市高宮町2426-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
17	レッツ倶楽部高宮町	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町903-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
18	彦根ひらたデイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
19	南ひこねグループホーム翔裕館	グループホーム	滋賀県彦根市平田町788	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
20	花しょうぶの郷 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	滋賀県彦根市稲枝町27-1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
21	花しょうぶの郷デイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市稲枝町27-1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
22	栄町グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市栄町2丁目1-22	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
23	じょいふるあっといなえ	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市下西川町1098	0.5m未満	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
24	デイサービス　久左	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市河原2丁目1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
25	久左の家	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市河原2丁目1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
26	特別養護老人ホーム 近江第二ふるさと園	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市開出今町1343-3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
27	彦根市中老人福祉センター	老人福祉センター	滋賀県彦根市開出今町1361-1	0	0.5m～1.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
28	ハートフルヒルズ彦根別館ハートフルホーム彦根	有料老人ホーム	滋賀県彦根市外町101	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
29	あったかハウス甘呂デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市甘呂町490	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
30	あったかハウス甘呂グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市甘呂町490	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
31	わいわいがやが家　甘呂	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市甘呂町491	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
32	あったかハウス甘呂グループホーム　サフラン	グループホーム	滋賀県彦根市甘呂町491	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
33	デイサービスセンター　城	デイサービスセンター	滋賀県彦根市甘呂町918	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
34	あったかハウス京町デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市京町1丁目4-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
35	あったかハウス京町グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市京町1丁目4-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
36	特別養護老人ホーム　ナースログ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市極楽寺町605	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
37	小規模多機能型居宅介護事業所　ぶどうの家　芹橋	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市芹橋2丁目9-42	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
38	彦根市佐和山デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市芹川町484-4	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
39	グループホーム　えくぼ	グループホーム	滋賀県彦根市金剛寺町58-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
40	彦根市ふたばデイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市金剛寺町95-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
41	リハプライド　彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市銀座町4-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
42	アンジェス彦根城	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市元町1-43	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
43	やさしい手シニアリビング　やさしえ彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市後三条町289	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
44	ポラリスデイサービスセンター彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市大藪町2509-2	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
45	デイホーム　ぶどう	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市後三条町468	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
46	JA東びわこデイサービスセンターたかみや	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町1017-2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
47	ナーシングホームすずらん	看護小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市高宮町1368-7	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
48	アネシス南彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市小泉町135	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
49	サービス付き高齢者向け住宅 アネシス南彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市小泉町135	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
50	デイホームゆりの木　彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市松原町1136-1	0.5m未満	0	0	0	0	0	0	0
51	湖郷の彩風　彦根	特定施設入居者生活介護	滋賀県彦根市松原町1435-13	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
52	特別養護老人ホーム 千松の郷	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市松原町520-1	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
53	特別養護老人ホーム 千松の郷Ⅱ番館	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市松原町524	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
54	特別養護老人ホーム　さざなみ苑	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
55	さざなみ苑デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
56	さざなみ苑ショートステイ	短期入所施設	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
57	グループホームさざなみ苑	グループホーム	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
58	湖の辺の道	グループホーム	滋賀県彦根市新海町2237	0.5m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
59	デイサービスセンター新海	デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海町2243-2	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
60	ぬくもりの家みかさつかさ	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海町2243-2	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
61	デイサービスセンター寿安	デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海浜1丁目9-5	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
62	ニチイケアセンター彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市西葛籠町311-6	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
63	株式会社コモドライフ　デイサービスクローバー	デイサービスセンター	滋賀県彦根市西沼波町256-1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0

6　施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域（想定最大規模）					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	犬上川	宇曽川	愛知川	土砂災害警戒区域（急傾斜）	土砂災害警戒区域（地すべり）	土砂災害警戒区域（土石流）
64	近江ふるさと園　短期入所生活介護事業所	短期入所施設	滋賀県彦根市石寺町713	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
65	特別養護老人ホーム 近江ふるさと園	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市石寺町713	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
66	彦根市デイサービスセンターきらら	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1015-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
67	彦根市グループホームゆうゆう	グループホーム	滋賀県彦根市川瀬馬場町1015-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
68	機能訓練特化型デイサービスがじゅまる	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1082-3	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
69	サニープレイス河瀬	サ高住（有料老人ホームではない）	滋賀県彦根市川瀬馬場町971-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
70	サニープレイス河瀬デイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町971-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
71	ニチイケアセンター大藪	デイサービスセンター	滋賀県彦根市大藪町2505-1	0.5m未満	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
72	アンジェス彦根	サ高住（有料老人ホームではない）	滋賀県彦根市大藪町737-3	0.5m～1.0m未満	2.0m～5.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
73	グループホーム　ひこねの憩	グループホーム	滋賀県彦根市地蔵町203-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
74	仄香の郷地蔵デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市地蔵町73-2	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
75	すみよしクリニックデイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市竹ケ鼻町292-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
76	介護老人保健施設 アロフェンテ彦根	介護老人保健施設	滋賀県彦根市竹ケ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
77	デイサービス　はえみ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市田附町1227	0.5m未満	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
78	養護老人ホーム金亀荘	養護老人ホーム（一般）	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
79	邂逅の郷デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
80	邂逅の郷特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
81	レジリエンスラボ仄香	デイサービスセンター	滋賀県彦根市戸賀町100-50	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
82	彦根市北デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市馬場1丁目5-5	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
83	彦根市北老人福祉センター	老人福祉センター	滋賀県彦根市馬場1丁目5-5	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
84	グループホームあいの里八坂	グループホーム	滋賀県彦根市八坂町1900-12	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
85	ミドリヤ　いなえ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市肥田町1013-2	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
86	ぽぽハウス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町107-11	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
87	平田ケアレジデンス翔裕館	地域密着型特定施設入居者生活介護	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
88	平田ケアホテル翔裕館	短期入所施設	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
89	平田デイサービス爽やかな風	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
90	平田小規模多機能ホーム爽やかな風	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
91	デイサービスさくら	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町136-5	0	2.0m～5.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
92	デイサービスりはたま	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町162-15	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
93	デイサービスセンターべるふらっと	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町258-3	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
94	ハッピーフィットネスひこね	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町289-6	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
95	彦根ひらた翔裕館	サ高住（有料老人ホームではない）	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
96	ひらたグループホーム翔裕館	グループホーム	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
97	ツクイ彦根平田	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町589-1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
98	デイサービス　よもぎの里	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町901	0	2.0m～5.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
99	るりあん彦根	サ高住（有料老人ホームではない）	滋賀県彦根市野口町276-2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
100	ハートフルヒルズ彦根	有料老人ホーム	滋賀県彦根市里根町191-1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
101	デイサービス　ひまわり	デイサービスセンター	滋賀県彦根市里根町191-1 ﾊｰﾄﾌﾙﾋﾙｽﾞ彦根	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
102	佐和山小学校	小学校	滋賀県彦根市安清町11-32	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
103	稲枝東小学校	小学校	滋賀県彦根市稲部町308	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
104	稲枝北小学校	小学校	滋賀県彦根市下岡部町597	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
105	彦根南中学校	中学校	滋賀県彦根市甘呂町156	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
106	城東小学校	小学校	滋賀県彦根市京町2-2-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
107	彦根東中学校	中学校	滋賀県彦根市芹川町443	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
108	彦根西中学校	中学校	滋賀県彦根市金亀町8-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
109	高宮小学校	小学校	滋賀県彦根市高宮町2447	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
110	城北小学校	小学校	滋賀県彦根市松原町3751-3	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
111	中央中学校	中学校	滋賀県彦根市西今町1207	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
112	城南小学校	小学校	滋賀県彦根市西今町380	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
113	金城小学校	小学校	滋賀県彦根市大藪町391	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
114	鳥居本中学校	中学校	滋賀県彦根市鳥居本町788	0	0	0	0	0	警戒区域	0	0
115	稲枝中学校	中学校	滋賀県彦根市田原町202	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
116	旭森小学校	小学校	滋賀県彦根市東沼波町300	0	0.5m未満	0	0	0	警戒区域	0	0
117	平田小学校	小学校	滋賀県彦根市平田町267	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
118	稲枝西小学校	小学校	滋賀県彦根市本庄町3583	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
119	城西小学校	小学校	滋賀県彦根市本町3-3-22	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
120	彦根子ども家庭相談センター	公共施設	滋賀県彦根市小泉町932−1	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
121	彦根市立ふれあいの館	公共施設	滋賀県彦根市八坂町2408	0.5m～1.0m未満	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
122	佐和山小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市安清町11-32	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
123	稲枝東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市稲部町308	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
124	稲枝北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市下岡部町597	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
125	城東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市京町2丁目2-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
126	河瀬小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市極楽寺町118	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
127	高宮小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市高宮町2447	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
128	城北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市松原町3751-3	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
129	城南小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市西今町383	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
130	金城小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市大藪町391	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
131	旭森小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市東沼波町455	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
132	平田小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市平田町267	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
133	稲枝西小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市本庄町3583	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
134	城西小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市本町3丁目3-22	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	犬上川	宇曽川	愛知川	土砂災害警戒区域（急傾斜）	土砂災害警戒区域（地すべり）	土砂災害警戒区域（土石流）
135	荒神山自然の家		彦根市日夏町4794番地1	0	0	0	0	0	警戒区域	0	警戒区域
136	HEART WORK 結	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市大藪町2638番地	1.0m～2.0m未満	2.0m～3.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
137	滋賀アイステーション	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市小泉町103番地1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
138	ひこね七里ホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市新町12番地	0	3.0m～4.0m未満	0	0	0	0	0	0
139	ひこね芹川ホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市新町49番地	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
140	TOCOハウス(平田町)	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市平田町185番地7	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
141	れんげはうす	生活介護事業所	滋賀県彦根市大藪町2637番地1	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
142	ひこねわたぼうしホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市大藪町30番地15	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
143	TOCOカンパニーLtd	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市岡町103番地2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
144	つばきはらファクトリー	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市海瀬町183番地1	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
145	かいぜ寮	障害者支援施設	滋賀県彦根市海瀬町255番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
146	ふるさと	障害者支援施設	滋賀県彦根市開出今町1343番地3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
147	きらめき	児童発達支援事業所	滋賀県彦根市芹川町573番地3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
148	せいふう	生活介護事業所	滋賀県彦根市高宮町2672番地	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
149	グループホームたちばなE/W	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市高宮町2690番地2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
150	多機能型重症児者等デイサービス　ふぁみりぃ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市高宮町907番地1	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
151	サンコスモ滝井	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市三津町800番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
152	そよかぜ	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市三津町800番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
153	グループホームすみれ	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市小泉町686番地3	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
154	まな	地域活動支援センター	滋賀県彦根市西今町1328番地	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
155	Job lead	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市大東町4番8号　ウカイビル1階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
156	ぽぽハウス	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市大藪町2410番地5	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
157	地域交流センターおひさま	生活介護事業所	滋賀県彦根市大藪町2797番地2	0.5m未満	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
158	放課後等デイサービス　にこにこルーム	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市地蔵町86番地3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
159	彦根ワーキングテラス	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市中央町3番12号　CGビル2階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
160	はばたき	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町105番地7	0	2.0m～5.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
161	あじさいホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市平田町72番地1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
162	うきうきクラブ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町936番地	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
163	手づくり工房種芸	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市本庄町3799番地	0	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0
164	セルプひこね	生活介護事業所	滋賀県彦根市里根町191番地7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
165	発達支援センター	公共施設	滋賀県彦根市平田町597-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
166	GIRAFFE	認可外保育施設	滋賀県彦根市宇尾町257-2　2F	0	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
167	託児所すまいる	認可外保育施設	滋賀県彦根市河原2-1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
168	稲枝東幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市稲部町315番地-1	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
169	チャイルドライクふらっふ	認可外保育施設	滋賀県彦根市芹川町1430-10	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	警戒区域	0	0
170	佐和山幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市芹川町481番地-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
171	ひこねさくら保育園	保育所	滋賀県彦根市芹川町586番地	0	3.0m～4.0m未満	0	0	0	0	0	0
172	病児保育室こあら	病児病後児保育事業	滋賀県彦根市戸賀町36-6	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
173	つぼみ保育園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市高宮町2373	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
174	高宮幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市高宮町2391番地	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
175	ハグテラス　彦根保育ルーム	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町46-2	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
176	城北幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市松原町3751番地-3	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
177	にじのおうち	認可外保育施設	滋賀県彦根市長曽根南町519-19	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
178	にこにこおひさま園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市東沼波町1235-5	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
179	旭森幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市東沼波町493番地-2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
180	城陽幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市日夏町166番地	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
181	彦根幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市本町一丁目3番33号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
182	認定こども園　聖ヨゼフこども園	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市立花町2-24	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
183	彦根市立東保育園	保育所	滋賀県彦根市安清町8-4	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
184	みづほ保育園	保育所	滋賀県彦根市稲部町400-1	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
185	るんぴにー保育園	保育所	滋賀県彦根市河原1丁目1-4	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
186	施設内保育所「むつみ」	認可外保育施設	滋賀県彦根市開出今町1343-3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
187	花田保育園	保育所	滋賀県彦根市甘呂町473-2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
188	彦根市立ふたば保育園	保育所	滋賀県彦根市金剛寺町101	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
189	ほほえみ園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市駅東町15番1号	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
190	彦根かんがるー保育園	保育所	滋賀県彦根市戸賀町53-3	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
191	彦根センター託児室	認可外保育施設	滋賀県彦根市後三条町607-1	0	2.0m～5.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
192	めぐみ保育園	保育所	滋賀県彦根市高宮町1755	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
193	ほいくえん　ものの家だいち	保育所	滋賀県彦根市小泉町395番地7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
194	パレット	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市新海町2240	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
195	パレット	認可外保育施設	滋賀県彦根市新海町2240	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
196	多景保育園	保育所	滋賀県彦根市須越町1154-5	0.5m未満	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
197	城南保育園	保育所	滋賀県彦根市西今町285-1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
198	彦根中央病院　なかよし託児所	認可外保育施設	滋賀県彦根市西今町438-4	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
199	どんぐり保育園	保育所	滋賀県彦根市川瀬馬場町1149-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
200	ABC　ENGLISH　プリスクール	地方裁量型認定こども園	滋賀県彦根市大藪町2496-1	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
201	レイモンド大藪保育園	保育所	滋賀県彦根市大藪町2655	0.5m～1.0m未満	2.0m～5.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
202	かるがも保育所	事業所内保育事業	滋賀県彦根市竹ケ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
203	チャイルドハウスおひさま	認可外保育施設	滋賀県彦根市中央町3-73	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
204	キッズルーム	認可外保育施設	滋賀県彦根市中央町4-32	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0

6　施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	犬上川	宇曽川	愛知川	土砂災害警戒区域（急傾斜）	土砂災害警戒区域（地すべり）	土砂災害警戒区域（土石流）
205	彦根乳児保育所	保育所	滋賀県彦根市中藪2丁目2-6	0.5m未満	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
206	彦根市立西保育園	保育所	滋賀県彦根市長曽根町8番21号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
207	旭森保育園	保育所	滋賀県彦根市東沼波町498-2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
208	日夏保育園	保育所	滋賀県彦根市日夏町2634-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
209	どんぐりけんだいまえ保育園	保育所	滋賀県彦根市八坂町3248	0.5m～1.0m未満	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
210	彦根市立平田こども園	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市平田町303-1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
211	稲枝ふたば保育園	保育所	滋賀県彦根市本庄町2647	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
212	ノゾミ保育園	保育所	滋賀県彦根市本町1-8-20	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
213	森の子保育園	保育所	滋賀県彦根市野瀬町106	0	0.5m～1.0m未満	3.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0
214	彦根中央病院	総合病院	滋賀県彦根市西今町421	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
215	友仁山崎病院	総合病院	滋賀県彦根市竹ケ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
216	医療法人青葉会　イーリスウイメンズクリニック	クリニック	滋賀県彦根市中央町3-73	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
217	医療法人青葉会　イーリスウイメンズクリニック　アリス	クリニック	滋賀県彦根市八坂町2888番地1	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0
218	TOCOハウス(犬方町)	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市犬方町863番地8	0	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
219	コペルプラス　彦根駅前教室	児童発達支援事業所	滋賀県彦根市駅東町13-1　A&S東駅前ビル3階	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
220	さくらはーと	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市後三条町296番地1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
221	慈円	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市下岡部町632番地	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
222	なかまーず	口中一時支援事業所	滋賀県彦根市芹川町538番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
223	さくらんぼ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市芹町10番28-105号	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
224	働き教育センター彦根	就労継続支援A型事業所	滋賀県彦根市高宮町211番地	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
225	ハートジョブ	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市中央町4番35号　DKビル	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
226	もものお庭	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市八坂町2019番地	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
227	キッズグロース	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市馬場一丁目6番20号　スマイルコート1階	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
228	まつぼっくり	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町614番地5	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
229	うきうきホーム	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町951番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
230	Bone!Labo	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市本町一丁目8番29号　児玉ビル2階	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
231	つむぎ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市栄町2丁目6-47	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
232	Earth caretakers(アースケアテイカーズ)	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市地蔵町73番地2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
233	まつぼっくりⅡ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市南川瀬町1416番地	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
234	ジョブタス彦根事業所	就労継続支援A型事業所	滋賀県彦根市馬場二丁目1番1号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
235	あけぼの共同作業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市古沢町733番地13	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
236	いきいきサロン	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市戸賀町65番地1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
237	りんごの木	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市後三条町326番地6　プレジデンスMI･GU･RI　2階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
238	夢工房if	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市小泉町620番地64	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
239	盲学校	盲学校	滋賀県彦根市西今町800番地	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
240	鳥居本養護学校	養護学校	滋賀県彦根市鳥居本町1431番地2	0	0	0	0	0	警戒区域	0	0
241	あじさいの家共同作業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市平田町630番地3	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
242	ひまわりくらぶ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市立花町2番51号	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
243	第2グループホームじゅう楽	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市稲枝町336番地1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0
244	グループホームOHANA	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市馬場二丁目3番10号	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
245	グループホームRASIEL南彦根	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市小泉町333番地1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
246	くれあ事業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市甘呂町706番地2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
247	道くさ	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市岡町30番地2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
248	GIRAFFE	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市宇尾町257番地2　2階	0	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
249	ひなたぼっこ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市小泉町620番地49	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
250	URBAN　STUDIO　ゆるりは平田	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町409-1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
251	ひかりの森	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市三津町462-1	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
252	ハグテラス　リーブル	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町45-3	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
253	森のおうち(さんさんひろば)	地域子育て支援拠点事業	滋賀県彦根市三津町462-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
254	アイグラン保育園南彦根	保育所	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町17-1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
255	ふぁみりぃショートスティ	短期入所施設	彦根市高宮町907番地1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
256	恵	就労継続支援B型事業所	彦根市城町一丁目4-8	0.5未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
257	スマイルひこね	就労継続支援A型事業所	彦根市大東町2番28号　アルプラザ彦根4階	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
258	希美	共同生活援助事業所	彦根市平田町628番地14	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
259	金城こども園	保育所型認定こども園	滋賀県彦根市開出今町1492番地1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
260	放課後等デイサービス Sunny	放課後等デイサービス事業所	彦根市長曽根南町485番地3	0	2.0m～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
261	コペルプラス　南彦根教室	児童発達支援事業所	彦根市西今町87-16 Nasu8 103号	0	2.0m～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
262	GIRAFFEなないろくらす	放課後等デイサービス事業所	彦根市平田町151番地4	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0

(4) 上水道施設および給水用資機材等の状況

ア　上水道施設

事業 主体名	計画 給水人口	給水区域内 現在人口	現在 給水人口	原水の 種類	現在施設 公称能力	備考
彦根市	118,700 人	110,842 人	110,622 人	湖水 地下水	54,200 ㎥／日 14,600 ㎥／日	上水道事業

（令和６年４月１日現在）

イ　給水用資機材の整備

資機材名	容量(ﾘｯﾄﾙ)	現有数	計画数	管理先	備考
給水車	3,000	2		上下水道部	
給水タンク	1,000	6（ポンプ付）		上下水道部	
給水ポリ容器	20	50		上下水道部	
可搬式ろ水機	－	17		危機管理課	
給水袋	－ 6	2,200 5,000		危機管理課 上下水道部	
緊急用臨時給水栓		17		上下水道部	

（令和４年４月１日現在）

ウ　飲料水タンク

所有者	所在地	電話	積載能力	台	備考
彦根市消防署南分署	稲里町 320 番地	43－5670	2,000 リットル	1	飲料水タンク

(5) ごみ処理施設およびし尿処理施設

ア　ごみ処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	備考
彦根市	野瀬町	24－3879	90.0t／日	ごみ焼却施設
彦根市	野瀬町	24－3879	50.0t／日	粗大ごみ処理施設
彦根市	開出今町	24－3879	7.5t／日	プラスチックごみ減容装置

イ　ごみ運搬車

市有				業者有			備考
ごみ収集車	運搬トラック	その他	計	ごみ収集車	運搬トラック等	計	彦根市一般廃棄物処理業（事業系ごみ収集運搬）許可業者（36 社）
13	13	14	40	81	115	196	

ウ　し尿処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	施設処理対象人口	備考
彦根市	開出今町	24－2497	156.0kｌ／日	24,526 人	

エ　し尿処理運搬車

彦根市事業公社バキューム車				浄化槽許可業者バキューム車					備考
4ｔ	3ｔ	2ｔ	計	10ｔ	4ｔ	3ｔ	2t	計	（一財）彦根市事業公社 23-4135 近江環境(有)23-5015 喜多嘉和(株)23-8800 北川清掃(有)23-8125 (株)コテラ 22-0833 湖城メンテナンス(有)23-3984
1	1	7	9	1	4	2	2	9	

（令和３年６月 30 日現在）

(6) 都市公園の状況

（令和６年４月１日現在）

区分		都市計画決定公園				都市計画決定以外の都市公園供用値		都市公園供用値合計	
		都市計画決定値		左記の内、供用値＝都市公園値					
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積（ha）	箇所数	面積(ha)
				①	②	③	④	①＋③	②＋④
公園	街区公園	4	1.39	4	1.04	77	12.60	81	13.64
	近隣公園	6	8.1	4	4.40	1	1.24	5	5.64
	地区公園	1	4.2	1	4.2			1	4.2
	総合公園	3	95.3	3	64.48			3	64.48
小計		14	108.99	12	74.12	78	13.84	90	87.96
緑地	湖岸緑地	5	69	5	58.48			5	58.48
	河川緑地	4	363.5	0	0			0	0
小計		9	432.5	5	58.48			5	58.48
合計		23	541.49	17	132.60	78	13.84	96	146.44

(9) 活動拠点候補地の選定にあたっての考え方（南海トラフ地震の場合）

ア　「活動拠点」とは

「活動拠点」とは、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊の各応援部隊が、救助・救急・消火活動を行うため、被災地域内の大規模空き地に車両や資機材等を留め置き、宿営するための拠点をいう。

イ　「活動拠点」（応援派遣部隊の活動拠点）の条件

(ｱ) 緊急消防援助隊の活動拠点（活動規模：消防車両 25 台、100 人）

a　駐車場となる面積：2,000㎡以上

b　野外宿泊に必要な面積：1,000㎡以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積 620㎡以上）が隣接している場合は必要ない）

c　拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、少なくとも 1 消防本部 1 箇所以上

d　幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

(ｲ) 警察災害派遣隊の活動拠点（活動規模：車両約 30 台、約 100 人）

a　大型車両の出入りが容易な駐車場の敷地面積：1,500㎡以上

b　拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、少なくとも警察署管内ごとに 1 箇所程度

c　避難所、遺体安置所等と重複しない場所

d　幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

(ｳ) 自衛隊災害派遣部隊の活動拠点（活動規模：1 個連隊約 400 人）

a　部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積 15,000㎡以上

b　拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、駐屯地が所在する市町村は確保不要

c　幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

※活動拠点は「(8) 応急仮設住宅設置予定地」や「(9) がれき仮置場候補地（面積が広い順）」等を参考に関係機関と調整して事前に定める。

(10) 遺体安置所候補地

名称	所在地	スペース*1	土砂災害	液状化*2	備考
彦根市武道館	京町 2 丁目	268 ㎡		大	
南地区公民館	甘呂町	大会議室：274 ㎡ 和室：39 ㎡ 実習室：57 ㎡ 会議室：97 ㎡ **合計：467 ㎡**		大	
中地区公民館	大藪町	大会議室：140 ㎡ 実習室：60 ㎡ 会議室：21 ㎡ **合計：221 ㎡**		中	
みずほ文化センター	田原町	多目的ホール：371 ㎡ 練習室:89 ㎡(49 畳分) **合計：460 ㎡**		大	
荒神山自然の家	日夏町	集会室：217 ㎡ 宿泊室：404 ㎡ 学習室：108 ㎡ 研修室：140 ㎡ **合計：869 ㎡**	土石流	小	
子どもセンター	日夏町	アリーナ：702 ㎡ 多目的室：181 ㎡ **合計：883 ㎡**		中	
合　計		3,168 ㎡			

*1：液状化危険度は、彦根市防災アセスメント調査より、各地域における最大の液状化危険度を示している。

※上記の施設で足りない場合は、物資集積拠点候補の「稲枝地区体育館」(648 ㎡・指定緊急避難場所)も候補として考える。なお、指定緊急避難場所を利用する場合は、指定緊急避難場所に避難している住民を指定避難所へ移動したうえで利用する。

(11) 市内配送拠点

	所在地	スペース*1	液状化	備考
彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町	サブアリーナ等	中	
農村環境改善センター(グリーンピアひこね)	清崎町	多目的ホール：450 ㎡	中	
（株）中通	高宮町	第 3 倉庫 1 号棟の一部、2 号棟の一部	中	
福山通運（株）彦根営業所	鳥居本町	災害時応援協定に基づく場所	中	
彦根総合スポーツ公園	松原町	県との協議により決定する	大	

*1：スペース名称、面積は彦根市ホームページより。

※追加検討候補地

	所在地	スペース	液状化	備考
稲枝地区体育館	田原町	競技場：648 ㎡	大	
パーク・アンド・バスライド	原町	9,800 ㎡	小～中	

7　防災ヘリコプター指定離着陸場等

(1) 防災ヘリコプター指定離着陸場

番号	所在地・場所名	電話番号	面積（㎡）	備考
1	稲里町 320 消防署南分署隣接 消防屋外訓練場	43－5670	3,850	照明設備有り ヘリサイン有り
2	日夏町 4769 荒神山公園多目的広場	25－1599	30,000	
3	八坂町 1882 番地 彦根市立病院屋上	22－6050		照明設備有り
4	岡町 33 パナソニック㈱彦根グラウンド	23－1511	11,500	
5	鳥居本町 1165 鳥居本公園 多目的広場	22－1411	8,800	
6	松原町 3755 彦根港防災広場	27-2241	4,000	

(2) 緊急援助隊ヘリコプター発着予定地

番号	所在地・場所名	電話番号	面積（㎡）	備考
1	金亀町 3030-1 金亀公園多目的競技場	23－5950	9,200	
2	金亀町 22 大手前公園	22－1411	11,800	
3	松原町 3756-1 彦根港地先 湖東土木事務所管理防災広場	27－2241	11,025	

(3) その他の災害時緊急ヘリコプター発着予定地

番号	所在地・場所名	電話番号	面積(㎡)	備考
1	金亀町 8-1 西中学校運動場	22-4808 22-4809	13,923	
2	金亀町 4-7 彦根東高等学校	22-4800	7,000	
3	芹川町 443 東中学校運動場	22-1006 22-1007	14,705	
4	西今町 1207 中央中学校運動場	26-0200	14,400	
5	鳥居本町 788 鳥居本中学校運動場	22-2209	7,300	
6	甘呂町 156 南中学校運動場	28-1283	15,042	
7	西葛籠町 553 彦根中学校運動場	28-3000	14,957	照明設備有り 付近に高圧線有り
8	田原町 202 稲枝中学校運動場	43-2210	16,168	

第５部　消防、医療に関する資料

１　消防関係

(1) 消防本部・消防署・消防団の所在地

区分 所属	所在地
消防本部（署）	彦根市西今町 415 番地
南分署	彦根市稲里町 320 番地
北分署	彦根市古沢町 503 番地 1
犬上分署	犬上郡甲良町横関字山王 689 番地 1
第 1 分団	彦根市本町二丁目 4 番 18 号
第 2 分団	彦根市須越町 1154 番地 2
第 3 分団	彦根市立花町 2 番 46-1 号
第 4 分団	彦根市松原町 3614 番地 5
第 5 分団	彦根市芹川町 909 番地 1
第 6 分団	彦根市大藪町 1810 番地 9
第 7 分団	彦根市戸賀町 130 番地 47
第 8 分団	彦根市正法寺町竹之内 559 番地 4
第 9 分団	彦根市甘呂町 146 番地 3
第 10 分団	彦根市日夏町 2909 番地 1
第 11 分団	彦根市鳥居本町 1492 番地 7
第 12 分団	彦根市金剛寺町字中郷 440 番地
第 13 分団	彦根市賀田山町 47 番地 4
第 14 分団	彦根市高宮町 2312 番地 3
第 15 分団	彦根市本庄町 61 番地

(2) 消防車両保有状況

（令和６年４月１日現在）

種別 所属		消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車（非常用車両）	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ（車載含む）	高規格救急車	高規格救急車（非常用車両）	救助工作車（照明灯付）	災害対策車	積載車	指揮車	広報車	査察車	指令車	乗用車	原動機付自転車	自動二輪車（オフロードタイプ）	合計
消防本部															1			1			2
消防本部	本署	1	1	1	1	1		3	2	1	1		1	1		1			1		16
消防本部	南分署			1				1	1			1				1			1		6
消防本部	北分署			1	1			1	1							1			1		6
消防本部	犬上分署			1			1	1	1							1		1	2		8
小計		1	1	4	2	1	1	6	5	1	1	1	1	1	1	4		2	5		38
消防団	団本部						2							1	2		1			1	7
消防団	第１分団	1					1													1	3
消防団	第２分団	1																		1	2
消防団	第３分団	1						1												1	3
消防団	第４分団	1						1												1	3
消防団	第５分団	1						1												1	3
消防団	第６分団	1																		1	2
消防団	第７分団	1						1												1	3
消防団	第８分団	1																		1	2
消防団	第９分団	1																		1	2
消防団	第10分団	1																		1	2
消防団	第11分団	1					1													1	3
消防団	第12分団	1																		1	2
消防団	第13分団	1																		1	2
消防団	第14分団	1					1													1	3
消防団	第15分団	2																		1	3
小計		16					5	4						1	2		1			16	45
合計		17	1	4	2	1	6	10	5	1	1	1	1	2	3	4	1	2	5	16	83

(3) 特殊消防用資機材保有状況（常備消防分）

器具名	数量	器具名	数量	器具名	数量
耐熱服	4	高発泡管筒	5	空気呼吸器	58
耐電服	5	背負い式消火水のう (ジェットシューター)	39	流水救助器具	9
化学防護服	3	救命索発射銃	2	救命ボート	2
放射線測定器	9	油圧切断機	2	チェーンソー	5
可燃性ガス測定器	7	エアーツール	3	チルホール	3
簡易画像機	1	ポートパワー	4	エンジンカッター	6
削岩機	1	マット型空気ジャッキ	2	大型油圧スプレッター	2
				マンホール救助器具 （ロールグリス）	1

（令和６年４月１日現在）

(4) 消防水利

学区 ＼ 区分		消火栓		防火水槽		
		地上式	地下式	100 トン級	40 トン級	20 トン級
城西	（第１分団）	1	78		11	2
城東	（第３分団）	1	146	1	10	1
城北	（第４分団）		114		10	
佐和山	（第５分団）		172	1	23	2
金城	（第６分団）	1	181		15	
平田・城南	（第７分団）		298	1	15	
旭森	（第８分団）		240	1	11	
城陽	（旧多景）　（第２分団）		48		6	
	（旧花田）　（第９分団）		33		4	
	（旧日夏・若葉）（第 10 分団）		120		12	
鳥居本	（第 11 分団）	1	83		14	
河瀬	（第 12 分団）		200		19	
亀山	（第 13 分団）		64		7	
高宮	（第 14 分団）		143		10	
稲枝北・東・西	（第 15 分団）		347		35	
合計		4	2,267	4	202	5

（令和６年４月１日現在）

(5) 道路狭あい地区警防計画樹立ブロック

台帳番号	町　丁　目	台帳番号	町　丁　目
1	芹橋１丁目	8	大薮町
2	芹橋２丁目	9	小泉町
3	栄町１・２丁目	10	西今、宇尾、野瀬、竹ケ鼻町
4	河原１・２丁目	11	東沼波町
5	安清、河原３丁目	12	高宮町Ａ
6	松原１丁目	13	高宮町Ｂ
7	松原２丁目		

2　医療関係

(1) 医療関係調達先

ア　血液調達先

名称	所在地	電話	備考
滋賀県赤十字血液センター	草津市笠山７丁目 1-45	077-564-6311	
大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35	077-522-4131	
済生会守山市民病院	守山市守山町四丁目 14-1	077-582-5151	
高島市民病院	高島市高島町勝野 1667	0740-36-0220	
公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256	0748-62-0234	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379	0748-33-3151	
独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	0748-22-3030	
豊郷病院	犬上郡豊郷町八目 12	0749-35-3001	
彦根市立病院	彦根市八坂町 1882 番地	0749-22-6050	
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7	0749-63-2111	
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221	0749-82-3315	

イ　医薬品調達先（市内）

名称	薬局・店舗の名称	薬局・店舗の所在地	電話番号	備考
有川製薬㈱	有川製薬㈱	彦根市鳥居本町 425	22-2201	卸売
㈱スズケン	㈱スズケン彦根支店	彦根市小泉町 865-1	24-0301	卸売
彦根かいえ薬局	彦根かいえ薬局	彦根市開出今町 1524-4	30-3161	薬局

(2) 感染症指定医療関係（滋賀県）

第一種感染症指定医療機関の指定状況（令和５年４月１日現在）

No.	病院名	病床数
1	大津市民病院	２床

第二種感染症指定医療機関の指定状況（令和５年４月１日現在）

No.	病院名	病床数		
		感染症病床	結核病床（稼働病床）	一般病床または精神病床
1	大津市民病院	６床		
2	済生会滋賀県病院	６床		
3	公立甲賀病院	４床		
4	近江八幡市立総合医療センター	４床		
5	彦根市立病院	４床	10 床	
6	長浜赤十字病院	４床		
7	高島市民病院	４床		
8	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院			
9	国立病院機構　東近江総合医療センター		16 床	４床

第８条　防災会議の庶務は、市長直轄組織危機管理課において処理する。

（公表等の方法）

第９条　地域防災計画を作成し、または修正した場合の公表その他防災会議が行なう公表等は彦根市公告式条例（昭和36年彦根市条例第47号）の例による。

付　則

この規程は、昭和39年1月29日から施行する。

付　則（昭和42年8月11日告示第51号）

この告示は、公布の日から施行し、昭和42年7月15日から適用する。

付　則（昭和51年3月29日告示第17号）

この告示は、昭和51年4月1日から施行する。

付　則（平成12年3月28日告示第47号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付　則（平成19年3月30日告示第100号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付　則（平成21年7月1日告示第121号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

付　則（平成22年12月28日告示第222号）

この告示は、平成22年12月28日から施行する。

付　則（平成23年4月1日告示第65号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付　則（平成27年12月18日告示第259号）

この告示は、平成27年12月18日から施行する。

付　則（平成30年1月25日告示第16号）

この告示は、平成30年1月25日から施行する。

付　則（平成31年4月1日告示第85号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 彦根市防災会議委員・幹事・書記名簿

彦根市防災会議委員・幹事・書記名簿

<table>
<tr><th>委員</th><th>幹事</th></tr>
<tr><td rowspan="2">彦根地方気象台次長
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長
陸上自衛隊第３偵察戦闘大隊　戦闘中隊長
湖東健康福祉事務所長
湖東土木事務所長
彦根警察署長
彦根市副市長
彦根市教育長
彦根市病院事業管理者
彦根市消防長
彦根市消防団長
彦根市消防副団長（大隊副長）
彦根市消防副団長（大隊本部付き）
彦根市消防副団長（第１中隊長）
彦根市消防副団長（第２中隊長）
彦根市消防副団長（第３中隊長）
西日本旅客鉄道株式会社彦根駅長
西日本電信電話株式会社滋賀支店設備部長
関西電力送配電株式会社彦根配電営業所長
近江鉄道株式会社鉄道部長
大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部長
中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全･サービスセンター所長
彦根商工会議所会頭
稲枝商工会長
東びわこ農業協同組合代表理事理事長
日本郵便株式会社彦根郵便局長
エフエムひこねコミュニティ放送株式会社代表者
彦根市社会福祉協議会長
日赤奉仕団彦根支部委員長
彦根市地域婦人団体連絡協議会会長
彦根市防災講習会外部講師
彦根市消防団ヒコネサンフラワーズ隊長</td><td>彦根市企画振興部長
彦根市スポーツ部長
彦根市総務部長
彦根市人事部長
彦根市市民環境部長
彦根市福祉保健部長
彦根市子ども未来部長
彦根市観光文化戦略部長
彦根市産業部長
彦根市建設部長
彦根市都市政策部長
彦根市上下水道部長
彦根市立病院事務局長
彦根市会計管理者
彦根市議会事務局長
彦根市教育部長
市長直轄組織危機管理監</td></tr>
<tr><td></td><td>書記</td></tr>
<tr><td></td><td>産業部農林水産課長
建設部建設管理課長
建設部道路河川課長
稲枝支所長
消防本部警防課長
市長直轄組織危機管理課長</td></tr>
</table>

(4) 彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱

彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱

（設置）
第１条　地震および風水害等の災害発生時における電気、ガス、通信、水道等のライフラインの被害軽減と安定確保を図るため、彦根市防災会議条例（昭和 37 年彦根市条例第 35 号）第 5 条の規定に基づき、彦根市防災会議にライフライン部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　部会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1)　彦根市地域防災計画の作成およびその実施に係る所管事項の調査、研究等に関すること。
(2)　災害が発生した場合におけるライフライン機能の応急復旧体制の確立および相互応援体制等連携の強化に関すること。
(3)　ライフライン機能に関する防災知識の普及、啓発活動等に関すること。
(4)　その他部会設置の目的を達成するために必要な事務

（幹事）
第３条　部会に幹事若干名を置く。
２　幹事は、彦根市防災会議規程（昭和 39 年彦根市告示第 4 号）第 7 条の規定に定める幹事のうちから会長が指名する。

（雑則）
第４条　この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付則
この要綱は、平成 7 年 2 月 27 日から施行する。

(5) 彦根市防災会議ライフライン部会名簿

ア　西日本電信電話株式会社滋賀支店設備部長
イ　関西電力送配電株式会社彦根配電営業所長
ウ　大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部長
エ　上下水道部長
オ　消防長
カ　総務部長
キ　危機管理監
ク　産業部長

(6) 彦根市災害対策本部条例

彦根市災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 25 日条例第 36 号)

改正　平成 8 年 9 月 30 日条例第 20 号　平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号

(目的)

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、彦根市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付　則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

付　則(平成 8 年 9 月 30 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(7) 彦根市災害対策本部規程

彦根市災害対策本部規程

(昭和 38 年 10 月 1 日告示第 69 号)

改正　昭和 40 年 3 月 30 日告示第 25 号　昭和 40 年 7 月 15 日告示第 45 号　昭和 42 年 8 月 11 日告示第 51 号
昭和 43 年 3 月 27 日告示第 17 号　昭和 44 年 2 月 10 日告示第 8 号　昭和 45 年 4 月 1 日告示第 26 号
昭和 45 年 7 月 31 日告示第 44 号　昭和 47 年 10 月 30 日告示第 54 号　昭和 48 年 5 月 10 日告示第 35 号
昭和 49 年 4 月 1 日告示第 19 号　昭和 51 年 3 月 29 日告示第 17 号　昭和 52 年 5 月 24 日告示第 43 号
昭和 53 年 4 月 1 日告示第 24 号　昭和 54 年 4 月 1 日告示第 22 号　昭和 54 年 6 月 30 日告示第 39 号
昭和 55 年 4 月 1 日告示第 17 号　昭和 56 年 5 月 27 日告示第 40 号　昭和 57 年 4 月 1 日告示第 34 号
昭和 63 年 9 月 30 日告示第 76 号　平成元年 9 月 30 日告示第 97 号　平成 3 年 3 月 30 日告示第 34 号
平成 4 年 6 月 1 日告示第 58 号　平成 5 年 4 月 1 日告示第 48 号　平成 7 年 2 月 1 日告示第 9 号
平成 7 年 4 月 1 日告示第 46 号　平成 8 年 4 月 1 日告示第 48 号　平成 9 年 4 月 1 日告示第 53 号
平成 9 年 7 月 1 日告示第 75 号　平成 11 年 5 月 19 日告示第 81 号　平成 12 年 3 月 31 日告示第 68 号
平成 13 年 3 月 30 日訓令第 7 号　平成 14 年 4 月 22 日訓令第 14 号　平成 15 年 5 月 2 日訓令第 7 号
平成 16 年 4 月 1 日告示第 67 号　平成 17 年 3 月 31 日告示第 61 号　平成 18 年 3 月 31 日告示第 83 号
平成 19 年 3 月 30 日告示第 26 号　平成 21 年 5 月 7 日告示第 92 号　平成 22 年 4 月 21 日告示第 108 号
平成 22 年 7 月 14 日告示第 168 号　平成 23 年 7 月 22 日告示第 143 号　平成 23 年 12 月 12 日告示第 200 号
平成 25 年 6 月 17 日告示第 156 号　平成 25 年 10 月 11 日告示第 216 号　平成 26 年 9 月 1 日告示第 197 号
平成 27 年 6 月 17 日告示第 159 号　平成 28 年 4 月 1 日告示第 137 号　平成 28 年 5 月 31 日告示第 163 号
平成 29 年 6 月 2 日告示第 155 号　平成 30 年 5 月 31 日告示第 170 号　令和元年 7 月 23 日告示第 53 号
令和 2 年 5 月 22 日告示第 130 号　令和 3 年 4 月 1 日告示第 156 号　令和 4 年 4 月 1 日告示第 134 号
令和 5 年 4 月 1 日告示第 126 号　令和 6 年 4 月 1 日告示第 93 号

(趣旨)

第 1 条　この規程は、彦根市災害対策本部条例(昭和 37 年彦根市条例第 36 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき彦根市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第 2 条　災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部長付き)

第 3 条　災害対策本部に災害対策本部長付きを置き、教育長および病院事業管理者をもって充てる。

(危機管理監)

第 4 条　災害対策本部に危機管理監を置き、市長直轄組織危機管理監をもって充てる。

2　危機管理監は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長および災害対策副本部長に事故があるとき、または災害対策本部長および災害対策副本部長が欠けたときは、災害対策本部長の職務を代理する。

（本部会議）

第５条　災害対策本部に、災害予防および災害応急対策の実施について協議するため本部会議を置く。

２　本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付き、危機管理監および部長ならびに別表第１に定める本部付き本部員をもって構成する。

３　本部会議は、必要の都度災害対策本部長が招集し、本部会議の議長は、災害対策本部長が当たる。

（部）

第６条　条例第３条第１項の規定に基づき、災害対策本部に部を置く。

２　前項の部は、次のとおりとし、班をもって組織する。

(1)　市長直轄部

危機管理班、秘書班

(2)　企画振興部

企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班

(3)　スポーツ部

スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班

(4)　総務部

総務班、公有財産管理班、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班

(5)　人事部

人事班、働き方・業務改革推進班

(6)　市民環境部

生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班

(7)　福祉保健部

社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班

(8)　子ども未来部

子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班

(9)　観光文化戦略部

観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班

(10)　産業部

農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班

(11)　建設部

建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班

(12)　都市政策部

都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班

(13)　上下水道部

上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班

(14)　教育部

教育総務班、学校教育班、学校ＩＣＴ推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班

(15)　消防部

消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

(16)　病院部

病院事務局班

3　部に部長および本部連絡員、班に班長を置き、災害対策本部員をもって充てる。

4　部長は、本部長の命を受けて部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5　本部連絡員は、災害対策本部と各部班との連絡調整を行う。

6　班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

7　部長となるべき災害対策本部員、部に属すべき災害対策本部員、班に属すべきその他の職員等は、別表第１のとおりとする。ただし、支所および出張所に勤務する職員にあっては、この限りでない。

8　班長の属する課、係等の職員はその班員となり、上司の命を受けて班務に従事する。

(班務)

第７条　班において分掌する事務は、おおむね別表第２のとおりとする。

(支部)

第８条　支所および出張所に次に掲げる支部を置く。

(1)　鳥居本支部

(2)　河瀬支部

(3)　亀山支部

(4)　高宮支部

(5)　稲枝支部

2　支部は、災害対策本部長の統轄のもとにおおむね次に掲げる事務を分掌する。

(1)　本部との連絡に関すること。

(2)　災害予報および被害状況の速報に関すること。

(3)　応援班の要請に関すること。

(4)　救護班の出動要請に関すること。

(5)　消防分団その他民間救助団体との連絡活動に関すること。

(6)　避難所および相談所に関すること。

(7)　埋火葬に関すること。

(8)　その他特命事項に関すること。

(支部長その他の職員)

第９条　支部に支部長を置き、支所長および出張所長をもって充てる。

2　支部長は、上司の命を受けて支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3　支部長に事故があるとき、または支部長が欠けたときは、災害対策本部長の指名する者が支部長の職務を代理する。

4　支部に属すべきその他の職員は、当該支所および出張所に勤務する職員とし、上司の命を受けて支部の事務に従事する。

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付　則(平成28年5月31日告示第163号)

この告示は、平成28年5月31日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

付　則(平成29年6月2日告示第155号)

この告示は、平成29年6月2日から施行する。

付　則(平成30年5月31日告示第170号)

1　この告示は、平成30年5月31日から施行する。
2　改正後の第6条、第8条、別表第1(備考1を除く。)および別表第2の規定は、平成30年4月1日から、改正後の別表第1(備考1に限る。)の規定は、同月17日から適用する。
3　次の表の左欄に掲げる期間における別表第1企画振興部の部の規定の適用については、同部中「市長直轄組織参事(総括)」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から同月16日まで	市長直轄組織参事
平成30年4月17日から同月30日まで	市長直轄組織参事(市長直轄組織参事(世界遺産登録を推進するまちづくり担当)を除く。)

付　則(令和元年7月23日告示第53号)

この告示は、令和元年7月23日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付　則(令和2年5月22日告示第130号)

この告示は、令和2年5月22日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

付　則(令和3年4月1日告示第156号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付　則(令和4年4月1日告示第134号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付　則(令和5年4月1日告示第126号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付　則(令和6年4月1日告示第93号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第１(第６条関係)

部	本部員					その他の職員
	部長	本部連絡員	本部付き本部員	班	班長	
市長直轄部		市長直轄組織副参事		危機管理班	危機管理課長	危機管理課に所属する職員
				秘書班	秘書課長	秘書課に所属する職員
企画振興部	企画振興部長	企画振興部次長		企画班	企画課長	企画課に所属する職員
				まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課および市民交流センターに所属する職員
				情報政策班	情報政策課長	情報政策課に所属する職員
				広報戦略班	広報戦略課長	広報戦略課に所属する職員
				人権政策班	人権政策課長	人権政策課に所属する職員
				人権・福祉交流会館班	人権･福祉交流会館長	人権・福祉交流会館に所属する職員
スポーツ部	スポーツ部長	スポーツ部次長		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課に所属する職員
				国スポ・障スポ総務班	国スポ･障スポ総務課長	国スポ・障スポ総務課に所属する職員
				国スポ・障スポ競技班	国スポ･障スポ競技課長	国スポ・障スポ競技課に所属する職員
総務部	総務部長	総務部次長	議会事務局長および会計管理者	総務班	総務課長	総務課および選挙管理委員会事務局に所属する職員
				公有財産管理班	公有財産管理課長	公有財産管理課に所属する職員
				財政班	財政課長	財政課に所属する職員
				税務班	税務課長	税務課に所属する職員
				債権管理班	債権管理課長	債権管理課に所属する職員
				契約監理班	契約監理室次長	契約監理室に所属する

						職員
				臨時特別給付金班	臨時特別給付金室長	臨時特別給付金室に所属する職員
				議会班	議会課長	議会課に所属する職員
				出納・監査班	出納室長	出納室および監査委員事務局に所属する職員
人事部	人事部長	人事部次長		人事班	人事課長	人事課に所属する職員
				働き方・業務改革推進班	働き方･業務改革推進課長	働き方・業務改革推進課に所属する職員
市民環境部	市民環境部長	市民環境部次長		生活環境班	生活環境課長	生活環境課に所属する職員
				ライフサービス班	ライフサービス課長	ライフサービス課に所属する職員
				保険年金班	保険年金課長	保険年金課に所属する職員
				清掃センター班	清掃センター副所長	清掃センターに所属する職員
福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部次長		社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課に所属する職員
				高齢福祉推進班	高齢福祉推進課長	高齢福祉推進課に所属する職員
				障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課および障害者福祉センターに所属する職員
				健康推進班	健康推進課長	健康推進課に所属する職員
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長		子ども・若者班	子ども･若者課長	子ども・若者課に所属する職員
				子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課に所属する職員
				幼児班	幼児課長	幼児課に所属する職員
				発達支援センター班	発達支援センター所長	発達支援センターに所属する職員
				幼稚園保育所班	幼稚園長、保育所長、認定子ども園長	幼稚園、保育所および認定子ども園に所属する職員

観光文化戦略部	観光文化戦略部長	観光文化戦略部次長		観光交流班	観光交流課長	観光交流課に所属する職員
				エンタテインメント班	エンタテインメント課長	エンタテインメント課に所属する職員
				文化財班	文化財課長	文化財課に所属する職員
				文化振興班	文化振興課長	文化振興課に所属する職員
産業部	産業部長	産業部次長		農林水産班	農林水産課長	農林水産課および農村環境改善センターに所属する職員
				地域経済振興班	地域経済振興課長	地域経済振興課に所属する職員
				農業委員会班	農業委員会事務局長	農業委員会に所属する職員
建設部	建設部長	建設部次長		建設管理班	建設管理課長	建設管理課に所属する職員
				道路河川班	道路河川課長	道路河川課に所属する職員
				市街地整備班	市街地整備課長	市街地整備課に所属する職員
				建築班	建築課長	建築課に所属する職員
都市政策部	都市政策部長	都市政策部次長		都市計画班	都市計画課長	都市計画課に所属する職員
				建築指導班	建築指導課長	建築指導課に所属する職員
				交通政策班	交通政策課長	交通政策課に所属する職員
				住宅班	住宅課長	住宅課に所属する職員
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長		上下水道総務班	上下水道総務課長	上下水道総務課に所属する職員
				上下水道業務班	上下水道業務課長	上下水道業務課に所属する職員
				下水道建設班	下水道建設課長	下水道建設課に所属する職員
				上水道工務班	上水道工務課長	上水道工務課に所属す

						る職員
教育部	教育部長	教育部次長		教育総務班	教育総務課長	教育総務課に所属する職員
				学校教育班	学校教育課長	学校教育課および学校給食センターに所属する職員
				学校ＩＣＴ推進班	学校ＩＣＴ推進課長	学校ＩＣＴ推進課に所属する職員
				学校支援・人権・いじめ対策班	学校支援・人権・いじめ対策課長	学校支援・人権・いじめ対策課に所属する職員
				生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課および地区公民館に所属する職員
				彦根城博物館班	彦根城博物館長	彦根城博物館に所属する職員
				図書館班	図書館長	図書館に所属する職員
消防部	消防長	消防総務課長		消防総務班	消防総務課長補佐	消防本部および消防署に所属する職員
				予防班	予防課長	
				警防班	警防課長	
				通信指令班	通信指令課長	
				消防署班	副署長	
病院部	病院長	市立病院事務局次長	市立病院事務局長	病院事務局班	編成の都度任命	市立病院に所属する職員

備考

1　上記職名にある者のほか部長の属する部の参事および副参事は、全て部長付き本部員とする。

2　部長付き本部員は、所属する部に詰め、各部長の指示した事務を行うこととする。

3　病院事業管理者および病院長は、病院内における災害対応の指揮および総括を行うため、原則として病院施設内に詰めることとする。

別表第２(第７条関係)

１　災害対策本部の事務分掌

部	班	事務分掌
市長直	危機管理班	(1)　防災および救助業務の総合計画に関すること。

轄部		(2)　各種情報の収集および気象警報の伝達に関すること。 (3)　災害対策本部員の招集に関すること。 (4)　機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成に関すること。 (5)　災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 (6)　記録の編成保存に関すること。 (7)　市および県の防災行政無線の運用に関すること。 (8)　被害状況調査の総合計画および取りまとめに関すること。 (9)　被害状況の受理および災害調査報告に関すること。 (10)　災害関係の文書および物品の受付、配布および発送に関すること。 (11)　広域応援要請(庁内調整を除く。)に関すること。 (12)　自衛隊の派遣要請に関すること。 (13)　他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整に関すること。 (14)　避難情報等の発令に関すること。 (15)　帰宅困難者等の受入れの準備に関すること。 (16)　緊急輸送手段の確保に関すること。 (17)　緊急輸送の実施に関すること。 (18)　市域外における災害支援実施の調整および総括に関すること。 (19)　他班の所管に属しないこと。
	秘書班	(1)　本部長および副本部長の秘書業務および特命に関すること。 (2)　政府、国会、県、他市町村等の外来者(議会関係の外来者を除く。)の災害地視察に関すること。 (3)　各種陳情(議会関係を除く。)に関すること。 (4)　り災地の慰問見舞いに関すること。 (5)　危機管理班実施事項の応援
企画振興部	部内各班共通	(1)　企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	企画班	(1)　法令の規定に基づいて作成する計画と地域防災計画との調整に関すること。 (2)　復興計画の策定に関すること。 (3)　男女共同参画センターの災害対策および連絡調整に関すること。
	まちづくり推進	(1)　自治会等からの被害状況等報告に関すること。

	班	(2)　市民からの問合せに対する総合的な窓口に関すること。 (3)　市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策に関すること。
	情報政策班	(1)　コンピュータシステムの保守および復旧に関すること。
	広報戦略班	(1)　災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整に関すること。
	人権政策班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　人権・福祉交流会館との連絡調整に関すること。 (3)　外国人の災害対策に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1)　人権・福祉交流会館の災害対策に関すること。
スポーツ部	部内各班共通	(1)　スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	スポーツ振興班	(1)　社会体育施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1)　スポーツ振興班実施事項の応援
	国スポ・障スポ競技班	(1)　スポーツ振興班実施事項の応援
総務部	部内各班共通	(1)　総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	総務班	(1)　危機管理班実施事項の応援
	公有財産管理班	(1)　市有財産の災害対策に関すること。 (2)　緊急通行車両の手続に関すること。 (3)　市有車両および施設に係る燃料の供給に関すること。 (4)　危機管理班実施事項の応援
	財政班	(1)　緊急予算の編成および資金の調達に関すること。 (2)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	税務班	(1)　固定資産等の被害調査報告に関すること。 (2)　り災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成に関すること。 (3)　世帯別被害調査の実施に関すること。 (4)　災害に伴う市税の減免等に関すること。

		(5)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	債権管理班	(1)　税務班実施事項の応援 (2)　災害に伴う市税の猶予等に関すること。 (3)　災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等に関すること。 (4)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	契約監理班	(1)　主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関すること。 (2)　物的支援の受援に係る庁内調整に関すること。 (3)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	臨時特別給付金班	(1)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	議会班	(1)　議会関係の連絡調整に関すること。 (2)　彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整に関すること。 (3)　議会関係の外来者の災害地視察に関すること。 (4)　議会関係の各種陳情に関すること。 (5)　議会関係のり災地の慰問に関すること。 (6)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	出納・監査班	(1)　物品および金銭の出納に関すること。 (2)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
人事部	部内各班共通	(1)　人事部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。 (2)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	人事班	(1)　職員の動員派遣に関すること。 (2)　勤務時間外における市民等からの連絡対応に関すること。 (3)　公務災害補償に関すること。 (4)　被災職員に対する給付および援助に関すること。 (5)　人的支援の受援に係る庁内調整に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1)　人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	(1)　市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	生活環境班	(1)　行方不明者の捜索に関すること。 (2)　一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整に関すること。 (3)　彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整に関す

		ること。 (4)　死体の処理および収容に関すること。 (5)　火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関することを含む。)に関すること。 (6)　し尿処理に関すること。 (7)　公害の予防に関すること。 (8)　特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。 (9)　廃棄物の処理等に関すること。
	ライフサービス班	(1)　避難誘導に関すること。 (2)　避難所等開設運営および相談所に関すること。 (3)　り災者の収容に関すること。 (4)　収容施設の供与に関すること。 (5)　火葬の許可に関すること。 (6)　生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援
	保険年金班	(1)　炊き出しに関すること。 (2)　災害に伴う国民年金保険料の減免等に関すること。 (3)　災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等に関すること。 (4)　生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援
	清掃センター班	(1)　清掃施設の災害対策に関すること。 (2)　消毒および清掃に関すること。 (3)　廃棄物の処理等に関すること。 (4)　特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。
福祉保健部	部内各班共通	(1)　福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
	社会福祉班	(1)　災害救助の全般的な企画および災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整に関すること。 (2)　避難行動要支援者対策に関すること。 (3)　福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (4)　民間救助団体との連絡調整に関すること。 (5)　行方不明者の捜索に関すること。 (6)　避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (7)　物資等の供給に関すること。 (8)　福祉避難所の開設および運営に関すること。

		(9)　災害ボランティアに関すること。 (10)　赤十字奉仕団の動員に関すること。 (11)　法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。 (12)　り災証明の発行に関すること。 (13)　り災見舞金の募集および分配に関すること。 (14)　救助費支給および救助費予算要求に関すること。 (15)　生活再建に係る資金の支給および貸付けに関すること。 (16)　被災者に対する生活保護の適用に関すること。
	高齢福祉推進班	(1)　要支援者および要介護者の被害状況の調査報告に関すること。 (2)　避難行動要支援者対策に関すること。 (3)　指定管理施設の配備体制に係る連絡等に関すること。 (4)　指定管理施設の被害状況の調査報告に関すること。 (5)　介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること。 (6)　要援護者等の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (7)　所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8)　社会福祉班実施事項の応援 (9)　健康推進班実施事項の応援
	障害福祉班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3)　サービス等提供事業所の被害状況調査報告に関すること。 (4)　在宅障害者の被害状況の調査報告に関すること。 (5)　在宅障害者の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (6)　手話通訳等のボランティアの確保等の調整に関すること。 (7)　障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8)　社会福祉班実施事項の応援
	健康推進班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　医療施設との連絡調整に関すること。 (3)　救護班の編成および救護所の運営の調整に関すること。 (4)　妊産婦の救護および傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整に関すること。 (5)　救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整に関すること。 (6)　予防注射に関すること。 (7)　防疫班の編成に関すること。 (8)　休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。

		(9)　避難住民の健康支援に関すること。
子ども未来部	部内各班共通	(1)　子ども未来部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　社会福祉班実施事項の応援
	子ども・若者班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　所管施設(東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	子育て支援班	(1)　児童の災害対策に関すること。 (2)　被災児童等の保護に関すること。 (3)　避難行動要支援者対策に関すること。
	幼児班	(1)　関係機関の被害状況の調査報告に関すること。 (2)　被災園児等の保護に関すること。 (3)　避難行動要支援者対策に関すること。 (4)　所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	発達支援センター班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	幼稚園保育所班	(1)　園児の避難誘導に関すること。 (2)　保護者、地域等への連絡調整に関すること。 (3)　幼稚園、保育所および認定子ども園の災害対策に関すること。 (4)　被災園児等の保護に関すること。
観光文化戦略部	部内各班共通	(1)　観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	観光交流班	(1)　観光資源、観光施設等の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関すること。 (3)　帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。
	エンタテインメント班	(1)　部内の他班実施事項の応援
	文化財班	(1)　文化財の災害対策に関すること。
	文化振興班	(1)　ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化

		センターの災害対策に関すること。
産業部	部内各班共通	(1)　産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	農林水産班	(1)　農林水産関係の被害状況の調査報告および災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　農村環境改善センターの災害対策に関すること。 (3)　農道等の緊急輸送手段の確保に関すること。 (4)　農業集落排水処理施設の災害に関すること。 (5)　財産区の災害対策に関すること。 (6)　農林水産関係の食糧の確保に関すること。 (7)　農林水産関係の被害に対する融資の調査に関すること。 (8)　風評被害対策に関すること。
	地域経済振興班	(1)　商工業関係の被害調査に関すること。 (2)　中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整に関すること。 (3)　被災商工業者等に対する金融調査に関すること。 (4)　雇用の安定確保に関すること。 (5)　帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (6)　風評被害対策に関すること。 (7)　農林水産班実施事項の応援
	農業委員会班	(1)　農業委員会関係の連絡調整に関すること。 (2)　農林水産班実施事項の応援
建設部	部内各班共通	(1)　建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	建設管理班	(1)　道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告に関すること。 (2)　土木建設資材等の災害応急物資の輸送の総括に関すること。 (3)　県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (4)　公共土木施設の復旧の総括に関すること。 (5)　災害時の道路の交通規制、統制等交通に関すること。
	道路河川班	(1)　道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査に関すること。 (2)　雨量および河川水位の記録に関すること。 (3)　道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理に関すること。

		(4)　土木建設資材等の災害応急物資の輸送に関すること。 (5)　法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。 (6)　公共土木施設の復旧に関すること。
	市街地整備班	(1)　彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告に関すること。 (2)　彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3)　建設管理班および道路河川班実施事項の応援
	建築班	(1)　市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。 (2)　避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。 (3)　その他営繕に関すること。 (4)　建設管理班および道路河川班実施事項の応援
都市政策部	部内各班共通	(1)　都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　建設管理班および道路河川班実施事項の応援
	都市計画班	(1)　公園および街路樹の災害対策に関すること。 (2)　二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。
	建築指導班	(1)　二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。 (2)　被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。
	交通政策班	(1)　交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関すること。 (2)　災害時の交通規制の統制等交通に関すること。 (3)　鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。 (4)　所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	住宅班	(1)　市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。
上下水道部	部内各班共通	(1)　上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　部内の他班実施事項の応援
	上下水道総務班	(1)　上下水道施設の被害の総合調整に関すること。 (2)　上下水道施設の被害に関する市民への周知および広報に関する

		こと。 (3)　上下水道職員の動員派遣に関すること。 (4)　上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達に関すること。
	上下水道業務班	(1)　上下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2)　機動給水および応急給水所の設置に関すること。 (3)　上水道応急復旧資機材の確保に関すること。 (4)　災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等に関すること。
	下水道建設班	(1)　下水道施設の災害対策に関すること。 (2)　下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3)　下水道機器および修理資材の確保に関すること。 (4)　下水道施設の復旧に関すること。
	上水道工務班	(1)　上水道施設の災害対策に関すること。 (2)　上水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3)　上水道施設に係る緊急処置および応急対策に関すること。 (4)　上水道施設の復旧に関すること。
教育部	部内各班共通	(1)　教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
	教育総務班	(1)　教育部内職員の動員派遣に関すること。 (2)　教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3)　教育関係義援金品の受領、保管および配分に関すること。 (4)　帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (5)　その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと。
	学校教育班	(1)　学校教育財産を避難所として開放することについての協力に関すること。 (2)　教育施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (3)　被災児童生徒等に対する安全確保に関すること。 (4)　被災児童生徒等に対する教育および保健に関すること。 (5)　被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。)に関すること。 (6)　学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (7)　生涯学習班実施事項の応援
	学校ＩＣＴ推進班	(1)　学校教育班実施事項の応援 (2)　生涯学習班実施事項の応援

	学校支援・人権・いじめ対策班	(1)　学校教育班実施事項の応援 (2)　生涯学習班実施事項の応援
	生涯学習班	(1)　社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　公民館等の避難場所に関すること。 (3)　学校教育班実施事項の応援
	彦根城博物館班	(1)　彦根城博物館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　学校教育班実施事項の応援
	図書館班	(1)　図書館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　教育総務班実施事項の応援
消防部	消防総務班	(1)　職員の参集状況の確認に関すること。 (2)　消防団の出動状況の把握に関すること。 (3)　消防関係機関との連絡に関すること。 (4)　消防用資機材の調達および補給に関すること。 (5)　消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給に関すること。 (6)　部内の他班に属さないこと。
	予防班	(1)　災害に関する情報の収集および整理に関すること。 (2)　広報および宣伝に関すること。
	警防班	(1)　消防活動に関すること。 (2)　特別部隊に関すること。 (3)　応援要請に関すること。 (4)　応援部隊に対する誘導および指示に関すること。
	通信指令班	(1)　消防無線の運用および通信統制に関すること。 (2)　情報の受理ならびに指示および命令の伝達に関すること。 (3)　非常招集に関すること。 (4)　部隊の運用に関すること。
	消防署班	(1)　情報収集および報告に関すること。 (2)　参集員の把握および出動隊の編成に関すること。 (3)　消防隊の運用に関すること。 (4)　災害防御に関すること。 (5)　人命救助および避難に関すること。 (6)　行方不明者の捜索に関すること。 (7)　現場広報に関すること。

		(8)　応急救護所の設置に関すること。 (9)　資機材等の運搬に関すること。 (10)　消防資機材の保全に関すること。 (11)　指揮隊の運用に関すること。
病院部	病院事務局班	(1)　各種施設等の避難対策に関すること。 (2)　病院等の被災状況の把握に関すること。 (3)　災害による傷病者の救護に関すること。 (4)　移送体制の確保に関すること。 (5)　医薬品、衛生材料等の確保および調達に関すること。 (6)　病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。

２　原子力災害時の事務分掌

部	班	事務分掌
市長直轄部	危機管理班	(1)　緊急時モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の情報伝達に関すること。 (3)　安定ヨウ素剤の服用に係る国または県との連絡調整に関すること。 (4)　原子力災害に関する情報の一元化に関すること。 (5)　業務継続に係る県との連絡調整に関すること。 (6)　環境放射線モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (7)　市が実施した各種制限措置の取りまとめに関すること。
企画振興部	企画班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	まちづくり推進班	(1)　原子力災害に係る相談窓口の開設および運営に関すること。 (2)　原子力災害の中長期対策期における相談窓口の国および県との連絡調整に関すること。
	情報政策班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	広報戦略班	(1)　避難、屋内退避等の広報に関すること。 (2)　安定ヨウ素剤の配布に係る広報に関すること。 (3)　飲食物の出荷制限および摂取制限、放射線の影響による健康被害等に係る広報に関すること。 (4)　原子力災害の影響による庁舎移転時の広報に関すること。
	人権政策班	(1)　避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

	人権･福祉交流会館班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
スポーツ部	スポーツ振興班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ･障スポ総務班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ･障スポ競技班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
総務部	公有財産管理班	(1)　庁舎機能代替候補地の検討に関すること。
	財政班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	税務班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	債権管理班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	契約監理班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	臨時特別給付金班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	議会班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	出納・監査班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
人事部	人事班	(1)　原子力災害に関する相談担当者の調整に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	働き方･業務改革推進班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
市民環境部	生活環境班	(1)　市庁舎等における環境放射線量の測定に関すること。 (2)　放射性物質による環境汚染への対処に関すること。 (3)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	ライフサービス班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 (2)　原子力災害時の市民生活に係る相談対応に関すること。 (3)　災害地域住民記録票の作成に関すること。
	保険年金班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	清掃センター班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
福祉保健部	社会福祉班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	障害福祉班	(1)　避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	高齢福祉推進班	(1)　避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	健康推進班	(1)　緊急時モニタリング結果を踏まえた退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の対策の検討に関すること。

		(2)　安定ヨウ素剤の配布に関すること。 (3)　放射線の影響による健康被害に係る広報の検討に関すること。 (4)　緊急被ばく医療に係る県との連絡調整に関すること。 (5)　放射線の影響による健康被害に係る相談体制の整備に関すること。 (6)　各種制限措置解除時の食の安全に係る広報の検討に関すること。
子ども未来部	子ども・若者班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	子育て支援班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	幼児班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	発達支援センター班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
観光文化戦略部	観光交流班	(1)　原子力災害時の観光に係る相談対応に関すること。 (2)　旅行客に対する風評被害等の影響の軽減に関すること。 (3)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	エンタテインメント班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化財班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化振興班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
産業部	農林水産班	(1)　原子力災害時の農産物に係る相談対応に関すること。 (2)　農産物の出荷制限等に係る国および県との連絡調整に関すること。 (3)　農産物の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4)　農産物の出荷制限および制限措置の解除に係る周知に関すること。 (5)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	地域経済振興班	(1)　原子力災害時の中小企業等の経営に係る相談対応に関すること。 (2)　被災中小企業等の支援に係る相談体制の整備に関すること。 (3)　地場産品の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	農業委員会班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
建設部	建設管理班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	道路河川班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

	市街地整備班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
都市政策部	都市計画班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築指導班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	交通政策班	(1)　広域避難時の輸送手段の確保に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	住宅班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
上下水道部	上下水道総務班	(1)　汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止等の広報に関すること。 (2)　飲料水に係る制限措置の解除の広報に関すること。 (3)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上下水道業務班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	下水道建設班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上水道工務班	(1)　原子力災害時の飲料水に係る相談対応に関すること。 (2)　県が実施する飲料水の検査への協力に関すること。 (3)　飲料水の摂取制限に係る県との連絡調整に関すること。 (4)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
教育部	教育総務班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校教育班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校ＩＣＴ推進班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	生涯学習班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	彦根城博物館班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	図書館班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
病院部	病院事務局班	(1)　安定ヨウ素剤の調達および保管に関すること。 (2)　緊急被ばく医療に係る県への協力に関すること。

備考　災害対策本部の事務分掌と併せて実施するものとする。

(8) 彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程

彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程

(平成 26 年 6 月 25 日訓令第 7 号)

改正　平成 27 年 6 月 1 日訓令第 8 号　平成 28 年 5 月 20 日訓令第 9 号
平成 29 年 6 月 2 日訓令第 12 号　平成 30 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成 31 年 4 月 1 日訓令第 6 号　令和 2 年 8 月 27 日訓令第 18 号
令和 4 年 12 月 9 日訓令第 19 号　令和 6 年 4 月 1 日訓令第 2 号

彦根市防災行政無線局運用管理規程(平成 6 年彦根市訓令第 2 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章　総則(第 1 条－第 3 条)
第 2 章　無線局総括管理者等(第 4 条－第 9 条)
第 3 章　無線局の運用(第 10 条－第 13 条)
第 4 章　無線局の管理(第 14 条－第 17 条)
第 5 章　雑則(第 18 条)
付則

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条　この規程は、彦根市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他の行政事務の円滑な業務の確保を図るため、無線局の管理および運用に関し、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。)および関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　無線局　市が設置する法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。

(2)　無線設備　法第 2 条第 4 号に規定する無線設備をいう。

(3)　陸上移動局　陸上を移動中にまたは特定しない地点に停止中に運用する車載型、可搬型(半固定型)または携帯型の無線局をいう。

(4)　基地局　陸上移動局を通信の相手方として市庁舎に設置する移動しない無線局をいう。

(5)　統制局　無線局を総括し、陸上移動局を通信の相手として通信の運用を統制する基幹となる無線設備をいう。

(6)　中継局　統制局と陸上移動局との間および陸上移動局間相互の通信を中継する無線設備をいう。

(無線局の名称等)

第 3 条　無線局の名称は、彦根市防災行政デジタル無線局とする。

2　無線設備の種別、呼出名称および設置場所は、別表に定めるとおりとする。

第 2 章　無線局総括管理者等

(無線局総括管理者)

第４条　無線局に無線局総括管理者を置き、市長直轄組織危機管理監をもって充てる。

２　無線局総括管理者は、無線局の管理および運用の業務を総括し、次条に規定する無線局管理責任者を指揮監督する。

（無線局管理責任者）

第５条　無線局に無線局管理責任者を置き、市長直轄組織危機管理課長をもって充てる。

２　無線局管理責任者は、無線局総括管理者の命を受け、無線局の管理および運用の業務を行い、第７条に規定する通信取扱責任者および第８条に規定する管理者を指揮監督する。

（市無線従事者）

第６条　市の職員のうち無線従事者（法第２条第５号に規定する無線従事者をいう。以下同じ。）の資格を有するもの（以下「市無線従事者」という。）は、無線局の運用に携わる。

２　管理責任者は、市無線従事者の氏名、資格等について、毎年４月１日における無線従事者名簿（別記様式第１号）を作成しなければならない。

（通信取扱責任者）

第７条　無線局に通信取扱責任者を置き、無線従事者の資格を有する市長直轄組織危機管理課の職員のうちから無線局管理責任者が指名する。

２　通信取扱責任者は、無線局管理責任者の命を受け、無線局の適正な管理および運用を行う。

（管理者）

第８条　次の課・室、支所・出張所その他の施設（以下「課・支所等」という。）に、管理者を置く。

(1)　基地局とし、または遠隔制御器を配置した課・支所等

(2)　陸上移動局を配置した課・支所等

２　管理者は、無線局管理責任者の命を受け、課・支所等に設置した無線局または配置した遠隔制御器の管理および監督の業務を分掌する。

３　管理者は、基地局とした課・支所等にあっては市長直轄組織危機管理課長を、遠隔制御器または陸上移動局を配置した課・支所等にあっては当該課・支所等の長の職にある者をもって充てる。

（通信取扱者）

第９条　無線局の運用に携わる職員を通信取扱者とする。

２　通信取扱者は、市無線従事者の指導の下、法および関係法令に基づき、適正な無線局の運用を行うものとする。

第３章　無線局の運用

（通信の種類および内容）

第10条　通信の種類および内容は、次のとおりとする。

(1)　個別通信　統制局と特定の陸上移動局との間で行う通信および特定の陸上移動局間で行う通信

(2)　グループ通信　統制局から複数の陸上移動局で構成するグループに対して行う通信および特定の陸上移動局から複数の陸上移動局で構成するグループ内の陸上移動局に対して行う通信

(3)　一斉通信　統制局から全ての陸上移動局に対して一斉に行う通信

（運用時間）

第11条　無線局の運用時間は、常時とする。ただし、平常時においては、原則として執務時間内とする。

（備付け書類等の管理）

第12条　無線局管理責任者は、電波法関係法令集を常に現行のものに維持しておかなければならない。

2　通信取扱責任者は、法および関係法令に基づく業務に関する書類を管理し、保管しなければならない。

（無線業務日誌の記載）

第13条　市無線従事者は、通信を行ったときは、無線業務日誌（別記様式第２号）に必要事項を記載し、無線局管理責任者に提出しなければならない。

第４章　無線局の管理

（無線設備の管理）

第14条　無線局管理責任者は、無線設備の状態を監視し、無線局の機能が十分に発揮できるよう適正に管理しなければならない。

2　通信取扱者は、無線設備の正常な機能を維持するため、無線設備の点検を、毎月１回以上定められた日時に実施しなければならない。

3　無線局管理責任者は、無線設備のうち重要と認める無線設備について、日常の維持管理および年１回以上の定期点検を実施しなければならない。

4　通信取扱者は、無線設備に異常があることを認めたときは、速やかに無線局管理責任者に報告しなければならない。

5　無線局管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を講じなければならない。

（通信訓練）

第15条　無線局管理責任者は、災害発生に備えて通信機器の確認および運用の習熟を図るため、通信訓練を定期的に実施するものとする。

（通信の統制）

第16条　無線局管理責任者は、災害発生時において混信が予想されるとき、または緊急の通信を確保する必要があるときは、通信を統制することができる。

2　無線局管理責任者は、前項の規定により通信を統制しようとするときは、通信取扱責任者を適正に配置し、統制に必要な措置を講じなければならない。

3　通信取扱責任者は、第１項の規定により通信が統制されたときは、無線局総括管理者の指示に従わなければならない。

（無線従事者の養成）

第17条　無線局管理責任者は、無線局の円滑な運用を図るため、無線従事者の養成に努めるものとする。

第５章　雑則

（その他）

第18条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則

この訓令は、平成26年６月25日から施行する。

付　則(平成 27 年 6 月 1 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、改正後の彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

付　則(平成 28 年 5 月 20 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 28 年 5 月 20 日から施行し、改正後の彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

付　則(平成 29 年 6 月 2 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。

付　則(平成 30 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 31 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(令和 2 年 8 月 27 日訓令第 18 号)

この訓令は、令和 2 年 8 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付　則(令和 4 年 12 月 9 日訓令第 19 号)

この訓令は、令和 4 年 12 月 10 日から施行する。

付　則(令和 6 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

無線設備の種別	呼出名称	設置場所
代表統制台	ぼうさいひこね　100	市役所災害対策本部室
主統制台	ぼうさいひこね　101	市役所災害対策本部室
副統制台	ぼうさいひこね　102	市役所
統制リモコン	ぼうさいひこね　105	危機管理課
	ぼうさいひこね　106	危機管理課
	ぼうさいひこね　107	危機管理課
無線統制台	ぼうさいひこね　201	消防本部(市役所向け)
	ぼうさいひこね　202	消防本部(中継局向け)
半固定型	ぼうさいひこね　301	城東小学校
	ぼうさいひこね　302	城西小学校

	ぼうさいひこね　303	金城小学校
	ぼうさいひこね　304	城北小学校
	ぼうさいひこね　305	佐和山小学校
	ぼうさいひこね　306	旭森小学校
	ぼうさいひこね　307	平田小学校
	ぼうさいひこね　308	城南小学校
	ぼうさいひこね　309	城陽小学校
	ぼうさいひこね　310	若葉小学校
	ぼうさいひこね　311	鳥居本小学校
	ぼうさいひこね　312	高宮小学校
	ぼうさいひこね　313	河瀬小学校
	ぼうさいひこね　314	亀山小学校
	ぼうさいひこね　315	稲枝東小学校
	ぼうさいひこね　316	稲枝北小学校
	ぼうさいひこね　317	稲枝西小学校
	ぼうさいひこね　318	西中学校
	ぼうさいひこね　319	中央中学校
	ぼうさいひこね　320	東中学校
	ぼうさいひこね　321	南中学校
	ぼうさいひこね　322	鳥居本中学校
	ぼうさいひこね　323	彦根中学校
	ぼうさいひこね　324	稲枝中学校
	ぼうさいひこね　325	彦根幼稚園
	ぼうさいひこね　326	福祉センター
	ぼうさいひこね　327	危機管理課
	ぼうさいひこね　328	人権・福祉交流会館
	ぼうさいひこね　329	鳥居本地区公民館
	ぼうさいひこね　330	高宮地域文化センター
	ぼうさいひこね　331	河瀬地区公民館
	ぼうさいひこね　332	亀山出張所
	ぼうさいひこね　333	市民交流センター
	ぼうさいひこね　334	東地区公民館
	ぼうさいひこね　335	西地区公民館
	ぼうさいひこね　336	旭森地区公民館

	ぼうさいひこね　337	稲枝地区公民館
	ぼうさいひこね　338	北老人福祉センター
	ぼうさいひこね　339	中老人福祉センター
	ぼうさいひこね　340	彦根市スポーツ・文化交流センター
	ぼうさいひこね　341	ひこね市文化プラザ
	ぼうさいひこね　342	ひこね燦ぱれす
	ぼうさいひこね　343	彦根総合スポーツ公園
	ぼうさいひこね　344	滋賀大学
	ぼうさいひこね　345	滋賀県立大学
	ぼうさいひこね　346	聖泉大学
	ぼうさいひこね　347	彦根東高等学校
	ぼうさいひこね　348	彦根翔西館高等学校　第二体育館・第二グラウンド
	ぼうさいひこね　349	彦根翔西館高等学校
	ぼうさいひこね　350	彦根工業高等学校
	ぼうさいひこね　351	河瀬高等学校
	ぼうさいひこね　352	彦根総合高等学校
	ぼうさいひこね　353	近江高等学校
	ぼうさいひこね　354	彦根商工会議所
	ぼうさいひこね　355	彦根勤労福祉会館
	ぼうさいひこね　356	稲枝商工会館
	ぼうさいひこね　357	千松会館
	ぼうさいひこね　358	三津屋町民会館
	ぼうさいひこね　359	彦富町公民館
	ぼうさいひこね　360	新海町公民館
	ぼうさいひこね　361	亀の井ホテル彦根
	ぼうさいひこね　362	東びわこ農業協同組合本店
	ぼうさいひこね　363	東びわこ農業協同組合彦根中央支店
	ぼうさいひこね　364	東びわこ農業協同組合稲枝支店
	ぼうさいひこね　365	彦根市立病院
携帯型	ぼうさいひこね　401	稲枝支所
	ぼうさいひこね　402	秘書課
	ぼうさいひこね　403	ライフサービス課
	ぼうさいひこね　404	ライフサービス課
	ぼうさいひこね　405	社会福祉課

	ぼうさいひこね　406	子ども・若者課
	ぼうさいひこね　407	農林水産課
	ぼうさいひこね　408	農林水産課
	ぼうさいひこね　409	農村環境改善センター
	ぼうさいひこね　410	道路河川課
	ぼうさいひこね　411	道路河川課
	ぼうさいひこね　412	建設管理課
	ぼうさいひこね　413	都市計画課
	ぼうさいひこね　414	上水道工務課
	ぼうさいひこね　415	下水道建設課
	ぼうさいひこね　416	教育総務課
	ぼうさいひこね　417	学校教育課
	ぼうさいひこね　418	生涯学習課
	ぼうさいひこね　419	文化財課
	ぼうさいひこね　420	病院総務課
	ぼうさいひこね　421	通信指令課
	ぼうさいひこね　422	エフエムひこね
	ぼうさいひこね　423～434	危機管理課
	ぼうさいひこね　435	高齢福祉推進課
	ぼうさいひこね　436	荒神山自然の家
	ぼうさいひこね　437	大藪浄水場
	ぼうさいひこね　438	広報戦略課
車載型	ぼうさいひこね　522～535	公用車

別記様式第１号（第６条関係）

無線従事者名簿

［別紙参照］

様式第２号（第13条関係）

無線業務日誌

［別紙参照］

(13) 災害救助法関係

ア　「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅が得ることができない者	1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。4 供与期間は2年以内

炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1日1人当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水および炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>被服寝具その他生活必需品の給与または貸与</td><td>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1 夏季（4 月～9 月）、冬季（10 月～3 月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。
2 下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10 日以内</td><td>1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額
2 現物給付に限ること。</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td>1 救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2 病院または診療所
国民健康保険診療報酬の額以内
3 施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14 日以内</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産および流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から7 日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

区分＼世帯人数		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上1 人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 １世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊(焼)し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場および便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯　706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から３ヶ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては､6 ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊（焼)、流失半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒	1 教科書および教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具および通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童　4,800 円 中学校生徒　5,100 円 高等学校等生徒　5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具および通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は､評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するものに支給	1 体当たり　大人（12 才以上） 219,100 円以内 小人（12 才未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際、死亡した者について死体の処理をする	（洗浄、消毒等） １体当たり　　3,500 円以内 一時保存 ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外： １体当たり 5,400 円以内 ドライアイスの購入費等の経費は当該地域における通常の実費 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10 日以内	1　検案は、原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	１世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が行われている期間内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事したものに相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当および旅費は、別途に定める額

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法および期間を定めることができる。

イ　救助期間早見表

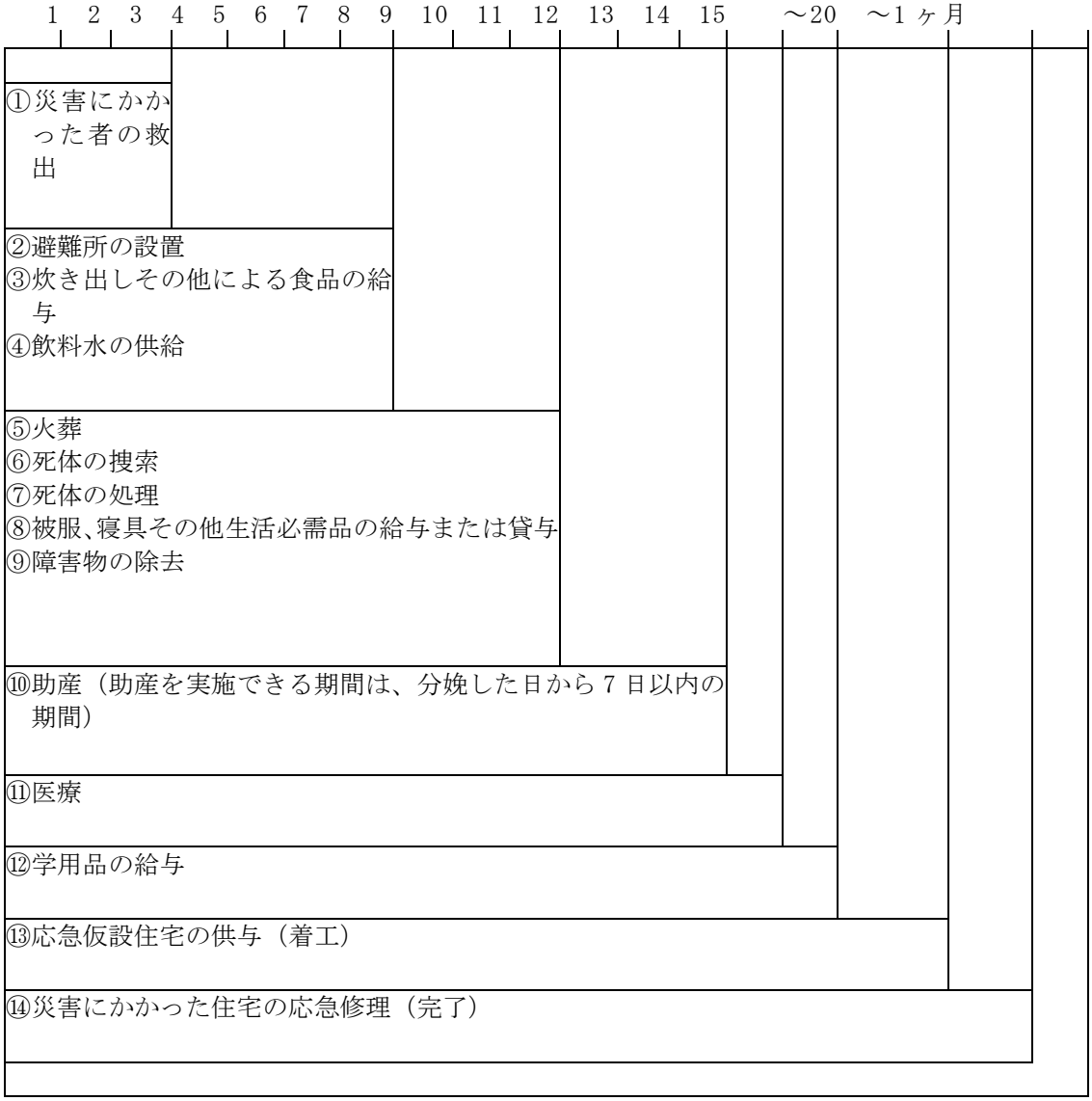
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 ～20 ～1ヶ月
①災害にかかった者の救出
②避難所の設置
③炊き出しその他による食品の給与
④飲料水の供給
⑤火葬
⑥死体の捜索
⑦死体の処理
⑧被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
⑨障害物の除去
⑩助産（助産を実施できる期間は、分娩した日から７日以内の期間）
⑪医療
⑫学用品の給与
⑬応急仮設住宅の供与（着工）
⑭災害にかかった住宅の応急修理（完了）

ウ　救助日報

救助日報

報告機関		報告機関	
受信者		報告期限	

避難所開設	開設期間	開設日時	日　時
		閉設予定日	日　時
	既存建物	箇所数	箇所
		収容人員	人
	野外仮設	箇所数	箇所
		収容人員	人
炊き出し	炊出期間	開始月日	月　日
		終了予定日	月　日
	炊出箇所数		箇所
	炊出人員	朝	人
		昼	人
		夕	人
		計	人
給水	供給地区数		
	供給実人員		
	供給水量		
	給水期間給水方法	開始月日	
		終了予定日	
学用品支給	県から受入、前日繰越		点
	本日支給 小学生	全失世帯	点(人)
		半焼（床上浸水）世帯	点(人)
	本日支給 中学生	全失世帯	点(人)
		半焼（床上浸水）世帯	点(人)
	翌日への繰越量		
埋葬救助	前日までの火葬		体
	本日火葬	大人	体
		小人	体
		計	体
	火葬終了予定年月日		月　日
死体の捜索	死体	捜索を要する死体	体
		本日の発見死体	体
		今後の要捜索死体	体
	捜索の方法		
	捜索終了予定年月日		月　日
仮設住宅	着工月日		月　日　戸
	完工月日		月　日　戸
住宅修理	着工月日		月　日　戸
	完工月日		月　日　戸

被服寝具給与	生活必需品	県から受入、前日繰越	点
	本日支給	半失床上浸水世帯	(世帯)点
		全失世帯数	(世帯)点
	翌日への繰越量		点
医療および助産救助	医療班	医療班出動数	箇所
		救助地区	
		診療者数 医療	人
		診療者数 助産	人
	医療機関	医療 施設数	箇所
		医療 診療人員	人
		助産 施設数	箇所
		助産 診療人員	人
	救出終了予定日		月　日
	救出の方法		
	死亡原因別人員		
死体処理	死体処理	死体洗浄	体
		死体縫合	体
		死体消毒	体
	死体保存	既存建物利用	箇所
		仮設建物	箇所
	死体の保存期間		
	今後の処理を要する死体		体
	死体処理終了予定月日		月　日
障害物除去	障害物除去を要する数		戸
	本日除去した戸数		戸
	今後除去を要する戸数		戸
	障害物除去の予定月日		月　日
輸送	公用車使用		台
	借上車使用		台
	救助の種類		
人夫	人夫雇上数		人
	従事作業その他		
備考			

エ　義援金品搬出者名簿（様式１号）

義援金品搬出者名簿

年月日	住所	氏名	搬出区分	数量

（注）各町内会、各町婦人会等で集積する場合、連名とする。

オ　義援金品引継書（様式２号）

義援金品引継書

引継者	機関		職氏名	
引受者	機関		職氏名	

義援金品次のとおり引き継ぎました。

記

１　引継年月　　年　　月　　日

２　引継場所

３　引継金品次　　表のとおり。

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由

（注）１　２部作成し、授受両機関とも保管する。

２　金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等で表示する。

カ　義援金品受領書（様式３号）

No.

義援金品受領書

（住所氏名）

殿

１　現金　　金　　円也

２　物資　　梱包

ただし、　　災害の義援金品として上記のとおり受領しました。

年　　月　　日

機関名

（取扱者：　　印）

（注）１複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。
２控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
３物資区分は、実情に即して記載する。

キ　現金出納簿（様式４号）

現 金 出 納 簿

年月日	摘要	受	払	残
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				

（注）１　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。
２　預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。ただし、区分して経理する必要のある時は、口座を「現金」、「預金」に区分して扱うものとする。
３　公共団体の取り扱いで、「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑務金受払簿」により「現金出納簿」として別途に経理する。

ク　義援金受払簿（様式５号）

義援金受払簿

年月日	摘要	受	払	残	てん末
年　月　日					

（注）１　この帳簿は、受け入れてから配分するまでの受払およびてん末を記録する。ただし、現金につ・いては現金出納簿へ転機し、そのときに払出記帳をする。
　　なお、物資と現金の口座を設け、現金出納簿と併用しても差し支えない。
　２　記載方法は記載例に準じ、適宜累計を行う。

（14）災害救助用米穀引渡要請書

年　　月　　日

農林水産省生産局長　殿

彦根市長　　印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡場所	引渡方法	備　考

(15) 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日

消防災第 267 号消防庁長官

改正　平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第 40 条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3　報告手続

(1)　「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)　「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第 1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲でその第 1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第 1 報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア　火災等即報・・・・・第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第 1 号様式、特定の事故については第 2 号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第 3 号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第 4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5　報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第 2 即報基準」又は「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第 2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1　火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が 3 人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　火災

(ｱ) 建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災

g　損害額 1 億円以上と推定される火災

(ｲ) 林野火災

a　焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ｳ) 交通機関の火災

a　航空機火災

b　タンカー火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

(ｴ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・　消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ｱ) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(ｲ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ｳ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又

は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ｱ) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ｲ) 負傷者が５名以上発生したもの

(ｳ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ｴ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(ｵ) 海上、河川への危険物等流出事故

(ｶ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等

(ｱ) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(ｲ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ｳ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(ｴ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・　列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・　バスの転落による救急・救助事故
・　ハイジャックによる救急・救助事故
・　不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
・　全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
(2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準
ア　災害救助法の適用基準に合致するもの
イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
ウ　災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
エ　気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準
次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
ア　地震
(ｱ) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの
(ｲ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
イ　津波
(ｱ) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
(ｲ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
ウ　風水害
(ｱ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｳ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

(ｱ) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

(ｱ) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(ｲ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３ 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1　火災等即報

(1) 交通機関の火災

第２の１の(2) のアの(ｳ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイの(ｱ)、(ｲ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の (2) のウの(ｱ)、(ｲ)に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ) 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第２の１の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
(2) バスの転落等による救急・救助事故
(3) ハイジャックによる救急・救助事故
(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3　武力攻撃災害等即報
第２の３の(1)、(2)に同じ。

4　災害即報
(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
(2) 第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４ 記入要領
第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞
1　第１号様式（火災）
(1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
(2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
(3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
(4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
(5) その他参考事項
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。
ア　死者３人以上生じた火災
(ｱ) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
a　建物等の用途、構造及び周囲の状況
b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
(ｲ) 火災の状況
a　発見及び通報の状況

ｂ　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ、ｆ 又はｇ のいずれかに該当する火災

(ｱ) 発見及び通報の状況

(ｲ) 延焼拡大の理由

ａ　消防事情

ｂ　都市構成

ｃ　気象条件

ｄ　その他

(ｳ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ｴ) り災者の避難保護の状況

(ｵ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ｱ) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(ｲ) 林野の植生

(ｳ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ｴ)　空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

(ｱ) 車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ) 焼損状況、焼損程度

第１号様式(火災)

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	1.建物　2.林野　3.車両　4.船舶　5.航空機　6.その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年令）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

２　第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・　自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式（特定の事故）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

事故名
1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物にかかる事故
3. 原子力災害
4. その他特定の事故

消防庁受信者氏名

事故種別	1.火災　2.爆発　3.漏えい　4.その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 (処理完了)	月　日　時　分 （　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物　2.指定可燃物　3.高圧ガス 4.可燃性ガス　5.毒劇物　6.R１等 7.その他（　　）	物質名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
死傷者	死　者（性別・年令）　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他			

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
- 被害の要因（人為的なもの）
  不審物（爆発物）の有無
  立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死　者（性別・年令） 計　人 不　明	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

＜災害即報＞

4　第４号様式

(1) 第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第 1 報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ) 災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119 番通報の件数を記入する欄については、第 3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119 番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ　応急対策の状況

(ｱ) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(ｲ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ｳ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(ｴ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
電話番号	

災害の状況	発生場所				発生日時	年　月　日　時　分		
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全　壊　　棟	床上浸水　　棟
							半　壊　　棟	床上浸水　　棟
		不明	人	軽傷	人		一部損壊　　棟	未分類　　棟
	119 番通報の件数							
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）				（市町村）		
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）						
	自衛隊派遣要請の状況							
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策							

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ｱ) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(ｲ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ｳ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ　応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

（被害状況即報）

都道府県		区分		被害
被害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	その他	田 流失・埋没	ha
			田 冠水	ha
			畑 流失・埋没	ha
			畑 冠水	ha
報告者名			文教施設	箇所
			病院	箇所
区分	被害		道路	箇所
人的被害 死者	人		橋りょう	箇所
人的被害 行方不明者	人		河川	箇所
人的被害 負傷者 重傷	人		港湾	箇所
人的被害 負傷者 軽傷	人		砂防	箇所
住家被害 全壊	棟		清掃施設	箇所
住家被害 全壊	世帯		崖くずれ	箇所
住家被害 全壊	人		鉄道不通	箇所
住家被害 半壊	棟		被害船舶	隻
住家被害 半壊	世帯		水道	戸
住家被害 半壊	人		電話	回線
住家被害 一部破損	棟		電気	戸
住家被害 一部破損	世帯		ガス	戸
住家被害 一部破損	人		ブロック塀等	箇所
住家被害 床上浸水	棟			
住家被害 床上浸水	世帯			
住家被害 床上浸水	人			
住家被害 床下浸水	棟		り災世帯数	世帯
住家被害 床下浸水	世帯		り災者数	人
住家被害 床下浸水	人		火災発生 建物	件
非住家 公共建物	棟		火災発生 危険物	件
非住家 その他	棟		火災発生 その他	件

区分		被害
公立文教施設	千円	
農林水産業施設	千円	
公共土木施設	千円	
その他の公共施設	千円	
小計	千円	
公共施設被害市町村数	団体	
その他 農産被害	千円	
その他 林産被害	千円	
その他 畜産被害	千円	
その他 水産被害	千円	
その他 商工被害	千円	
その他		
その他 その他	千円	
被害総額	千円	

災害対策本部等の設置状況	都道府県	
災害対策本部等の設置状況	市町村	
災害救助法適用市町村名	計　　団体	
119番通報件数	件	

災害の概況	
応急対策の状況 消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）
応急対策の状況 自衛隊の災害派遣	その他

※1　被害額は省略することができるものとする。
※2　119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件(50 件を超える場合は多数)と記入すること

火災等即報

次の火災及び事故については、第１号様式又は第２号様式を用いて報告をすること。

一般基準	
① 死者が３ 人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反対象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額１ 億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が５ 名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第３号様式にて報告をすること。

救急救助事故
① 死者 5 人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 ③ 要救助者が 5 人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

(16) 災害即報事項例示

事項	例示
1　市町村災害対策本部設置状況	台風○○号接近に伴い○月○日○時災害対策本部を設置、第○号配備体制（職員約○○名配置）を指示
2　主要河川、ため池の情報 （水位、溢水箇所、決壊箇所等）	○○川は○○地点において○○時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 ○○川は○○地点において○時頃○メートルにわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在水防団員○○名が出動し、応急復旧作業中
3　琵琶湖水位上昇に伴う被害状況	琵琶湖水位上昇に伴い、○○地区の湖岸○○ヘクタール浸水、農作物○○の状態
4　主要道路橋りょうの不通状況 交通機関の不通状況	県道○○線は○時頃崖くずれのため○○地点において不通となった、復旧の見通しは現在のところ不明。 ○時以降管内のバス交通はすべて運休。
5　電力通信関係の情報 （停電状況、途絶状況等）	○時以降管内○○地区約○○○戸が停電中。 ○時以降○○○と○○○地区町の電話不通。
6　水道施設関係の情報 （断水状況等）	○時以降停電に伴い○○地区約○○戸が断水中、給水車○台を派遣し応急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかも知れない。）。
7　ガス施設関係の情報 （供給停止状況等）	○時以降○○地区約○○とがガス供給停止、復旧の見通しは不明。
8　避難関係の情報 （避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所）	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるので、○時○○地区約○○○世帯に対し避難命令を発令した。 現在約○○○世帯が○○小学校に避難中。
9　死傷者の発生状況 （人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢）	○○時頃○○において、崖玖珠せれのため男○名が生き埋めになった。 現在地元消防団員約○○○名が出動し、救出に当たっている。
10　住家の被害状況 （全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等）	○○川が○○地区において、溢水し付近の住宅約○○戸が床上浸水した。 昨日来の豪雨により、管内の河川が確各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約○○○戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお、今後も増加する見込みである。（災害救助法適用基準に達するかも知れない。）
11　非住家の被害状況 （学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況）	○時頃○○小学校の講堂、瞬間最大風速○○メートルの強風により倒壊した。
12　市町村災害対策本部のとった主な応急対策状況	○○地区に○○時に避難命令を発令。 現在○○避難所に収容中の○○名に対し、炊き出しを実施中。 ○○川決壊箇所に消防団員約○○○名を出動させ応急復

事項	例示
13　県への要望事項 （市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達あっ旋などに関する要請等）	○○川が決壊したので、水防用の土のう○○○袋支給調達して送付してほしい。 ○○部洛が孤立していので、カンパン○○戸を空輸してほしい。 防疫用の薬剤○○○、至急調達してほしい。
14　災害写真 （フィルムおよび説明書を添付したもの）	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋りょうの流出その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。
15　雪害状況 （孤立化した場合の住民の動向）	○○地区で○月○日から連絡がつかず、住民の動向が懸念される。
16　大規模事故 （交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故）	原因、場所、負傷者の状況、執られつつある措置。
17　作業日報	市各班における主要の活動状況について、毎日 17 時現在で取りまとめ報告する。ただし、緊急なものについては、その都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 1　災害対策本部の設置状況（開設、閉設の日時） 2　避難指示の状況、避難場所設置状況（箇所数、人員） 3　消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） 4　応援措置、救助活動の概要 5　音信不通、状況の把握出来ない地区名

(17) 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同住宅を営んでいる者については、原則として宿泊者等を１世帯として取り扱う。
	住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	半壊に至らない	損壊の程度が半壊に至らない程度の損壊。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に浸した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度野ものをいう。または、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住の家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
田畑被害	流出・埋没	耕土が流出し、または砂利等の堆積のため耕作が不備となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県道および市町村道（道路法第２条第１項に規定する道路。以下、同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流出	市町村道以上の道路に架設した橋を一部または全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう１級河川および２級河川（河川法の適用または準用される河川）の堤防、またはため池、潅漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

（注）
（1）　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
（2）　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
（3）　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	鉄道不能	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行出来ない程度の被害を受けたものをいう。
	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能となった回線をいう。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするものをいう。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	被災世帯の構成員をいう。
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設または港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第１条の規定による砂防施設、同法第３条によって同法が準用される砂防のための施設、または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する補助対象となる施設をいう。例えば、農地、農業用施設等である。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、砂防施設、道路、港湾、漁港等である。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。

	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、真珠、漁貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(18) 災害確定報告（第１号様式）

市　町				区　分				被　害
災害名・確定年月日	月　日　時確定			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠　水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
報告者名						冠　水	ha	
区　分			被　害		文教施設		箇所	
人的被害	死　者		人		病　院		箇所	
	行方不明者		人		道　路		箇所	
	負傷者	重　傷	人		橋りょう		箇所	
		軽　傷	人		河　川		箇所	
					港　湾		箇所	
住家被害	全　壊		棟		砂　防		箇所	
			世帯		清掃施設		箇所	
			人		崖崩れ		箇所	
	半　壊		棟		鉄道不通		箇所	
			世帯		被害船舶		隻	
			人		水　道		戸	
	一部破損		棟		電　話		回線	
			世帯		電　気		戸	
			人		ガ　ス		戸	
	床上浸水		棟		ブロック塀等		箇所	
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人		発災	建　物	件	

非住家	公共建物	棟			危　険　物	件	
	そ　の　他	棟			そ　の　他	件	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　　害</td><td rowspan="4">都道府県災害対策本部</td><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">設置</td><td colspan="2" rowspan="2">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">農林水産業施設</td><td rowspan="2">千円</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>解散</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="5">災害対策本部設置市町名</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3" rowspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="5">災害救助法適用市町名</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">災害発生場所
災害発生年月日
災害の概況

消防機関の活動状況

その他（避難の勧告、指示の状況）</td></tr>
</table>

(19) 緊急車両指定

ア　緊急通行車両確認申出書

地震防災
災　　害　　応急対策用
原子力災害
国　民　保　護　措　置　用

緊急通行車両等確認申出書

年　　月　　日

滋賀県公安委員会　　殿

申出者住所
（電話）
氏　名

㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（　　）　　－
	氏名	
出発地		

（注）　この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。

備考　１　申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

イ　規制除外車両確認申出書

災　　害　　応急対策用
原子力災害
国　民　保　護　措　置　用

規制除外車両確認申出書

年　　月　　日

滋賀県公安委員会　　殿

申出者住所
（電話）
氏　名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（　　）　　－
	氏名	
出　発　地		

（注）この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。

備考１　申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

ウ　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　　月　　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

滋賀県公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番とする。

エ　規制除外車両確認証明書

第　　号

年　月　　日

規　制　除　外　車　両　確　認　証　明　書

滋賀県公安委員会　印

番号標に表示されている番号			
車両の用途			
使用者	住所		
	氏名		
通　行　日　時			
通　行　経　路		出発地	目的地
備　　考			

備考　　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番とする。

オ　緊急通行車両等事前届出書

災　　害
地震防災　　応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用
緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書

年　　月　　日

滋賀県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名　　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
出　発　地		

（注）この事前届出書は正副２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

災　　害　　第　　号
地震防災　　応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用
緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

滋賀県公安委員会　　印

（注）
1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部経由）に届け出て、再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2)緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3)その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

カ　規制除外車両事前届出書

災　　害　応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用
規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書

年　　月　　日

滋賀県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名　　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　　所	（　　）　　局　　番
	氏　　名	
出　発　地		

（注）この事前届出書は正面２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

災　　害　応急対策用　　第　　号
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用
規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

滋賀県公安委員会　印

（注）
１災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。

２届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部経由）に届け出て、再交付を受けてください。

３次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2)規制除外車両が廃車となったとき。
(3)その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

キ　緊急通行車両確認標章

備考
1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号)、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(20) 放送事業者との連携体制における連絡様式

緊急連絡（防災行政）

避難勧告等発令情報

（フリガナ）

滋賀県　　市・町　（第　　報）

送付日時　　月　　日　　時　　分
所属
氏名
電話

１　分類

- □ 新規
- □ 地域拡大（　　）
- □ 種別変更
  - □ 避難準備・高齢者等避難開始⇒避難勧告
  - □ 避難準備・高齢者等避難開始⇒避難指示（緊急）
  - □ 避難勧告⇒避難指示（緊急）
- □ 解除

２　発令日時

月　　日　　時　　分

３　対象地域・世帯

避難区分 Ａ～Ｃ	（フリガナ） 対象地域	（フリガナ） 避難所	対象世帯数	発令の理由 ①～⑤

４　避難区分（上の表に番号を記入）

Ａ 避難指示（緊急）：被害の危険が目前に切迫しており、避難のための住民を立ち退かせるもの
Ｂ 避難勧告：被害の危険が大きく、避難のための住民の立ち退きを勧めまたは促すもの
Ｃ 避難準備・高齢者等避難開始：被害の危険があり、避難に時間がかかる住民には避難を、その他の住民にも避難の準備を勧めまたは促すもの

５　発令の理由（上の表に番号を記入）

① 大雨による河川の氾濫や浸水の恐れがあるがため
　（河川名＿＿＿＿＿＿　具体的な状況＿＿＿＿＿＿＿＿）
② 大雨による土砂災害の恐れがあるため
③ 地震による家屋倒壊の恐れがあるため
④ 地震による土砂災害の恐れがあるため
⑤ その他（　　）

例）○○時に氾らんのおそれ

６　付加情報（特に住民に伝えたい情報など）

(21) 防疫関係

ア　災害状況報告書（様式１号）

災害状況報告書

受信者氏名		受信日時	平成　　年　　月　　日
送信者氏名		所属部署	

第　　報

報告 機関名		発生 年月日	年 月　日	月　日 時	現在の 状況		災害の 原因	

1　被害の概要

市町村名	全戸数	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	計	被害率	そ族昆虫駆	代執行の必	災害救助法	発生患者数					備考
												患者	疑似	保菌者	計	死者	

2　感染症予防法第 28 条によるそ族昆虫駆除に関する地域指定の要否

3　災害防疫所要経費概算額

4　感染症指定病院の被害の概略

5　その他参考となる事項

イ　防疫活動実施状況報告書（様式２号）

防 疫 活 動 実 施 状 況

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	備考
月日	区分	赤痢患者発生数				前年同期赤痢患者発生数				防疫活動をしている市町村数（応援を除く）	防疫活動をしている保健所数（応援を含む）	保健所職員の防疫活動従事者数（雇上職員を含む）	本庁職員の防疫活動従事者数（雇上職員を含む）	清潔方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	感染症予防法による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	
		真症	疑似	保菌者	死者	真症	疑似	保菌者	死者													
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
計	週間																					
	累計																					

（注）報告に際しての注意事項
① 「1 赤痢患者発生数」とは、り災市町村における赤痢患者発生数をいう。
② 「2 前年同期赤痢患者発生数」とは、「1 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
③ 「7 清潔方法を行った戸数」、「8 消毒方法を行った戸数」および「9 そ族昆虫駆除を行った戸数」とは、感染症予防法の規定により、市町村または都道府県が実施したものをいう。
④ 「16 備考」には、り災地域における赤痢以外の感染症患者数、臨時感染症指定医療機関設置数、同収容患者数および代執行による実施戸数（清潔方法、消毒方法、そ族昆虫駆除の別に再掲）その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
⑤ 防疫活動終了のときは、その旨報告すること。
⑥ 防疫活動状況報告の第１回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

(22) 彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱

彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱

（平成 26 年 4 月 1 日告示第 99 号）
改正 令和 5 年 7 月 27 日告示第 201 号

彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱(平成 20 年彦根市告示第 97 号)の全部を改正する。

(趣旨)
第 1 条　この要綱は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に実施する災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する同項に規定する避難支援等（以下「避難支援等」という。）に必要となる避難行動要支援者の名簿の作成等について、必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)
第 2 条　この要綱は、彦根市地域防災計画に位置付けるものとする。

(避難行動要支援者)
第 3 条　避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者とする。
(1)　満 75 歳以上の独居の高齢者または満 75 歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
(2)　要介護 3、4 または 5 の認定を受けている者
(3)　1 級または 2 級の等級の身体障害者手帳を有する者
(4)　A1 またはA2 の等級の療育手帳を有する者
(5)　1 級または 2 級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者
(6)　難病患者(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)別表に掲げるものによる障害の程度が日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。)
(7)　前各号に準じる状態にある者で、特に災害時の避難支援等が必要であると認められるもの

(避難行動要支援者の情報の収集)
第 4 条　市長は、法第 49 条の 10 第 4 項の規定により、避難行動要支援者を把握するため、前条各号に該当する者に係る個人情報について、市が保有する場合はその情報を利用し、滋賀県が保有する場合は滋賀県に対し情報の提供を求めるものとする。
2　市長は、避難行動要支援者を把握するため、前項に掲げる方法によるほか、民生委員・児童委員その他関係機関に対し、必要な調査を行うものとする。

(避難行動要支援者名簿)
第 5 条　市長は、法第 49 条の 10 第 1 項の規定により、前条の規定により収集した避難行動要支援者の情報を基に彦根市避難行動要支援者名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、管理し、および保管する。
2　避難行動要支援者名簿は、福祉保健部社会福祉課、高齢福祉推進課および障害福祉課、市長直轄組織危機管理課ならびに消防本部警防課（以下「関係課」という。）において利用する。
3　法第 49 条の 11 第 2 項に規定する避難支援等関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に同条第 3 項の規定により避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる場合において、避難行動要支援者が居住する地域の自治会（次条第 5 項において「自治会」という。）は、避難支援等関係者とする。
4　法第 49 条の 11 第 3 項の規定により避難行動要支援者名簿の情報を提供する場合において、市長は、彦根市災害対策本部において審査の上、情報の提供の適否を決定するものとする。
5　前項の規定により提供する情報および提供先は、予想される災害の種別および規模、予想される被災地域の地理的条件、過去の災害経験等を総合的に勘案し、避難支援等の実施のための必要最小限のものとする。

（災害時登録者名簿）
第６条　市長は、避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者のうち、地域住民等による避難支援等を希望する者を災害時避難行動要支援者として登録した彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿（以下「災害時登録者名簿」という。）を作成するものとする。
２　災害時登録者名簿への登録を希望する者は、地域協力者（当該希望する者の近隣者等のうち当該希望する者の避難支援等に協力することができるものをいう。以下同じ。）を可能な限り指名し、彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書(別記様式第１号)に、避難支援等を受けるために必要な自己の情報および当該地域協力者に係る情報を記載して市長に提出するものとする。
３　前項の申請を行う者（以下「申請者」という。）および地域協力者は、当該申請に当たり、自己の災害時登録者名簿の情報が関係課において利用されること、および平常時から避難支援等関係者に提供されることについて同意するものとし、彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書(別記様式第２号)を同項の申請書に添えて市長に提出するものとする。
４　市長は、第２項の申請書および前項の同意書が提出されたときは、当該申請者を災害時避難行動要支援者として災害時登録者名簿に登録する。
５　市長は、災害時登録者名簿に登録した情報を関係課において利用し、および第８条の規定により避難支援等関係者（彦根警察署、民生委員・児童委員、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)、自主防災組織、自治会および地域協力者に限る。）に提供するものとする。この場合において、彦根警察署および市社協への提供は、避難支援等に係る協定に基づき行うものとする。

（災害時登録者名簿の保管等）
第７条　災害時登録者名簿は、正本および副本を作成する。
２　災害時登録者名簿の正本は市長が保管し、副本は関係課が保管するものとする。

（災害時避難行動要支援者登録情報記録票等）
第８条　市長は、災害時登録者名簿により彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票（別記様式第３号。以下「記録票」という。）を作成し、第６条第５項に規定する避難支援等関係者に提供するとともに、その写しを当該登録要支援者に交付するものとする。
２　前項の規定により記録票の提供を受けた同項に規定する避難支援等関係者（以下「登録情報受領者」という。）は、彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票受領書(別記様式第４号)を市長に提出するものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、市長は、必要があるときは、災害時登録者名簿により彦根市災害時避難行動要支援者登録者一覧表（別記様式第５号。以下「一覧表」という。）を作成し、第６条第５項に規定する避難支援等関係者に提供するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

（記録票による支援）
第９条　登録情報受領者は、登録要支援者に対し、記録票または一覧表（以下「記録票等」という。）により次に掲げる避難支援等の実施に努めるものとする。
(1)　災害時における避難誘導、安否確認等
(2)　前号の活動を容易にするために平常時から地域において行う声掛け、安否確認等
(3)　災害時に備えた避難訓練、防災訓練等への災害時避難行動要支援者の参加を促進する活動
２　前項の規定にかかわらず、彦根警察署および市社協は、避難支援等に係る協定に基づき、避難支援等を実施するものとする。
３　登録情報受領者は、記録票を避難支援等以外の目的で利用してはならない。

（記録票等の複製）
第10条　記録票等は、原則として複製してはならない。
２　前項の規定にかかわらず、災害時において避難支援等の実施に必要な場合は、登録情報受領者は、複写による記録票等を取り扱う者を定めた上で記録票等を必要な枚数に限り複製することができるものとする。この場合において、登録情報受領者は、当該複写による記録票等を使用後速やかに回収し、適正な方法による廃棄、市への返却等の措置をとるものとする。

(記録票等の保管等)
第 11 条　登録情報受領者は、記録票等を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理しなければならない。
2　登録情報受領者は、記録票等を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
3　登録情報受領者は、不要となった記録票等を市に返却するものとする。
4　登録情報受領者は、記録票等に記載された情報および避難支援等の実施において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。避難支援等を離れた後も同様とする。

(登録要支援者の取組)
第 12 条　登録要支援者は、平常時から、登録情報受領者と連携し、災害時において避難する時に持ち出す必要がある物品等の準備に努めるとともに、災害時に備えた避難訓練、防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(登録事項の変更等)
第 13 条　市長は、避難行動要支援者名簿にあっては随時に点検するよう努めるものとし、災害時登録者名簿にあっては毎年度 1 回登録事項を点検するものとする。
2　登録要支援者または登録情報受領者は、記録票に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。
3　市長は、前項の規定による報告があったときは、災害時登録者名簿の原本にその旨を記載するとともに、必要に応じて、登録要支援者、登録情報受領者および関係課に変更事項を連絡するものとする。

(登録要支援者の登録の推進)
第 14 条　市長は、登録要支援者の登録を推進するため、広報紙等によりその周知を行うものとする。
2　登録情報受領者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(庶務)
第 15 条　この要綱に関する事務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(事業の委託)
第 16 条　市長は、災害時避難行動要支援者制度の実施について市社協に委託することができるものとする。
2　前項の場合における第 6 条第 5 項後段および第 9 条第 2 項の規定の適用については、第 6 条第 5 項後段中「彦根警察署および市社協への提供は、避難支援等に係る協定に基づき」とあるのは「彦根警察署への提供にあっては避難支援等に係る協定に基づき、市社協への提供にあっては委託契約に基づき」と、第 9 条第 2 項中「彦根警察署および市社協は、避難支援等に係る協定に基づき」とあるのは「彦根警察署は避難支援等に係る協定に基づき、市社協は委託契約に基づき」とする。

(その他)
第 17 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則
この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 28 年 4 月 1 日告示第 121 号)
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 31 年 4 月 1 日告示第 85 号)
この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(令和 3 年 12 月 1 日告示第 264 号)
1 この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

付　則(令和４年４月１日告示第148号)
この告示は、令和４年４月１日から施行する。

付　則(令和５年７月27日告示第201号)
この告示は、令和５年７月27日から施行する。

別　記
様式第1号(第6条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿			
登録年月日	年　　月　　日	登 録 No.	
廃止年月日	年　　月　　日	廃止理由	

年　　月　　日

彦根市長　　様

彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書

私は、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿への登録を申請します。

ふりがな 氏　名		性　別	男　・　女
		電話番号	
		携帯電話番号	
生年月日	年　　月　　日生（　　歳）	ＦＡＸ番号	
郵便番号 住　所	〒 彦根市	地　区 (小学校区)	

1	あなたが該当する項目の番号に○印をしてください。 (7)の場合は、その状態も記入してください。 ※この項目は情報提供しません。	(1)　満75歳以上の独居生活または満75歳以上の者のみの世帯 (2)　要介護 3 ・ 4 ・ 5 の認定を受けている者 (3)　身体障害者手帳 1級 ・ 2級 を有する者 (4)　療育手帳 A1 ・ A2 を有する者 (5)　精神障害者保健福祉手帳 1級 ・ 2級 を有する者 (6)　難病患者 (7)　(1)～(6)に準じる状態にあり、災害時に避難支援等が必要である者 (状態は、　　)
2	あなたの身体等の状況に当てはまるもの全てに○印をしてください。	(1) 寝たきり　(2) 手が不自由　(3) 足が不自由　(4) 目が不自由 (5) 耳が不自由　(6) 医療機器等の携帯が必要　(7) 常時薬の所持を要する (8) その他　(　　)　(9) 健康
3	あなたが受けたい支援等の番号に○印をしてください。	(1) 安否確認のみでよい。(避難等の災害情報の伝達を含む。) (2) 避難場所まで付き添ってほしい。 ・車椅子が(必要 ・ 不要)　・車椅子の所有(有 ・ 無) (3) 移動が困難なので、車などで避難場所まで搬送してほしい。 ・車椅子が(必要 ・ 不要)　・車椅子の所有(有 ・ 無) (4)　その他　(　　) (5)　支援の必要はない。
4	家族構成・同居状況等(本人を含む。)	人
5	上記の1～4の事項以外に避難支援等で特に気を付けて欲しい事項を記入してください。	

6	家族または親族の緊急時の連絡先	ふりがな 氏　名	あなたとの関　係	住　所	電話番号(携帯電話番号)
7	避難等を手助けいただく地域協力者の連絡先 ※介護事業所等のサービス等を利用されている場合はご記入ください。	ふりがな 氏　名	あなたとの関　係	住　所	電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住　所(事業所)	電話番号(事業所)
8	民生委員・児童委員	氏　名		住　所	電話番号(携帯電話番号)
9	自主防災組織名		10	自治会名	
11	避難する場所を記入してください。	【避難場所等の名称】			

居宅から避難場所までの経路図
居宅から避難場所までの経路を記入してください。(記入できない場合はそのまま提出してください。)

様式第2号(第6条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書

年　　月　　日

彦根市長　　様

申請者の 住　　所	
申請者の 氏　　名	

地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	

※地域協力者の欄は地域協力者本人が署名してください。
また、地域協力者として登録される全ての方の記載をお願いします。

申請者および地域協力者は、彦根市災害時避難行動要支援者の登録に当たり、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、下記のことに同意します。

記

1	申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿」に登録され、市関係課(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・危機管理課・警防課)において情報共有されること。
2	申請書の1の項目を除き、申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票」として、地域協力者、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織代表者および自治会長(町内会長)に提供されること。

様式第3号(第8条関係)

年　　月　　日

彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票

(災害時避難行動要支援者登録者)

ふりがな 登録者の氏名		性別	男　・　女
		電話番号	
		携帯電話番号	
生年月日	年　月　日（　歳）	ＦＡＸ番号	
郵便番号 住所	〒 彦根市	地区 (小学校区)	

1	身体等の状況	
2	受けたい支援等	
3	家族構成・同居状況等(本人を含む。)	人
4	その他避難支援等で特に気を付けて欲しい事項	

5	家族または親族の緊急時の連絡先	氏名	登録者との関係	住所	電話番号(携帯電話番号)

<table>
<tr><td rowspan="5">6</td><td rowspan="5">避難等を手助けいただく地域協力者の連絡先</td><td colspan="2">氏　　名</td><td>登録者との関　　係</td><td>住　　所</td><td>電話番号(携帯電話番号)</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">介護事業所等</td><td>担当者</td><td>住　　所(事業所)</td><td>電話番号(事業所)</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">民生委員・児童委員</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="2">住所</td><td>電話番号(携帯電話番号)</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>自主防災組織名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>9</td><td>自治会名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>10</td><td>避難場所</td><td>①</td><td></td><td>②</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="5">居宅から避難場所までの経路図</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

様式第4号(第8条関係)

年　　月　　日

彦根市長　　様

避難支援等関係者の区分

1	地域協力者
2	民生委員・児童委員
3	自主防災組織(名称：　　)
4	自治会(名称：　　)
5	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
6	彦根警察署

※該当する番号に○を付けてください。3または4の場合には、名称も記入してください。

避難支援等関係者の

住所	
氏名	

彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票受領書

このたび、彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票(　　人分)を確かに受領いたしました。
提供を受けた個人情報は、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱の規定に基づき厳重に管理し、災害時避難行動要支援者登録者の避難支援等の目的以外には、一切使用いたしません。

様式第5号(第8条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録者一覧表

年　月　日作成

番号	同意書の有・無	氏名	年齢	性別	電話番号	避難場所	避難支援時の留意事項	緊急連絡先	地域協力者

(2) 原子力災害防護措置基準表（OIL と防護措置について）

<table>
<tr><th colspan="2">基準の名称と種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値　※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>OIL1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
(地上1mで計測した場合の空間放射線量率　※2)</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)</td></tr>
<tr><td>OIL4</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000cpm※3
(皮膚から数cmでの検出器の計数率)

β線：13,000cpm※4【1か月後の値】
(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td><td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング（避難退域時検査）を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>OIL2（一時移転基準）</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</td><td>1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6
(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</td></tr>
<tr><td rowspan="5">OIL6
飲食物摂取制限基準</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水・牛乳・乳製品</td><td>野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他</td><td rowspan="5">1 週間内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg
※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※1　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、OIL の初期設定値は改定される。

※2　本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超

えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20 ㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4　※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bｑ/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。

※8　根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項

ア　効能又は効果

原子力災害により放射性物質が周辺環境に放出された場合、放射性物質のうち放射性ヨウ素が吸入、経口摂取等により体内に取り込まれると、放射性ヨウ素は甲状腺に選択的に集積するため、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響により数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇する。また、その影響は年齢が低いほど大きい。

安定ヨウ素剤とは、放射性でないヨウ素を内服用に製剤化したもので、主成分はヨウ化カリウムである。放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用すると、血中のヨウ素濃度が高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができる。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。ただし、安定ヨウ素剤の効能又は効果は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることのみであり、放射性物質に対する万能の治療薬ではない。安定ヨウ素剤は甲状腺以外の内部被ばく及び希ガス等による外部被ばくには全く効果がなく、避難、一時移転、屋内退避、飲食物の摂取制限等の他の防護措置と組み合わせて活用することが重要である。

イ　服用方法

（ア）服用量

安定ヨウ素剤の対象者別の適切な服用量（1 回分）を表に示す。安定ヨウ素剤を適切な服用量を超えて服用しても効能又は効果を高めることにはならないことから、適切な服用量を守る必要がある。

表 安定ヨウ素剤の適切な服用量（1 回分）

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後１か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg）１包

生後１か月以上 3 歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg）2 包 又は ゼリー剤（32.5mg）1 包
3 歳以上 13 歳未満	38	50	丸剤（50mg）1 丸
13 歳以上	76	100	丸剤（50mg）2 丸

生後１か月未満の者はゼリー剤(16.3mg)1 包、生後 1 か月以上 3 歳未満の者はゼリー剤（16.3mg）2 包又はゼリー剤(32.5mg)1 包を服用する。

3 歳以上 13 歳未満の者は丸剤 1 丸、13 歳以上の者については 2 丸を服用することとする。7 歳以上 13 歳未満の者はおおむね小学生に、13 歳以上の者はおおむね中学生以上に該当することから、小学 1～6 年生に対しては丸剤 1 丸、中学生以上に対しては丸剤 2 丸を配布することが適当である。

ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤を用いる必要があり、丸剤の服用が困難な 3 歳以上 13 歳未満の者はヨウ化カリウム 50mg 相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）1 包＋ゼリー剤(32.5mg)1 包」)を服用し、丸剤の服用が困難な 13 歳以上の者はヨウ化カリウム 100mg 相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）2 包＋ゼリー剤（32.5mg）2 包」、「ゼリー剤（32.5mg）3 包」）を服用する。

参考までに、WHO ガイドライン 2017 年版においては安定ヨウ素剤の適切な服用量(1 回分)は、ヨウ素量として 3 歳～12 歳までは 50mg, 12 歳を超えると 100mg とされているが、表に示されたヨウ素量で十分な効能又は効果が得られることは過去の文献からも明らかである。

なお、消毒液やうがい薬として市販されているヨウ素含有医薬品は経口摂取時の安全性が確認されておらず、ヨウ素含有量が高い食品については消化吸収等に時間を要する [10]ことから、原子力災害時の防護措置として、安定ヨウ素剤の代わりにヨウ素含有医薬品及び食品で摂取することは不適切である。

（イ）服用のタイミング

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前からばく露後 2 時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90%以上を抑制することができる。また、既に放射性ヨウ素にばく露された後であっても、ばく露後 8 時間であれば、約 40%の抑制効果が期待できる。しかし、ばく露後 16 時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている。なお、この効果は、安定ヨウ素剤服用後、少なくとも 24 時間は持続することが認められている。

また、甲状腺機能亢進症の患者のデータではあるが、放射性ヨウ素にばく露後 24 時間以上経過して安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に蓄積した放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性よりも有害性が大きくなる可能性がある。

このように、安定ヨウ素剤の服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要であり、平時から住民に適切な服用のタイミングについて周知する必要がある。また、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急時の配布手段の設定等の平時からの準備が必要となる。

（ウ）服用回数

服用回数は原則 1 回とし、複数回の服用をしなくてよいように住民の避難等の防護措置を講ずることを前提としている。ただし、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの可能性が 24 時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24 時間の間隔を空けて服用することとする。複数回の服用についても、原則として、原子力規制委員会が再度の服用の必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体からの指示があった場合のみ服用する。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響を受けやすい妊婦、授乳婦及び新生児も含めて、状況によっては複数回の服用が必要となる可能性もある。妊婦、授乳婦及び新生児は WHO ガイドライン 2017 年版において複数回の服用を避けるべき対象者とされているものの、このような状況においても、特に妊婦、授乳婦及び新生児が、服用指示が出された際に服用をちゅうちょすることがないよう、副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。

ウ　服用対象者

（ア）服用を優先すべき対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなる。服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

授乳婦、新生児及び乳幼児については、母体が摂取したヨウ素（放射性ヨウ素及び安定ヨウ素）の最大 1/4 程度が母乳に移行するとされているため、母体が放射性ヨウ素にばく露された場合には、母乳を介して乳児が放射性ヨウ素にばく露されるリスクがあることから、母乳栄養を一時的に中断した上で乳児に安定ヨウ素剤を服用させることが適切である。ただし、安全性が確認されたミルクを確保できない間は、母乳栄養を継続する選択が考えられる。

一方で、緊急時に母乳栄養を一時的に中断するリスク（母体側として乳房緊満による乳腺炎、乳児側として母乳以外を受け付けない場合の脱水、低血糖等）についても十分に考える必要があり、母体が定められた用量の安定ヨウ素剤を単回服用した場合、母乳に移行する安定ヨウ素が乳児の甲状腺機能に与える健康影響は小さいことから、母体の放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が低いことを前提として母乳栄養は継続し、乳児自身も定められた用量の安定ヨウ素剤を服用する。なお、乳児のうち特に新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくにより甲状腺がんが発生する確率は、被ばく時の年齢が 18 歳未満の者では成人の 3 倍であるという報告があり、年齢が 18 歳未満の者は安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。また、その中でも特に 6 歳未満の乳幼児は、チェルノブイリ原子力発電所事故後の調査において甲状腺がんが多発していることから、服用を優先すべき対象者であると考えられる。

なお、妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等は、一般的に薬剤服用に対する抵抗感を持っていると考えられるため、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であることを周知する必要がある。

（イ）40 歳以上の者への効果

原爆被爆者については、成人期以降に被ばくした者における甲状腺がんの発症について統計的に有意なリスクの上昇は確認されておらず、チェルノブイリ原子力発電所事故の被災者については、甲状腺がんの発症のリスクの上昇が明らかであるのは 18 歳未満の者である。また、WHO ガイドライン 2017 年版においては、40 歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている。

したがって、40 歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要性は低いが、40 歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、胎児及び乳児に対する放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響が大きいことから、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。なお、高齢者については、安定ヨウ素剤の誤嚥のリスクに配慮するまでもなく、医学的に安定ヨウ素剤の服用の必要がないことは明らかである。

エ　副作用

（ア）副作用の可能性

安定ヨウ素剤の副作用としては、急性のアレルギー反応と甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響が考えられる。

ヨード系造影剤により引き起こされるようなアナフィラキシーショックを含むアレルギー反応は、ヨウ素含有量や投与方法等が異なり、安定ヨウ素剤の服用で生じる可能性は極めて低い。また、安定ヨウ素剤に含まれるヨウ化カリウムによりアレルギー症状が生じる可能性は極めて低く、ヨウ化カリウム以外の添加物についても、他の薬剤及び食品添加物として汎用されている使用実績や、含有量が微量である点からも安全性は極めて高いといえる。甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響についても、単回服用で生じる可能性は極めて低い。

チェルノブイリ原子力発電所事故時に安定ヨウ素剤の服用を実施したポーランドでは、5,061 名の成人のうち 2 名が緊急対応を必要とする気管支れん縮を発症したが、どちらも既に重度の気管支症を発症しており、安定ヨウ素剤の服用との明確な因果関係は示されていない。また、12,641 人の 16 歳未満の者を含む 34,491 人において、永続的な甲状腺機能障害は見られなかった。生後 1 日目に安定ヨウ素剤を服用した新生児 3,214 人では、甲状腺機能低下症が 12 名（0.37%）に認められたが、16～20 日後にはすべて正常化したことが報告されている。東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者のうち約 2,000 人が安定ヨウ素剤を服用した。急性のアレルギー反応の報告はなかったが、安定ヨウ素剤を連続 14 日間以上又は合計 20 丸服用した 229 人（すべて男性）中 3 人（1.3%）に、血液検査で一過性の甲状腺機能低下症が疑われた。また、229 人中 4 人（1.7%）に血液検査で潜在性の甲状腺機能低下症が疑われたが、一般人口における比率との違いは認められなかった。

以上から、安定ヨウ素剤の服用で副作用が生じる可能性は極めて低く、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者である妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等が服用をちゅうちょすることがないよう、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。

また、安定ヨウ素剤に含まれるカリウム量は、食品に含まれる量と比較すると僅かであり、成人の１回分の服用量である安定ヨウ素剤２丸中に含まれるカリウム 24mg は、以下に示す食品の可食部 100g 中に含まれる量と比較すると、食パン 1/4、バナナ 1/15、納豆 1/29～1/28、焼き芋 1/23、カツオ生食 1/18～1/16、焼きイワシ 1/15 と同量程度である。したがって、「慎重服用項目」及び「相互作用の可能性がある薬剤」について、適量の服用であれば健康影響が生じる可能性は極めて低く、該当する者が安定ヨウ素剤の配布及び服用に際し不利益を被ることのないよう、配布に携わる者への周知が必要である。

（イ）副作用への対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入れ可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行う必要がある。

また、甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、妊婦の単回服用の場合、一般成人のデータによると甲状腺機能は正常範囲内の一過性の変化であると考えられ、経過観察を優先すべき対象者は新生児である。

服用後数日以降の経過観察について、特に新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症については配慮が必要であり、血液検査等による確認を行うことが考えられる。

安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（抜粋）
原子力規制庁（令和３年７月 21 日一部改正）

(4) 食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値

食品群	基準値（ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10